

2012 年度 修士論文

建築家設計の公共施設における意図の乖離に関する研究
- 創り手と使い手の意図伝達に着目して -

Research of Deviation of intent in public facilities designed by Architect,
focusing on the method of communication

山根 教彦
Yamane, Norihiko

東京大学大学院新領域創成科学研究科
社会文化環境学専攻

目次

第1章 序論 - 「創り手」の意図と「使い手」の意図の乖離 -	2
1-1 研究の背景	2
1-2 問題意識と目的	4
1-3 用語の定義	5
1-4 先行研究の検討と本研究の位置づけ	5
1-5 研究概要	6
1-5-1 論文の構成	6
1-5-2 調査方法	6
第2章 意図の乖離の発生に関する歴史的考察	9
2-1 建築家としての設計者	9
2-1-1 建築家とは	9
2-1-2 海外における建築家の歴史	10
2-1-3 日本における建築家の歴史	13
2-1-4 日本の建築家の違い	14
2-1-5 小括	20
2-2 意図の乖離はいつから存在したか	21
2-3 公共建築の調達の変遷：発注方式の変化	24
2-4 運営管理概念の生まれ	26
2-5 「使い手」と建築	27
2-6 小括	29
第3章 公共施設設計において表面化した問題の事例調査	33
3-1 はじめに	33
3-2 事例分析	33
3-3 問題発生の時期と概要	34
3-4 小括	41

第4章 意図の乖離における問題の事例調査	45
4-1 調査対象	45
4-2 せんだいメディアテーク	47
4-2-1 概要	47
4-2-2 ヒアリング対象者	47
4-2-3 建設経緯	48
4-2-4 建築概要	51
4-2-5 発生した意図の乖離と対応	53
4-2-6 意図の乖離への捉え方と意図伝達	56
4-2-7 まとめ	57
4-3 豊田市生涯学習センター逢妻交流館	58
4-3-1 概要	58
4-3-2 ヒアリング対象	58
4-3-3 建設経緯	59
4-3-4 建築概要	62
4-3-5 発生した意図の乖離	64
4-3-6 意図の乖離への捉え方	69
4-3-7 まとめ	70
4-4 東京大学柏キャンパス環境棟	71
4-4-1 概要	71
4-4-2 ヒアリング対象	71
4-4-3 建設経緯	72
4-4-4 建築概要	76
4-4-5 発生した意図の乖離	78
4-4-6 意図の乖離への捉え方	84
4-4-7 まとめ	86
4-5 調査分析	87
4-5-1 事例整理	87
4-5-2 分析と考察	90
第5章 結論	96
おわりに	100

第1章 序論 - 「創り手」の意図と「使い手」の意図の乖離 -

1-1 研究の背景

1-2 問題意識と目的

1-3 用語の定義

1-4 先行研究の検討

1-5 研究概要

1-1 研究の背景

建築を建設するには発注者、設計者、利用者など多数の人々に関わる。そこにはそれぞれの建築に対する意図が存在し、それらが乖離してしまうとき、建築はうまく機能せず、衰退を余儀なくされ、最悪の場合、解体される。

こういった建築における意図の乖離は、建築家と呼ばれる職能を持った人が設計者となると、顕著に表れてくる。専門家として建築家が意図する思想と、現場で実際に建築に関わる一般の人々の意図との間には乖離が生じやすい。このような乖離が社会的な問題として表面化するまでに発展した事例には 2005 年「富弘美術館空調問題」や 2006 年「邑楽町庁舎訴訟」、2009 年「(仮称)小田原城下町ホール建設問題」などがある。これらの事例に共通するのは、設計競技の形で広く設計者を募り、建築界では著名な建築家が設計者に選定されている公共施設であるということである。そして、建築界では新しい試みとして設計案や設計プロセスなどが紹介されるほど評価されている。

しかし、実際に建設が始まった後や竣工後に、意図の乖離による問題が立ち現われ、工事の中止や追加工事とそれに伴う損害賠償請求などへと発展している。こういった事例以外にも、建築界で評価されている建築が、利用者から批判されているものは少なくない。

こういった建築の評価に対して、建築家たちはある程度共通の認識を抱いていると言える。例えば、建築学会内の委員会組織として、1995 年に「建築作品評価小委員会」が設置されている。その委員の一人である大野は自身の雑感として次のように述べる。

「建築界」内部での建築の評価活動は活発である…(中略)…しかし、これらの評価システムは荒っぽく言えば建築界内部の、いわば仲間内の評価である。

(大野 1997)

その後、その委員会の後継となる作品評価小委員会の幹事であった田所は 2004 年 3 月の『建築雑誌』(日本建築学会)内で以下のように記している。

ひとつの建築作品は完成後、さまざまな視点からその性能・価値を測られ、「作品」としての評価が形づくられていく。だが、建築を「作品」と呼び、その良し悪しを評価するという事態が、もしかすると今日の時代状況にあまりそぐわなくなっているのかもしれない。

(田所 2004)

また、2009年出版の『有名建築その後』（日経BP社）の冒頭でも、

評価とひと口に言っても、専門家の評価と一般の人の評価には大きなズレがある。専門家が
良いと言っても、一般の人はそう感じないことがあるし、その逆もある。

（藤森 2009）

というように、建築家側も建築界の意図する思想や評価が一般社会と乖離していることを認識し、問題提起がなされてきた。それにも関わらず、改善されにくいのは「建築は今よりもっと通俗的になり、ある意味で保守的にならざるを得ない」（大野 1997）からであり、建築家としての職能を失いかねないからであろう。

また、上述したような問題が表面化している一つの要因として、近年増加している公共施設の公募型プロポーザルコンペ（以下、プロポ）への建築家の参加が挙げられる。

バブル時代に大量に建設された公共施設は「ハコモノ」と批判され、談合や政府との癒着など建築の負の側面を大きく社会に知らしめることになった。一般市民が建築に対する抵抗感や不信感を大いに抱く原因である。そういったイメージからの脱却を図るべく、建設プロセスの透明性を持って、取り入れられたプロポは、結果的に有名建築家たちの独壇場となっている。しかし、市民の建築への不信感は根強く、民間の建築を設計する場合と異なり、建築家の思想が広く市民全般に理解されることは難しい。

建築界では評価される設計者側の意図が実際には利用されず、斬新な発想による提案に対して、公共施設ゆえに「税金の無駄遣い」と一般市民からの批難的となっており、設計者や発注者にその矛先が向かっているのが現状である。

1-2 問題意識と目的

前節で述べた状況の中で、建築に起こる問題は、設計者や発注者ら創り手側の責任として捉えられることが多い。しかし、果たして、創り手側の問題であると判断し、技術的もしくは金銭的な問題解決を図ることで終わらせてしまってよいのだろうか。これらの問題の中には、利用者が「考える」ことを放棄してしまっている社会的な背景を見過ごしてしまっているのではないか、ということが本研究における問題意識である。

建築界で評価されているものの多くは、新しい可能性を切り開くものとして、次代への発展を想起させるものや、現代社会の問題解決を図ろうとしているものであることも否定できない。そういった提案を含んだ建築に対して、使い手がいかに考え、うまく利用することができるかといった視点も必要ではないだろうか。

こういった問題意識をもとに、いかに創り手の意図と使い手の意図の乖離を埋めることができるのかを考察するために、以下のような研究目標を設定した。

- (1) 過去の意図の乖離が表面化した事例を整理し、その実態を明らかにする
- (2) 現在運営中の施設にヒアリングを実施し、関係者の立場ごとの意図の乖離に対する捉え方と対応方法を分析する

(1)(2)を踏まえ、竣工後の運営の中で意図の乖離を埋めていくための在り方を提示することを本研究の目的とする。

またここで公共施設にこだわる理由は以下の3つである。

1. 不特定多数の利用者(発注者・運営管理者を含む)がいるため、意図の乖離が起りやすい
2. 公共施設は運営が公的¹であり、乖離による問題が放置されやすい
3. 今後公共施設が地域の交流拠点としてさらなる役割が求められる

1-3 用語の定義

・創り手

ここでは建築行為に大きく関与した人々を総称して創り手と表現する。主に設計者・発注者を示す。

・使い手

ここでは実際に建築を使う側の立場の人々を総称して使い手と表現する。主に発注者・運営者・管理者・一般利用者などを示す。

・意図

創り手側の思想や、建築の設計意図、コンセプトなどを「創り手の意図」、使い手側の建築への要求などを「使い手の意図」とし、それらを総称する時、「建築に対する意図」と表現する。

・建築家

日本には建築家という法的な立場は存在せず、資格上は建築士とされるが、建築士は建築に関わるあらゆる分野での業務に従事しているのが現状である。ここでは特に建築士資格を有し、建築設計・監理に従事している人々の事を示す。

1-4 先行研究の検討と本研究の位置づけ

建築物を対象とした設計者と利用者の意図の乖離、意識のズレといったテーマで行われた学術的な研究は非常に少ない。それは、建築学はあくまで工学的立場に基づくものであるからだと考えられる。冒頭で述べたように、建築界の共通認識として、意図の乖離は問題視されているが、あくまで建築雑誌などのトピックで扱われる程度で、研究としては扱われていない。

既往研究では、設計者と利用者の意図の乖離や、設計意図と使用者の施設評価を問う研究として、田中(1999)や遠山(2002)のように、設計意図と使用者の関わりについて、アンケート調査から利用評価を導いているものや、八木澤(2000)のように運営者や利用者へのヒアリングやアンケートから評価を行い、施設用途における設計要件へのフィードバックを図るものなどが見受けられた。これらは施設の利用実態を明らかにしたり、施設の利用評価を分析するなど、使い方調査(POE)に類するものである。

しかし、これらは設計段階での対応を検討するものが主であり、運営段階での対応を検討するには不十分である。

本研究は運営段階での対応を検討する研究として、まずは創り手と使い手の取るべき態度を示し、今後の研究の足掛かりとする。

1-5 研究概要

1-5-1 論文の構成

論文は、5章で構成する。以下にその構成を述べる。

第1章で、建築家設計の公共施設における創り手と使い手の意図の乖離に対する問題意識を述べ、研究の目的を設定した。

第2章では、建築家と一般人の間で、意図の乖離が生まれてきた経緯について歴史的な検討を行う。もはや建築界では共通認識として抱かれている一般人との意図の乖離が生まれてきた経緯を過去の文献から考察する。その際に「建築家の歴史」、「過去の意図の乖離」、「公共施設の発注方式の変化」、「運営・管理概念の発生」「使い手と建築の関係」といった5つの視点から、その歴史的変遷を明らかにし、意図の乖離の発生に関する歴史的考察を行う。

第3章では、公共施設において過去に大きく表面化した問題の事例に関するデータ収集を行い、その傾向を捉える。

第4章では、3章で挙げた問題の起きた事例において、ヒアリング・文献調査を行った結果を示し、意図の乖離の実態を明らかにすると共に、意図の乖離の原因や関係者の問題に対する捉え方などを分析する。

第5章では、前章までに得られた知見を元に、竣工後の運営の中で意図の乖離を埋めていくための在り方を提示する。そして、意図の乖離において明らかになった建設プロセス上の問題点や建築評価の在り方についても指摘し、結論とする。

1-5-2 調査方法

対象とする各建築施設において主たる関係者へのヒアリング及び資料・文献調査を行うことによってデータを収集・分析する。

補注

1. 個人住宅では設計者と利用者が1対1の関係をつくりやすく問題解決を図りやすい。また、商業施設などの民営施設は乖離による問題が売り上げなどの目に見える形で表面化しやすく、問題解決を試みるため、意図の乖離が放置されることは少ない。

参考文献

- 1) 田所辰之助(2004)『『建築』を拡張する新たなディシプリン』『建築雑誌 vol.119 No.1517』日本建築学会、pp.44-45
- 2) 田中真希ら(1999)「建築家の意図と使用者・一般との関わりに関する研究-山田守設計の東海大キャンパスに関する学生の意識調査-」日本建築学会大会学術講演梗概集
- 3) 遠山元(2002)「設計者の意図と実際の住まい方」日本建築学会大会学術講演梗概集
- 4) 藤森照信(2009)「建築は人々の器」『有名建築その後』日経 BP 社、pp6-12
- 5) 八木澤惣一(2000)「設計意図と施設の評価からみた使う側が求める火葬場像について」日本建築学会大会学術講演梗概集

参考 WEB サイト

- 1) 大野秀敏(1997)「建築評価のフレームワーク」『大野秀敏 公開文献リスト』
<<http://kingo.t.u-tokyo.ac.jp/ohno/po/ohno.html>> (2012.12.07 参照)

第2章 意図の乖離の発生に関する歴史的考察

2-1 建築家としての設計者

2-2 意図の乖離はいつから存在したか

2-3 公共建築の調達歴史：発注方式の変化

2-4 運営管理概念の生まれ

2-5 「使い手」と建築

2-6 小括

第2章 意図の乖離の発生に関する歴史的考察

2-1 建築家としての設計者

「創り手」としての建築家と「使い手」との意図の乖離を考察するにあたり、創り手の中でも建築家と呼ばれる人々とそれ以外の立場が建築に対してどういった意図を持っているかを理解しなければならない。そこで、建築家の歴史的成り立ちを追うことで、建築家の態度を明らかにし、考察する。建築家職能の確立の歴史の変遷を把握するには山本(1980)や荒川(2003)等が詳しく、ここではそれらを参照した。

2-1-1 建築家とは

日本における「建築家」の歴史は浅く、初めて日本で建築家が生まれたのは1879年(明治11年)のことである。日本では「建築家」として認定するための公的認定機関は存在しない。建築家を自称するために、免許証や資格証などの証明は必要とせず、それに代わる資格認定機関もないため、定義が曖昧なものとなっていると言える。

1950年(昭和25年)に建築士法が制定されたが、これは単なる資格法であり、職能としての定義がなされていなかった。現代では、資格上の「建築士」といわゆる「建築家」とは相違があり、その言葉が持つイメージも違ってくる。それは現在に至るまでに様々な歴史的議論の上で形成されてきた。

そもそも、「建築家」とは明治期に西欧から輸入された「Architect」の概念と同一のものとされる。紀元前一世紀の古代ローマ時代に著された、現存する最古の建築書と言われるヴィトルヴィウスの「建築十書」の中では、「建築家は文筆に秀で、線描画に巧みであり、幾何学を学び、歴史を良く知り、努めて、哲学者たちの言葉に耳を傾け、音楽を理解し、多少とも医学の知識を有し、法学者の所論を知り、そして天文学と天空理論に通じていることが望ましい」(荒川 2003:38)とされており、建築家の理想像が語られる。日本で最もその精神を強く受け継いでいると考えられる日本建築家協会では、建築家に求められることは「建物の構造などにおける理工学的知識を基盤として、住む人の感性を満足させる文学的、音楽的素養、感受性をもって、その場所、地域に見合った哲学や歴史的背景を理解して、幾何学を駆使し絵画的にも美しい一つの建物を創造すること」(日本建築家協会 HP「JIAの歴史」)としており、これが日本における建築家の理想像であると言えるだろう。

ここで語られる理想像では、建築家はあくまで建築物の設計行為を行う技術者というだけでなく、全能的な美術的側面を有する芸術家でもあるとして描かれている。

しかし、このような建築家の職能に対する扱いは日本と西欧では大きく異なっている。確固たる地位を確立しているヨーロッパに比べ、日本の建築家の立場は弱く、斬新な建築を建てたとしても、建築家の自分本位な建築であると言ったマイナスイメージをもたれることも少なくない。つまり、使い手は建築家の芸術的側面に対しての理解が乏しいと考えられる。ヨーロッパと日本でこういった違いが生まれている理由について、それぞれの国の建築家誕生の背景をもう少し詳しく知る必要がある。

2-1-2 海外における建築家の歴史

建築家という概念は海外で生まれ、「Architect」と呼ばれる。文献に最初の建築家が登場するのはB.C.3000年代まで遡ることができるという(コストフ 1977=1981:4)。当時、建築家を必要とし、雇用したのは一部の富裕層や権力者に限られた。その下での建築家の主たる役割は神殿や王宮の設計を行うことであった。この雇用関係は、必ずしも建築家に恵まれた地位を保証するものではなかったが、彼らを一般の労働者階級から区別するには十分なものであったとされる。

しかし、中世の建築家は職人であり、普通は石工であったとされ、特権的な地位を失っていた。そうした状況が変化したのはイタリアではルネサンス期以降の15世紀頃からである。15世紀の建築の設計を行ったすべての巨匠が、他の芸術の修練を積んでおり、彫刻家にして建築家、画家にして建築家といったように芸術家としての建築家であったという(コストフ 1977=1981:102)。彼ら芸術家は新しい庇護の体制に基づいたより高い社会的地位の獲得を模索し、宮廷に出入りする人と同じように学び、振舞おうとすることで、建築家とパトロンの中で、建築の理論に関して考え方を共有している一体感を作り出そうとした。(コストフ 1977=1981:131) そうして、再び建築家としての地位が確立されていったと考えられている。

その後、「ヴィトルヴィウスが再発見され、レオン・アルベルティやフィリベール・ド・ロルムは、それまでの建築家像とは明らかに異なった定義を行うようになった」(荒川 2003:39)という。それは建築家と職人(大工)との区別であり、建築家は建築をただ建てるのではなく、そこに理論や芸術性を与えるべきだと主張するようになった。

例えば、1480年代にアルベルティは『建築論』を著し、学問的に建築学を位置づける中で、「理論を持たずに建築を造ることは単なる手仕事であって、学問ではない(『建築論』第9巻第10章)」(コストフ 1977=1981:156)とし、建築設計に理論を求めた。また、1560年代にド・ロルムは自身の著書の中で、『『本当の建築家』とは、実際の仕事はできるものの理論的知識に乏しい人々ではなく、実践的経験も豊富に持ちながら、知識面でも優れた人物、と定義」(コストフ 1977=1981:130)しており、建築家に全能性を求めた。これらは、当時としてはまったく衝撃的なものであり、それを要約して、キャサリン・ウィルキンソンは、建築家を芸術家＝知識人、とした現代的建築家像の最初の表明であった、と述べる(コストフ 1977=1981:131)。

このような経緯から、イタリアでは15世紀という早い時期に「建築家(Architect)」は芸術家として誕生し、職人と区別され、高い教養と科学的知識を持つ芸術家・知識人としての職能を確立し、一般に受け入れられていったと考えられる。

一方で、イギリスでは芸術家的側面とは違った形で「建築家」が生まれる。14世紀頃、王室の「Surveyor」と呼ばれる建築職能が存在した。「Surveyor」とは測量技師、調査士などと邦訳することができる。彼らは建築家ではなく、王室 Surveyor として、建築設計や都市計画に携わり、包括的な建築監理者の立場をとった。18世紀半頃までは Surveyor の職域は Architect のそれと重複しており、混乱を招いていたが、次第に『Surveyor』が主に見積を行う職能とされ、完全に『Architect』から分離されるにいたって、ようやく現在の建築家のように『Architect』が設計と現場管理の両方に責任を持つ、という考え方が普及しだした。」(荒川 2003:39)そして、1891年の大会開会講演において、王立英国建築家協会(以下 RIBA)会長は「建築家は芸術家であり、構造家であり、事務家である」という発言を行っている。

こうしてイギリスでも4半世紀の議論の中で、建築家としての職能が確立されてきた。これもイタリアと同様に、芸術家であり、技術者としての知識人であることが定義づけられ、建築家が一般に認知されていったと言える。

20世紀にはいと、アメリカをはじめ、各国で建築家資格の法制化が始まった。建築家資格のための国際会議が開催されるなど、法制化が世界的な動きとなっていった。これらの法律は、社会に認知されている「Architect」としての職能を法的に位置づけることで、建築家個人の独立性を確保し、クライアントの不利益を防止することを目指すという目的のもとに制定された(荒川 2003:40)。

現代における建築家概念は、アメリカの建築家である R・ルイスの、建築家を目指す人々に向けて著した本の中で、次のように述べられている。「建築家は技術者と芸術家の顔を同時に持ち、そのデザインの才能で、建物に美、気品、ドラマ性、有用性、そして願わくはコスト効率のよさをも与えるものである」(R・ルイス 1985=1990:184) このように、現代に至っても欧米諸国では、ヴィトルヴィウスが定義した概念とほぼ変わらぬ形で建築家職能が定義されている。

ここで、それぞれで引用した建築家についての主張の整理した(表 2-1-1)。これらの歴史的な変遷を見れば、芸術家としてスタートした建築家は、高い教養を備え、技術的な知識を有することでその職能が認められた。だからこそ高い地位を獲得し、建築家の職能が確立されてきたと言える。

しかし、日本ではヨーロッパと同様の職能を確立するに至っていない。次に、日本での建築家誕生の歴史の変遷を整理する。

表 2-1-1：建築家の歴史的定義

年代	地域	人物	主張
B.C.1 世紀	イタリア	ヴィトルヴィウス	建築家は文筆に秀で、線描画に巧みであり、幾何学を学び、歴史を良く知り、努めて、哲学者たちの言葉に耳を傾け、音楽を理解し、多少とも医学の知識を有し、法学者の所論を知り、そして天文学と天空理論に通じていることが望ましい
1485	イタリア	レオン・バティスタ・アルベルティ	理論を持たずに建築を造ることは単なる手仕事であって、学問ではない
1560	フランス	フィリベール・ド・ロルム	「本当の建築家」とは、実際の仕事はできるものの理論的知識に乏しい人々ではなく、実践的経験も豊富に持ちながら、知識面でも優れた人物
-	アメリカ	キャサリン・ウィルキンソン	建築家を芸術家＝知識人、とした現代的建築家像の最初の表明であった
1891	イギリス	王立英国建築家協会会長	建築家は芸術家であり、構造家であり、事務家である
1985	アメリカ	R・ルイス	建築家は技術者と芸術家の顔を同時に持ち、そのデザインの才能で、建物に美、気品、ドラマ性、有用性、そして願わくはコスト効率のよさをも与えるものである

2-1-3 日本における建築家の歴史

建築家の誕生

過去に建築家と似た職能の存在は確認できる¹が、明確に建築家という職能が日本で誕生したのは明治時代のことである。文明開化にあたり、広く西欧の文化の輸入に努めた明治政府は、イギリスの建築家ジョサイア・コンドルをお雇い建築家として雇用し、政府関連の建築を設計させた。その後、工部大学の教授に着任した同氏が日本に西欧の建築家の概念を広めた。日本で最初期の建築家と呼ばれる辰野金吾や曾禰 達蔵、片山東熊らは、工部大学校造家学科の第1期生として指導を受けている。

これら初期の建築家たちは主に政府の営繕部門に就職した。もともと工部大学校は「工部二奉職スル工業士官ヲ教育スル」ために設けられたもので、卒業後7年間は工務省に勤務することを義務付けられていたこともある(山本 1980)が、政府のほかには本格的な洋風建築を建てられるものがなく、政府が建築家にとっての唯一のパトロンとなっていた。

従って、山本は、当時の建築家に課せられた使命は「斬新な創造力ではなく、完成した様式を模倣し、基地の技術を使いこなす応用力であった」(山本 1980)と指摘している。

このように、政府(権力者)に仕え、官公庁建築(神殿・宮廷)の設計に携わることからスタートしたという点では、建築家の誕生は海外の建築家の誕生と似た形をとっているが、決して芸術家から派生したものではなかった。

そしてさらに、日本には伝統的に設計と施工を兼ねる大工・棟梁の存在があった。詳しくは後述するが、それゆえに建築家と同等の力を持った技術者集団である大工と建築家が共存する結果となっている。これによって、明治初期の建築界では建築家職能確立の議論が中心となり、政府がパトロンとなる建築家にはそこに市民の姿はなかった。建築士法が技術者の身分を保証する単なる資格法であったことも相まって、西欧の Architect 的建築家の概念が一般に根付きにくかったと言える。

従って、日本ではヨーロッパほどの職能が確立されるに至らなかったのである。

2-1-4 日本の建築家の違い

今日、建築家の大半は、建設業設計部、組織設計事務所、大学研究室などに所属している。それぞれの属する場所によって、抱く思想は異なるものの、一般の人々にとっては、それらの違いはほとんど分からない。そこで大きく建設業設計部、組織設計事務所、アトリエ設計事務所の3つに分けて、成り立ちと特徴について考察する。

考察するに先立ち、まず過去の日本で主に建築を設計していた大工の立場について示しておく。

大工の歴史

大工の歴史的な変遷について、渡邊(1950)の『『大工』の語意の歴史的変遷について』があり、アーキテクトとしての大工が現在の大工の意になる流れを明らかにしている。その論文に描かれている大きな流れを表 2-1-2 のように整理した。

表に示すように、大工の呼称は、奈良時代以前は建築營繕官司の長官として、重要な官職として高貴な文官系の占める役職を示していた。奈良時代になっても、律令政府の建築技術官の最高官位として非常に権威あるものであったといえる。この当時の大工たちの主な建設対象は寺院である。ここで、渡邊は「大少工の職能は多分にアーキテクト的であったかた、単なる木材加工等の手技の優秀さよりも、むしろ學問的知脳と藝術的天分とを多く必要とする設計施工の総合技術を重んじたであろう」と指摘しており、日本に古くから存在した大工が Architect 的建築家の役割を果たしていたと考えられる。

表 2-1-2：大工の呼称における身分の歴史的変遷

時代	立場	概要	背景
奈良時代	建築營繕官司の長官	重要な役職として、高貴な文官系の占める役職で、大規模造営工事の場合にはアーキテクト的機能を果たす	大化の改新 律令政治機構への改変
平安時代	官位とは無関係	官位とは関係なく作業統制におけるアーキテクト的機能を持つもの	国家経済の行き詰まり、財政的打開、 官省の廃合や定員の縮小
	寺院に属する民間工人	工事全般を統制するアーキテクト的なものではなく、木工・葺工・鍛冶など各職種ごとの技術指導監督	造寺所経営の国から寺への移譲
鎌倉時代	工事組織における最高指導者	技能と経験に豊かな指導的工人	座としての組織化
近世	建築木工者	建築木工に携わる者	大工の増加と棟梁の生まれ

平安時代に入り、国家経済の行詰りを来した政府は、建築関係官省の廃合や定員の削減などの圧縮を図る。しかし、南都における東大寺興福寺の初代時は当時の営繕だけでも相当数の工匠を必要としたため、政府の財政から寺の財政に移す形で、造営機構の存続を図った。ここで、それまで国の官人たちはそのまま寺家の役人となり、寺院に属する私民となった。こうして民間工人における大工が出現する。

この場合の大工は前代の大工のように、工事全般を統制するアーキテクト的なものではなく、木工・葺工・鍛冶などの各職の技術上の長という立場になってきた。そして律令の制約を失った従来の榮譽を求めて「大工」という呼称が数多く用いられるようになると同時に、前代ほどの権威をもたなくなった。

大寺院に発生した中世建築工匠は、鎌倉時代に至り、「座」と呼ばれる組織をもつようになる。この頃には大工は造営時の工事組織における最高指揮者という立場となり、「技能と経験に豊かな指導的工人」となった。

その後、次第に大工が建築木工の技術者を指すように意味の変化が起こるにつれ、「集団における重鎮或は第一人者の意」として「棟梁」が代用されるようになっていく。この頃は、住居や寺院建築において構造が定まっており、寸法の決め方にも目安があったため、大工自身が描く簡単な設計図だけで建築を建てるのが可能であった。そうして、大工に建築家的役割は求められなくなり、大工の増加とともに身分も下降し、あくまで技術者として建築の簡易な設計を行い・施工をするものが大勢を占めるようになっていったのである。

棟梁からゼネコンへ

改めて、建設業という意味で考えると、日本では中世のころから建設業が成立している。大工や左官といった職能は、親方・職人・徒弟により構成される専門職人グループを形成していた。

当時は、家を建てたい人(発注者、多くは国の機関・豪族等)は、親方に依頼し職人を派遣してもらう形を取り、発注者が直接職人に指示を出すなど監督を行っていた(瀧口 2003)という。その後、各種親方を取りまとめる形で棟梁が登場することとなる。

江戸時代頃から、建築規模が大きくなると、発注者は棟梁とのみ交渉を行うようになり、請負方式に変化していく。工事の段取りなどは請負者(棟梁)に一任し、発注者は工事途中の関与を弱めるようになる。そして明治の文明開化とともに力を増した大工らは、請負師の個人経営から企業型の組織運営へと移行し、現代のゼネコンへと進化してきた。

清水組(現在の清水建設)の例を取れば、1804年(文化元年)に初代清水喜助が江戸神田鍛冶町で大工を創業し、1875年(明治8年)二代喜助が請負業形式を確立する(清水建設 HP「清水建設の歴史」)。1886年(明治19年)に、はじめて大学卒の経歴をもつ坂本復経を入店させて、西欧建築技術の導入とともに技術者陣の強化をはかった。この坂本は技師長と呼ばれ、煉瓦造などの施工技術の強化と共に設計行為も行っていた(山本 1980)という。

ここで注目すべきは、西欧的建築家の成長の前に、いち早く大学卒の教養を持った人材を建設業に取り入れ力を増していったことである。そのことにより、建築家と対等の技術を保持するようになった。

このように、日本の建築においては、大工・棟梁が設計から施工までを一括して行ってきた。建設行為の一過程として設計を行ってきたのである。しかし、設計込みの請負では設計業務がサービスの様な印象を与え、発注者の設計行為に対する対価への意識が育たなかった(瀧口 2003)と言える。

何より、政府と近い立場で建築を設計してきた建築家と、一般大衆と近い立場で建築を設計してきた大工が同等の力を保持してしまう結果となったのである。

民間建築事務所の生まれと組織設計事務所の台頭

組織設計事務所は、現在も残っているものは戦前、西欧建築技術が輸入された当時に財閥体内から発足したものと、個人事務所が拡大したものがその起源となっている。(表 2-1-3)

財閥系の組織は 1890 年(明治 23 年)三菱社が設置した丸の内建築所をルーツとする三菱地所設計や、1900 年(明治 33 年)住友本店臨時建築部をルーツとした日建設計があり、民間建築作品を多く残している。財閥企業体は、事務所・銀行・工場・邸宅などの設計を建築設計事務所に発注すると同時に、多数の建築家を顧問・庸人として自らの中に迎えて設計監理にあたらせた。同種の企画が反復して繰り返される場合、外注するよりも企業体内部で処理した方がはるかに経済的であり、経験の蓄積により良質の建築を生みだせると考えられたからである。このようにして企業体営繕が成立する。

民間の個人事務所は、1886 年の辰野建築事務所が初めであると言われている。当時設立された事務所の多くは、いずれも官庁営繕機構・大学・財閥企業体内にあったのを辞して、民間建築事務所を設けている。ここで山本(1980)はこの民間建築事務所設立の意義について 2 点の指摘を行っている。

一つは、「建築家の機能——建築設計監理という創造行為の価値——を分化・独立させた」ことで、当時、「大工棟梁の建築設計行為による収入もすべて施工の請負代金に吸収させていた」日本において、建築家の職能に対する正当な報酬を確立させるきっかけになった。

もう一つは、建築事務所の中にも、建築家的設計事務所である、「請負をなさざりしもの」とゼネコン的な「請負を伴ひしもの」との区別があったことであり、請負を伴うことは、Architect 的な建築家ではなく、日本のゼネコン的な建築家と言える。このことから、明治当初から建築家は西歐的な建築家と日本的な建築家の違いを有しながら、誕生したと言える。

また、建築家の職能について GHQ 占領期の影響を研究した徳田(2007)によると、戦後、学校や協会などの施設を含んだ大規模な家族向け兵舎(Depending Housing、以下 DH)の建設に著名な日本人建築家を採用している点を指摘している。GHQ は日本人建築家を設計者ではなく、技術者として採用し、DH の建設監理にあたらせた。これは「GHQ が建築家の技術的側面に注目していた証佐である」と徳田は述べている。DH 建設にあたった前川國男や松田軍平ら建築家たちはその後、大規模な組織設計事務所を構成している。

このことから、1950 年頃 GHQ の影響を受け、拡大していった組織事務所は技術者的側面を強く保持するようになったと考えられる。そして、1970 年代に入り、高度経済成長の影響で 50 階を越える超高層ビルなどの巨大建築物が次々と建設されるようになると、発注者は技術的な蓄積を要請し、個人の許容量を超えるに至り、組織的な設計事務所が台頭するようになる。

表 2-1-3 : 現存する組織設計事務所

設立年	企業名	ルーツ	区分
戦前			
1890	三菱地所設計	丸ノ内建築所設置から	財閥体内
1900	日建設計	住友本店臨時建築部から日建設計工務(株)を経て	財閥体内
1903	横河建築設計事務所	横河工務所から	個人事務所
1924	安井建築設計事務所	安井武雄建築事務所から	個人事務所
1927	石本建築設計事務所	片岡石本建築事務所から	個人事務所
1928	山下設計	山下寿郎建築設計事務所から	個人事務所
1931	松田平田設計	松田軍平により松田建築事務所から	個人事務所
1932	東畑建築事務所	東畑健三建築事務所から	個人事務所
1932	久米設計	久米権三郎が設立	個人事務所
1934	RIA	山口文象建築事務所から	個人事務所
1940	坂倉建築研究所	坂倉準三建築研究所から	個人事務所
1945	佐藤総合計画	佐藤武夫事務所から	個人事務所
戦後			
1946	梓設計	共同設立	その他
1948	大建設計	元・住友土地工務(株)及び日本建設産業(株)の有志による	財閥系列
1950	浦野設計	浦野三男建築事務所から	個人事務所
1955	INA 新建築研究所	不明	その他
1957	昭和設計	不明	その他
1963	日総建	不明	その他
1963	東急設計コンサルタント	東急不動産に設計監理部を新設	財閥体内
1965	日立建設設計	企業子会社	財閥体内
1967	日本設計	山下設計の有志による	その他
1972	類設計室	共同設立	その他
1976	IAO 竹田設計室	不明	その他
1978	宮建築設計	宮建築設計事務所創設	個人事務所
1989	JR 東日本建築設計事務所	JR 東日本の建築設計部門が独立	財閥体内
1992	NTT ファシリティーズ	NTT グループ会社	財閥体内

日本の建築家の違い

以上の前提を踏まえて、日本の建築家の違いと特徴を述べる。

(1)建設業設計部

建設業設計部はゼネコンなどの建設業を営む企業内部に設けられた設計集団である。その起源は大工であり、大工に依頼する発注者は庶民に近い立場にあったと言える。また、DH建設において、米軍の投入した重機や、標準化された建設システムなどの技術を吸収し、その後のビルブームや高度経済成長期の大量建設を支えていくようになった。

いつから明確にゼネコンの中に設計部が設けられたかは定かではないが、今や建設業設計部は高い設計技術と施工技術を保持し、市民としてのクライアントに近い立場でその技術を駆使し、社会のニーズに応えるという立場をとっているとと言えるだろう。

(2)組織設計事務所

組織事務所は多数の建築家集団組織であり、建築の設計を主とする。資本主義社会への移行と大規模建築の需要が増大する社会背景の中で、経済性や効率性の重視が求められた際、集団での利点を生かし、建築技術の蓄積を持って組織的に設計を行うことでクライアントの要望に応じてきた。だからこそ、クライアントの要望に応えることを一義として掲げているものが多いと推察される。

(3)アトリエ設計事務所

アトリエ設計事務所は一般に、少数の建築家たちで構成され、建築の設計を主とする集団である。初期の個人設計事務所を営む建築家たちは、政府と少数の大資本という社会の限られた一部にのみ奉仕している存在だった。それゆえに業務や権威も、その背後にある経済力と権威に保証されていた。このころの建築家は、西欧的なアーキテクトであると同時に技術者であり、官僚であり、教育者であった。

当初は官公庁建築や上流階級の住宅を設計していた個人事務所の建築家たちは、1910年頃、都市化と消費社会の波が押し寄せるとともに、多様化し、都市部に集中する人々のための住宅をも設計するようになっていく。それは戦後の住宅不足をもってさらに顕著になり、多くの住宅作家としての建築家が生まれた。大規模な建築はすでに一部の建築家によって独占状態にあったため、当時の建築家は独創的な住居を設計することで、社会に認めさせ、徐々に規模の大きな建築を設計する機会を模索した。個人の建築家が生き残るためには、他者との差別化、つまり作家性や独創性が不可欠となっていった。

こういった背景のもとにアトリエ建築家は作家性を重視している傾向が強い側面がある。

2-1-5 小括

ここまで、簡単に海外と日本での建築家の成り立ちを記述した。以上を整理し、表 2-1-4 のように分類した。芸術家的立場を持ち、全能的理想像を描いた海外の建築家像の影響を強く受けているのが、現在のアトリエ事務所である。建築業設計部といったゼネコンや組織設計事務所は技術者的な側面が強く、日本式の建築家像であるといえるだろう。

また、建設業設計部と組織設計事務所は、クライアントに近い立場から生まれているのに対し、アトリエ事務所は政府に近い立場から生まれ、現在も少なからず、その影響を受けており、両者の間に思想の違いが生まれているものと言える。

表 2-1-4 : 日本の建築家の違い

建設業設計部	技術者的立場	大工としての影響を強く受ける クライアントに近い立場から生まれる
組織設計事務所		政府・GHQ の影響や、巨大建築需要の影響を強く受ける クライアントに近い立場から生まれる
アトリエ事務所	芸術家的立場	西欧の Architect 的建築家像の影響を強く受ける
海外建築家		政府に近い立場から生まれる

2-2 意図の乖離はいつから存在したか

次に、本研究が着目する「創り手」と「使い手」の意図の乖離はいつ頃から見られるのかを考察する。

(1) 建築職能確立の時代

1910年代、建築界内部では、建築が芸術的であるべきか、構造的であるべきかという議論が盛んであった。この二分法は1888年(明治21年)の『建築雑誌』にもみられ、建築学の日本導入依頼、建築理解のモデルだった(天内 2006)と言われている。

明治はじめ、「architecture」の訳語として「造家」「建築」の両方があてられていた。建築教育を先駆けたのも工部大学校造家学科と呼ばれており、今日の日本建築学会も造家学会という名称であった。そこで1896年(明治29年)、伊藤忠太は論文のなかで、「アーキテクチュール」はFine artに属すべきものであってIndustrialに属すべきではないといい、したがって、「造家学」と訳すのは不当で、「建築術」と訳すべきだと述べた(山本 1980)。『造家』から『建築』へという変化は、それまで技術的側面のみで理解されていた建築というものが、決してそれだけではなく、美的側面との統一の上に成り立つものであることが理解されたことを示したと山本は指摘する。

また、1914年(大正3年)には建築学会大会講演の冒頭で、辰野金吾が次のように述べる。

諸君抑建築學は美術即ちアートと、科學即ちサイエンスとより構成している學術である…中略…此建築學科中に美術と併行兩立し難い科目がある…中略…構造學中の數學がそれである
(天内 2006)

このように建築が「美術(芸術)」と「構造」の2つに分ける議論を「併行兩立し難い」とまで言い切った。その後、野田俊彦の「建築非藝術論」を建築雑誌に掲載したことでさらに議論は活発化するのだが、その前号に岡田信一郎の「社会改良家としての建築家」という論考がある。そこで、岡田は次のように述べた。

建築家は美術家の一であるとすまし反つて居るのには、建築其物があまりに社會的で在り過る…中略…所謂美なる建築を建てるだけが其任務ではない。風雨に堪える丈夫な構造を起す事だけが其任務ではない…中略…活きた社會の容れ物を造る可く、建築家はもつと活きた問題に接しなければ(原文のまま)なるまい…中略…然り而して彼は社會改良家たる覺悟をもたねばならない

(新堀 2006)

この岡田の論考は「芸術」か「構造」かといった議論はあくまで、建築界内部の問題であり、もっと社会に対する建築という視点を持って議論することを求めたものである。「芸術」か「構造」かということは、

Architect 的建築家職能を確立するうえでは重要な議論の一つであることは間違いない。ただし、その議論の中には施主や社会の姿は存在していないと言えるだろう。つまり、このとき建築と一般社会の間では乖離が発生していたのである。

(2) 建築家に対する一般の目

以上は建築界内部での議論における一般社会との乖離であるが、社会からの反応を知るに、山本は 1967 年の『朝日ジャーナル』における特集を取り上げている。

一般雑誌である 1967 年 10 月 24 日号の『朝日ジャーナル』は「非人間的容器としての建築」という特集の中で、「建築家虚業論」という座談会を企てた。そこに登場した評論家や劇作家は口々に建築家を糾弾した。

これに対して建築評論家である川添登は「建築ないし建築家に対する不信の年にこそ注目すべきだ」とし、「建築家は説得のプロであり、彼にとって市民とは施主の拡大・普遍化されたものに他ならないから、市民の不满を適当にいいくるめたり、無視したりするのが彼の習性となっている。建築家にとって、よい施主とは一切をまかせてくれる人であり、よい市民とは彼に協力してくれる人である。しかし、これは権力者の思想である。」と続けた。そして、丸の内美観論争における建築家たちの運動の独善性、市民との乖離を批判する。

われわれは建築家たちが保守的とよぶ文化人や、建築がちつともわかつちやいないという市民の中に、かえって建築を愛し、都市を愛することによって、本当の意味で建築家の味方となりうる人びとが多数含まれているのを知るべきであろう(傍点筆者)

(川添 1968)

「建築家虚業論」を見れば、1960 年代には市民から建築家に対する批判が起こっていることが分かる。そしてそれを建築家として真摯に受け止め、応えているのが川添である。今から 50 年前すでに建築家と一般における意図の乖離は発生していたことが示されている。

さらに日本の建築文化の発展におおいに貢献した建築家菊竹清訓が 1974 年に描いた著書の中にも、建築と一般の意図の乖離に関する文章がある。

人間は誰でも建築に何等かの関心があり、興味をもっているし、影響を受けています。…中略…しかしいつの間にか、そういう建築が、専門家だけの建築になってしまい、一般の人びとには簡単に意見をのべたり、容易に理解できないような近づきがたい存在になってしまっているようにみえます

(菊竹 1973)

「建築は人間の生活空間」であるからこそ、常に建築との接触があるはずで、誰しもが建築から影響を受けている。しかし、一般の人びとにとっては理解しがたい、乖離した存在になってしまっていると菊竹は指摘している。

1910年頃の明治初期の建築界の議論は一般の人びとを除いた議論であったことは先に述べた。それから50年経過した1960年代には完全に建築家と一般の間で乖離が生まれている。こうした1960年代から70年代に感じられていた一般人との乖離が、現在も継続した形で人々の中に存在しているといえる。

ではなぜこのような状況に陥ったのか。完全に乖離したといえる1960年代までの建築家の論調を見れば、その原因が少し明らかになってくる。

(3) 施主に対する建築家的思想

1911年(明治44年)の日本建築学会創立25周年記念大会における中條精一郎による建築家の社会的地位についての演説の中で、建築物をつくる際の「注文者(施主)」と「建築技師(建築家)」、「請負者(施行者)」の定義や立場を明らかにした。

それは「注文者とは報酬を払って建築技師に設計監督を依頼し、建築技師選定は自由であるがその他は、建築技師に全てを一任すべき」(山下 2006)と施主よりも建築家優位な主張で、建築家から見れば、施主の意見は聞かずとも良いというような過激な内容であった。

他にも3名の建築家が八田利也の名前で1950年代後半から1960年にかけて執筆し、1961年に出版された現代建築家への批判を込めて『建築愚作論』の中で次のように述べている。「問題になるのはあくまで施主の意見ではない。判断の基準は、建築家自体のなかにあるべきである。1人の市民としての優れた人格が、施主の話の裏と立場とを判断するだろうし、1人の建築家としての優れた才能が建物のデザインを決定するであろう。」

ここでも施主の意見を問題にする必要はないと理解できる文章がある。ただし、この意図は、建築家は施主の意見だけでなく、その建築が影響を及ぼす社会や市民を見据えて設計を行うべきだという論旨ではある。そして歴史上の優れた建築も欠陥だらけであると指摘し、海外の建築家の有名な作品も非難的や訴訟沙汰になったことを例示した。

建築界で評価される建築が、人々に受け入れられない可能性を十分に指摘し、そうだとでも「次の時代をになう建築はその時代の枠をふみはずすほどスケールアウトなものだから」(八田 [1960]2011)意図の乖離は発生することは避けては通れないことであると八田は指摘する。

これらから、建築家としての職能の確立や理想の建築家像を追い求めるあまり、大衆との間に大きな溝が生まれていったのではないだろうか。

2-3 公共建築の調達の方法：発注方式の変化

次に、公共建築の調達方法という視点からこれまでの発注業務の歴史を振り返り、創り手と使い手の関係性を考察する。これらを整理したものに瀧口(2007)があり、本節はそれを参照しまとめた。

(1)奈良時代～江戸時代 -

奈良時代～江戸時代における公共建築の代表的なものは、社寺建築である。社寺建築の建造は、平安時代に発注元が国から民間へと変化した(2-1-4 大工の歴史)が、調達方法の大きな構図は変わらない。

一般の寺を建替や、修理時には、寺の檀家に寄付を募り、資金を調達する。江戸時代にはどこかの寺に帰属することが義務付けられていたので、一種の納税である。そして、大規模な寺は宮大工を抱え、小規模な寺でも出入りの大工がいたため、発注者が大工と直接相談しながら寺の計画を練り、交渉を行う。話がまとまれば大工が請負う形で、職人とともに設計・施工を行う。

(2)明治時代～昭和初期

戦前

明治初期の公共施設として庁舎建築があげられる。庁舎建築は、役所などの発注者組織内部に営繕組織が設置され、お雇い外国人建築家と共に庁舎建設を行った。役所が主導して職人や建築資材等を管理する直営方式の形をとる。

そして、営繕組織内の建築家が育つにつれ、大規模な役所は内部で設計し、工事は棟梁大工等に発注するようになる。小規模な市町村は、従来どおり棟梁大工に設計・施工を一括して発注する方式が踏襲される。

当時の公共建築は数も種類も少なく、町のシンボルとして優先的に予算が投入され、それに請負う棟梁大工も名誉なこととして力をふるった。そうして生まれた公共建築は、一般のものよりも質の高いものが建築され、手抜き工事や、建設費用の多寡の問題もほとんどなかったと考えられる。

また、一部の国や都道府県規模のモニュメント的な公共建築には設計案の審査により設計者を選定する設計競技方式も取り入れられており、建築家たちが競ったが、設計案が不採用になり結局発注者側や審査員側で設計をやり直すということも多々見受けられた。

戦後(1950年代以降)

戦後、多くの建築を失った日本は再び公共建築の建設が必要となった。限られた予算の中で多くの庁舎、巨大な庁舎が求められ、効率性、経済性に優れた建築が関心を集める。この頃には庁舎建築設計のほとんどは発注者組織内部の営繕組織が担い、民間の設計事務所に外注することはなく、自前の設計とした。設計を終えると、積算をして予定価格を作成し、いくつかの指名された業者のうち、最低金額で落札した者

を施工者に特定した。このようにして、公共建築工事の発注方式として広く採用された一般的な指名競争入札の形をとるようになる。

施工者に対し、発注者側の監督員が指導的な立場で指示をし、現場の工事を進める。当時は、施行者も利益を重視するあまり、欠陥工事、手抜き工事が横行したため、その早期発見と修正指示が、監督員の主な役割となった。

(3)昭和～平成(1970年代以降)

高度経済成長期に入り、国や自治体の財政が潤い、文化・教育・福祉等、公共建築の用途が多様化する。建築も華美になり、税金で作る建物としては豪華すぎるという声が市民から上がるようになる。また建物は作っても、使いこなせないという、いわゆる箱物行政が批判的となる。

公共建築の事業量の増大に伴い、設計の外部委託の割合が増加する。初めのうちは民間の設計事務所に委託しても、手間がかかる一方で、外注のメリットも少なかったが、次第に民間の技術が向上し、実務的業務の大半が外注されるようになる。

1993年から1994年にかけて茨城・宮城両県の知事や大手ゼネコンの幹部らによる贈収賄罪で逮捕されるという事件が起こる。その発覚を機に、入札・契約制度の改革の流れが強くなった。発注者に指名権があることは官民癒着の原因になるという観点から、大型の物件に関して、指名競争入札を廃止して一般競争入札に切替えた。その他の物件も規模に応じて、公募型指名競争や工事希望型（意向確認型）指名競争を導入し、可能な限り指名の根拠を客観的にすることが求められた。

近年では、入札以外の手法が市町村レベルにおいても採用されるようになり、設計者と一般利用者の近接が成される住民参加型の方式や公正な設計者間の競技を図るプロポーザル方式、発注者と設計者・管理者が近接するPFI方式など発注方式の多様化をみせている。

2-4 運営管理概念の生まれ

建築の発注方式の多様化の背景には様々な法制度の改革があった。それは設計の質や施工の質などの建築の品質を担保するためや、増大する建築需要への対応、技術の加速度的な発展などがあげられる。これに伴って、これまで発注者内部に存在した設計行為や運営管理といった行為が完全に外部に委託されるようになり、それぞれが分断されるようになった。つまり、発注者が実際の「使い手」ではない立場と変化していったのである。そこで、ここでは、戦後になって生まれ始めた運営管理について整理する。

戦前までは、大規模な建築物はほとんど無く、そういった建築物もビルオーナーが管理者を直接雇用し、管理にあたらせていた。つまり管理者と発注者の距離は近いものであった。

戦後の1940年代後半に、GHQが丸の内地区の建築物を数多く接収し、その清掃を日本人に組織的に行わせたのが管理の概念の始まりである。(徳田 2007)

1950年代も、アメリカ合衆国大使館の清掃を外部委託したことで、徐々に日本の官公庁や一般建築物においても、清掃を外部委託するようになっていく。

1960年代以降、高度経済成長における建築物の増加・大規模化に伴って、清掃のみならず、常駐警備・防災、設備管理、業務サービスなどといった行為を総合的に行う事業者が現れた。その後、東京を中心とした大都市において高層ビル建築ラッシュを迎え、建築の管理という概念が定着する。

そこから単に施設を管理するという範囲にとどまらず、建築物の企画、設計、実施、運用・管理という行為を計画的・総合的に行うことによって、資産の効率活用・運用コストの低減、生産性の向上を実現し、企業経営に寄与しようとするファシリティマネジメントの概念が生まれ、1986年頃から日本でも注目をあびてきた。(『建築のファシリティマネジメント』鹿島出版会,1990)

企業化されたこれらの運営・管理組織は、経営上、効率性や経済性が強く重視される。これらの概念によって、建築の資産価値を収益性で評価する動きが広がり、長期的に維持管理費や修繕費を抑えた建築が評価され、求められるようになってきた。

このことはこれまで建築の造形や計画を担ってきた設計者に、維持管理を含めた提案を求めることになった。それに呼応して、近年では組織設計事務所やゼネコンは運営までの提案を行う事業部も現れるようになった。

2-5 「使い手」と建築

前項までで示してきたように、建築の大規模化や技術発展に伴い、「使い手」の中にも発注者・運営者・管理者・一般利用者といった立場の分類が生まれてきた。しかしそういった社会の変化は「使い手」に立場の分類だけでなく、建築と人との距離が生まれてきたことも指摘できる。それゆえに、「使い手」が建築の使い方を考えることができなくなり、建築に対する捉え方に偏りを示していると考えられる。その原因を、生産様式の変化・建築の製品化・建築家の態度の使い手の3つに分けて論じたい。

(1)生産様式の変化

西欧の文化が輸入されるに従って、日本では従来の木構造から鉄筋コンクリート造や鉄骨造へと変化していく。それまでの日本建築を川添は、「空間と道具の相互浸透の歴史」(菊竹 1992)であったという。「平安時代の寝殿造りは、開放的な空間の中に、儀式とか、様々な生活のあり方に対応して、家具・調度類をその時々にしつらえるというもの」であった。そこで使用される畳や屏風、几帳といった家具は、道具として人間が使用するものであるから、持ち運べるような人間的スケールで作られている。それが次第に室内いばいに畳を敷き詰め、屏風や几帳を襖や明かり障子として用いるようになる。こうして、「道具を空間化」することによって建築をつくってきた日本は、「建築が人間的スケールで統一されるようになった」。ここから木割という概念が成立し、書院造りが生まれると川添は述べている。

また、それら日本建築の多くは木の文明で作られてきた。建物が老朽化すると腐食した部分を取換えて使用し続ける補修行為を簡単に行うことができた。しかし、コンクリートや鉄骨で造られた建築は、専門家でないかぎり、補修行為もままならなくなった。

それが、近代に入って、建築の構造が変化し、人間的スケールを逸脱した巨大な建築が増えていく。

こうして日本では、ここ100年の間に急激に建築の生産様式が変化し、日本独特であった人間的スケールの建築から離れ、一般の人々は建築を自分の力で変更することが利かなくなり、専門家に頼らねばならなくなってきたといえる。

(2)建築の製品化

長く、建築は大量生産のきかない建築作品であると考えられてきた。戦後、大量の住戸を必要とした日本政府は、1955 日本住宅公団を設立、標準設計方式を取り入れ、建築の規格化を図った。それと同じ頃、ハウスメーカーと呼ばれる住宅を主とする建築業者が誕生した。このハウスメーカーの誕生により、一般大衆にとっての建築は、作品から製品へと認識を変化させることになる。そのハウスメーカーの先駆けとなるのが、大和ハウス工業株式会社である。

1955年に創業した大和ハウス工業株式会社は本格的な鋼管構造の建築を提案し、事務所、倉庫、移動教室などの簡易建築物の大量生産を可能にした。戦後のベビーブームによる教育施設の教室不足の解消策

としての「移動教室」を皮切りに、3時間で建つ勉強部屋としての「プレハブ住宅」を開発し、爆発的ヒットを生んだ。その販売方法は営業セールスだけでなく、デパートでの展示即売も行った。このことが、「建築が『請負』ではなく『商品』になった」(大和ハウス HP「大和ハウス工業の歴史」)瞬間である。

今日では、モデルルームや住宅展示場といった場所で、容易に購入する住宅の比較検討が行えるようになってきている。人々が最も多く建築と触れ合う住宅が「製品化」された資本主義経済へと投入されたのである。

建築が製品化されたとき、「使い手」は単なる建物使用者ではなく、「消費者」となる。現代の社会では、製造物責任法の規定などによって、製品に欠陥や不具合があり、損害を被った場合、消費者は製造業者などの損害賠償責任を追及することができる。それが当たり前となり、次第に自分たちで使い方を考えるより、より使いやすいものを求め、問題に対しては製造者に責任を問うことが常となってきたといえるだろう。

そして、これは建築に対しても同様で、一般の使い手は、製品として建築を捉えた場合、建築は完璧な形での供給が求められるだろう。製品化された建築は、より使いやすく、便利なものであることが、消費者に求められるのである。裏を返せば、建築事業者も消費者の思考を必要としない便利で快適な建築製品を供給するようになり、消費者は次第に考えることを必要としなくなっていったのではないだろうか。

(3) 建築家の態度

建築家の使い手への態度は、かつては2-2で挙げた以下のような態度であった。

- ・市民の不満を適当にいいくるめたり、無視したりするのが彼の習性(川添 1968)
- ・建築家たちが保守的とよぶ文化人や、建築がちっともわかっちゃいないという市民(川添 1968)
- ・建築技師選定は自由であるがその他は、建築技師に全てを一任すべき(山下 2006)
- ・問題になるのはあくまで施主の意見ではない。(八田 [1960]2011)

これらの建築家の態度は、使い手の意見(意図)を十分に理解せず、また建築家側も使い手に明確に意図を伝達していないことが伺える。当然これらは一部の建築家の発言であることには注意する必要があるが、建築家や、建築界の中にそういう風潮があったことを否定はできない。

こうした態度が、使い手が意図を把握せず、設計者に不満を抱く結果を生んできた可能性がある。そしてその際に、意図を把握していない使い手は、他の建築製品を見て、自身の建築が設備面で不十分であれば、その建築を批判的に捉えるようになってしまうのではないだろうか。

このような建築家側の態度が、使い手の建築への不満と距離感をさらに大きくしてきたのかもしれない。

2-6 小括

2章でのそれぞれの歴史的経緯を踏まえ、それらを総合して捉えた上で、意図の乖離の発生について整理する。

建築界において1900年頃は芸術家か技術者かといった議論が中心で、建築家としての職能確立の時代であったと言える。1910年には、岡田からそういった「芸術家」か「技術者」か、という内部の視点から、社会に影響を与える建築としての存在を受け入れ、外部に目を向ける必要があるという、社会とのズレも指摘されている。

その後1950年頃から住宅が製品化された背景や建築家の増加につれて、建築家と一般とのズレが発生している。1960年代にはそれが表面化していることが確認できた。

1970年代には建築家側もズレを認識している傾向が確認され、指摘がなされ始めている。しかし、大野(1997)や田所(2004)、藤森(2009)というように未だにそのズレは埋められていない。

それにも関わらず、1990年代から社会の建築プロセスの透明化への要請に呼応して、公共施設におけるコンペの増加、住民参加が行われ始める。そうして、ズレを埋められぬまま建築家と市民の距離が近づいたことで、問題が表面化されるに至る。

こう考えると、そのズレというものは埋まるようなものではないかもしれない。冒頭で指摘したように、それを埋めることは建築家の職能を奪うことに繋がる可能性があるからである。それゆえに、建築はそれぞれの意図が乖離しながらも、妥協と折り合いの中で作り上げられていくのであろう。

こうした背景を踏まえても、今、必要なのは、そのズレを創り手と使い手がどう捉え、扱うべきなのかを考え、双方がそれを自覚することではないだろうか。

補注

1. 戦国時代に最も現代に近い建築家的役割を果たしていたものは、城の建築を行う大工であったと言える。当時、実際に現場で縄を張り、曲輪の大きさを決め、城全体の構成を決定することを「縄張り」と呼んだ。この縄張りができる武士は、戦の経験が豊かで、戦法に通ずる必要があった。また、敵に対して攻守揃った城づくりが求められ、それは城づくりの技術として代々伝えられていったと言われている。その縄張りを踏まえて、大工が建築を設計した。

先に述べたように、住宅や寺院建築ではかんたんな設計図で建築が可能であったが、天守のような新しい種類の建築の場合は構造を新たに工夫し、全体及び各部の寸法を調整する必要があったため、技術的にも美的感覚の点でも優れた大工が求められた。(宮上 1998)

参考文献

- 1) R・ルイス著,六鹿正治訳(1990)『アーキテクトー建築家とは何か』SDライブラリー
- 2) 荒川朋子(2003)「まちづくりと『建築家』職能ー住民・専門家協働のまちづくりにおける『建築家』職能に関する一考察ー」東京大学大学院修士論文
- 3) 天内大樹(2006)「建築の二分法と資格制度」『建築雑誌』日本建築学会
- 4) 川添登(1968)「一評論家のみた建築界」SD 1968年3月号
- 5) 菊竹清訓(1973)『建築のこころ』井上書院,p.3
———編著(1992)『建築を考える 2』鹿島出版会,pp.33-34
- 6) 建築 FM 研究会(1990)『建築のファンリティマネジメント』鹿島出版会
- 7) 清水建設「清水建設の歴史」清水建設ホームページ
<<http://www.shimz.co.jp/200th/index.html>>(2012.12.07 参照)
- 8) 新堀学(2006)「社会内存在としての建築/建築家論」『建築雑誌』日本建築学会
- 9) スピロ・コストフ編,榎文彦訳(1977=1981)『建築家・職能の歴史-』マグロウヒル好学社
- 10) 大和ハウス工業株式会社「大和ハウス工業の歴史」大和ハウス工業株式会社ホームページ
<<http://www.daiwahouse.co.jp/company/history/index.html>>(2013.1.07 参照)
- 11) 瀧口信二(2007a)「建築のコストあれこれ [2]ー公共建築の調達・その1ー」『季刊「建築コスト研究」第58号』建築コスト管理システム研究所
———(2007b)「建築のコストあれこれ [3]ー公共建築の調達・その2ー」『季刊「建築コスト研究」第59号』建築コスト管理システム研究所
———(2007c)「建築のコストあれこれ [最終回]ー公共建築の調達・その3ー」『季刊「建築コスト研究」第60号』建築コスト管理システム研究所
- 12) 徳田哲司(2007)『『建築家』の分離と再定義〜GHQ 占領期の建築家とその動向〜』日本建築学会大会学術講演梗概集

-
- 13) 日本建築家協会「JIAの歴史」日本建築家協会ホームページ
<http://www.jia.or.jp/guide/about_jia/history_jia.htm>(2012.12.07 参照)
- 14) 八田利也([1960]2011)『復刻版 現代建築愚作論』彰国社,p187
- 15) 山下文行(2006)「職能としての建築家」『建築雑誌』日本建築学会
- 16) 山本正紀(1980)『建築家と職能—建築家のプロフェッションとは何か』清文社
- 17) 宮上茂隆(1998)『日本人はどのように建造物をつくってきたか3—大阪城 天下一の名城—』草思社
- 18) 渡邊保忠(1950)『『大工』の語意の歴史的變遷について』『建築雑誌』日本建築学会

第3章 公共施設設計において表面化した問題

3-1 はじめに

3-2 事例分析

3-3 問題発生時期と概要

3-4 各事例のまとめ

第3章 公共施設設計において表面化した問題の事例調査

3-1 はじめに

本章では、意図の乖離による問題の内容と原因の傾向を大きく概観するために、問題が発生したと思われる事例の収集を試みた。

この事例の抽出にあたっては、日経アーキテクチュアを用い、1990年頃からプロポーザル・コンペ形式で選定されたアトリエ建築家設計の公共施設を対象に行った。しかし、実際に問題があったことが判明した事例は6件に留まった。公共施設建設における問題は、発注者側への批判にも繋がりやすいことで潜在化しやすいと考えられる。少しでも多くの事例を含めて傾向を判断したいため、自己調査で問題の存在が判明した、豊田市生涯学習センター逢妻交流館の事例もここに含めた。

また、1990年を起点としたのは、1993年の茨城・宮城のゼネコン汚職事件をきっかけに建設プロセスの透明化が求められ、公開型のコンペ・住民参加型のコンペが社会に要請されるに至った(2-3)という公共施設建設の大きな転換があったと考えたからである。

3-2 事例分析

まず、それら事例を問題が起こった時期・問題の背景を整理した(表3-2-1)。問題の発生によって建設が中止になったものもあるため、事例の名称を設計競技の名とした。

表 3-2-1：問題が表面化した事例

実施日	開館日	事例名称	問題内容	発生時期
1 1995.3	2001.1	(仮称)せんだいメディアテーク設計競技 (現せんだいメディアテーク)	地元新聞社からの建築批判記事が掲載される	設計行為中
2 2002.2	2005.4	東村立新富弘美術館建設国際設計競技 (現富弘美術館)	建設上の問題による村への損害を指摘した村長と住民参加で進めてきた関係者や設計者らとが対立した	竣工後
3 2002.5	建設中止	群馬県邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計者提案競技	建設費用が過剰であるとし、町長交代を受け、設計案を白紙撤回し、新たにコンペを開催した	設計完了後
4 2003.8	建設中止	安中環境アートフォーラム国際設計競技	詳細不明	不明
5 2004.2	2010.1	武蔵境新公共施設設計プロポーザル (現武蔵野プレイス)	コンペ時の計画案の変更を求めた市側とそれに対する市民側とが対立した	設計行為中
6 2005.9	建設中止	(仮称)城下町ホール エスキースコンペ	建築家の設計案に対して市民の反対運動により、計画の見直し、設計者の再検討に至った	設計完了後
7 2006.9	2010.2	豊田市生涯学習センター逢妻交流館移転新築設計競技 (現豊田市生涯学習センター逢妻交流館)	竣工後、空調トラブルを含め、多くの建築における問題が発生した	竣工後

3-3 問題発生の時期と概要

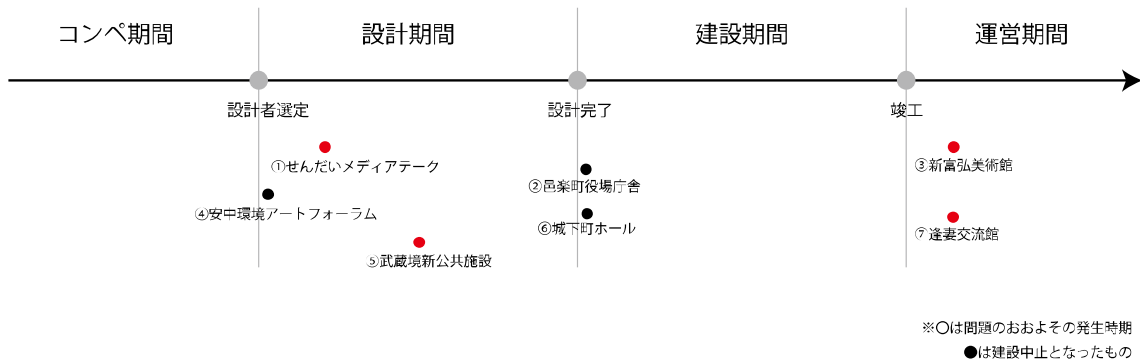


図 3-3-1：事例の問題発生時期

各事例を問題の発生時期ごとに図 3-3-1 にプロットした。事例はコンペ名称の略称を用いている。

問題発生 の 時期は (1)設計期間(2)建設期間(3)運営期間に大別することができる。該当する事例を次の通り整理した。

(1)設計期間**安中環境アートフォーラム**

2003年に群馬県安中市で行われた公開による国際コンペである。設計者は選定したものの、設計行為を行う前に建設の中止がなされた。詳細は現在公表されておらず不明である。

せんだいメディアテーク

1995年に宮城県仙台市で行われたコンペにより、設計者が選定された。基本計画で、設計者は各団体との意見交換により案を調整していたが、展示空間の図面を見た芸術関係者による建築批判記事を、地元新聞社が掲載した。建築の核であるケヤキを模したチューブのために要求する展示面積が不足していること、および、デザイン優先に走るのはコンペ形式に基づく設計方式の結果であり、ゼネコンに頼んでいけば機能優先の建築ができていたという主旨であった。これに対し、事実誤認があるとし、地元新聞社に「怒りの質問状」¹を送り、要求する展示面積は一部団体が主張していることであること・公共建築は設計施工分離の原則の基、設計を行えないことなどを説明し、誤解を招く記事を掲載したことを強く批判した。その後、同新聞社は設計者の反論を受け、文化欄に設計者の論考を掲載するなどし、結果的には、設計者の意図を正確に市民に伝える役割を果たした。

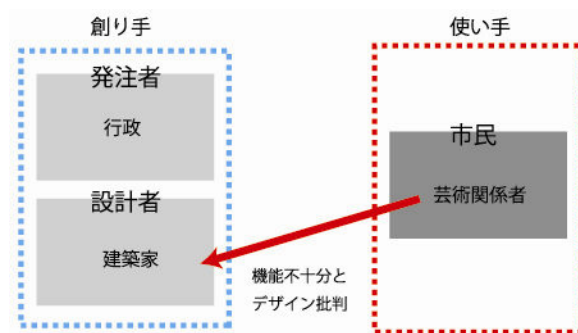


図 3-3-2：せんだいメディアテークにおける問題

武蔵境新公共施設(現武蔵野プレイス)

2004年に東京都武蔵野市が実施したプロポーザルで、当選したプロポーザル案が、7年間で大きく3回の設計変更を余儀なくされた²⁾。

プロポーザル後、1年間で委員会や市担当者と共に各機能の面積や企画を煮詰めた結果、当初7600㎡であった延べ面積が1万㎡ほどに増加した。しかし、それに市民は反発し、意見交換を進めていく最中に、市長の任期が満了する。そして、施設の見直しを公約に掲げた新たな市長が当選したことで、施設は計画の見直しを迫られた。その後、2006年に7800㎡規模に縮小し、2008年に最終案の9800㎡で建設が決定した。

結果的には前市長下における約1万㎡に大差はない案となっており、設計者を始めとした創り手には大きな負担となったが、より精練された形となったとも言える。

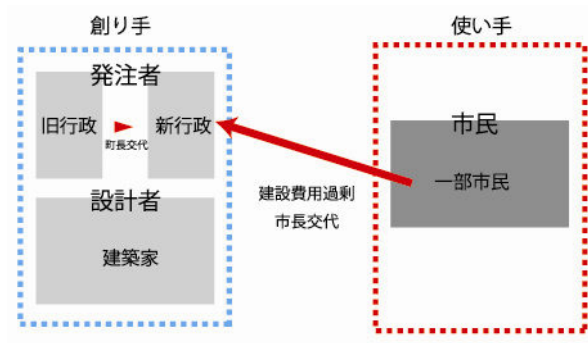


図 3-3-3：武蔵境新公共施設における問題

(2)建設期間

建設期間に該当する2つの事例は、厳密には設計完了から建設へ移行する段階での問題である。両事例とも建設へ移行することなく、建設中止が決定された。

邑楽町役場

2002年に群馬県邑楽町において住民参加型設計競技において選出された建築家の案が、町長の交代とともに行政側から一方的に工事中止が決定された³。工事中止の背景は予算超過を主張するものであったが、予算減額案を設計者が再提出したにも関わらず、設計者に一切の説明をしなかったことから、設計者側が行政を相手取り訴訟を起こした。この訴訟は建築家の立場を守るものとして行われ、多くの建築家とともに集団訴訟の形をとり、建築界で大きな議論を呼んだとともに、各報道局も取り上げ、世間に広く知れ渡った。

問題の発生は、武蔵境の事例と似た形であるが、新しい体制となった発注者が、建築家と共に案を見直すことをせず、新しい選定者を公募した点が大きな違いである。

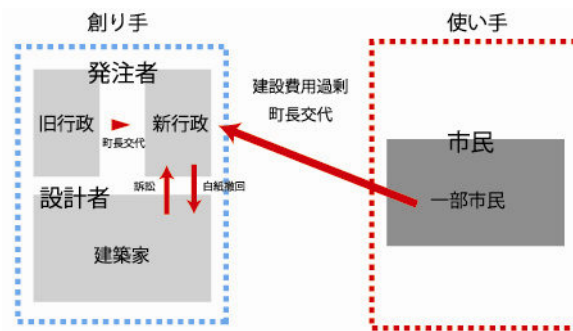


図 3-3-4：邑楽町役場における問題

城下町ホール

2005年に神奈川県小田原市が実施したコンペにおいて選定された建築家の設計案に対して市民の反対運動が起こった。3万余に及ぶ署名が提出され、2008年にホールの計画見直しを公約に掲げた市長への交代に伴って、計画の見直しを行い、建設予定地の変更、設計者の再検討に至った。計画見直しについては、市長と設計者の「公開対話⁴」が開催された。その中で、設計者は、選挙に伴う施策の変更は当然であるとしつつも、「コンペで選定した設計者と小田原市の信頼関係をどう考えるのか」と主張したが、市長は「民意を尊重する」と述べ、「市民は"オーソドックス"なホールを望んで」と主張し、議論は平行線の末、対話は終了した。

施設の機能充実を前提として、無難なものを求める市民と新しいものに挑戦した設計者の意図の乖離が、建設中止という最も悲惨な形で現れた事例と言える。

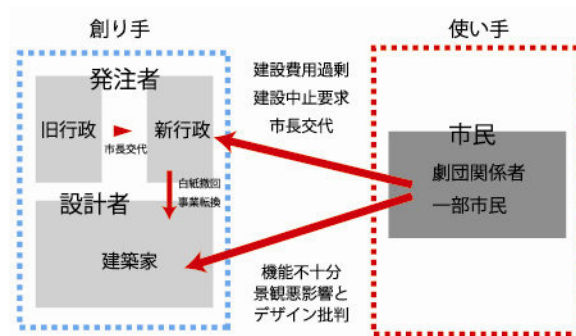


図 3-3-5：城下町ホールにおける問題

(3)運営期間

新富弘美術館(現富弘美術館)

2002年に群馬県勢多郡の村立富弘美術館の建替えを行う際に、国際コンペが開催された。住民参加のプロセスを取り、建設段階から多くの市民や関係者を巻き込み、開館後の運営の在り方について議論した。しかし、竣工後に発注者である村長と建設に関わった関係者が空調トラブルを発端に対立し、問題が表面化した。2005年4月に美術館は完成したが、村長は、混雑時に空調が十分に効かなかったと、設計ミスとして、設計者に責任を追及した。また、6月には「駐車場の二重契約などで村に損害を与えた⁵⁾」とし館長を更迭、降格処分とした。それに伴い、住民参加で建設に関わってきた美術館スタッフのほとんども辞職するなど住民参加のプロセスは大きく覆された。

これは創り手の中でも、集客力のある重要施設として村主導で運営を進めようとする発注者と、完成後も住民参加で自主的な運営を目指す関係者間での意図の乖離が埋めがたい溝となって問題へと繋がった事例である。

問題となった空調トラブルについては、運営者が設備の追加工事を行うことで解決している。

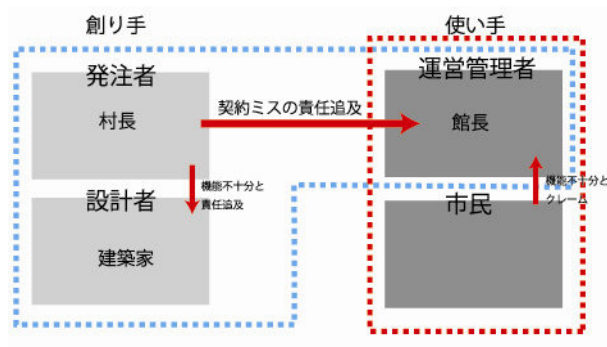


図 3-3-6 : 新富弘美術館における問題

逢妻交流館(現豊田市生涯学習センター逢妻交流館)

2006年に愛知県豊田市で行われた豊田市初のコンペで、アトリエ建築事務所を設計者に選定した。竣工後、全面ガラス張りとなった外壁の影響で、室温が上がり、空調が効かないことや、床の変形が起こるなどし、運営者是对応に追われた。運営者は設計者に対して批判的な立場をとっており、「普通の建物で良かった」⁶という主張をしている。発注者である市もコンペの開催は失敗だったとし、「同じような被害が起こらないように注意していく」と述べており、設計に対する失望は大きい。

この事例では、建設時に関わることなく、施設の運営を任された運営者からの不満が大きい。自身を含めた失敗を受け止める市側は、設計者に責任を追及することはしていない。しかし、こういった形で潜在化した問題となっている事例も少なくないものと思われ、それを示す一つの事例である。

問題となった空調トラブルについては、運営者が設備の追加工事を行うことで解決している。

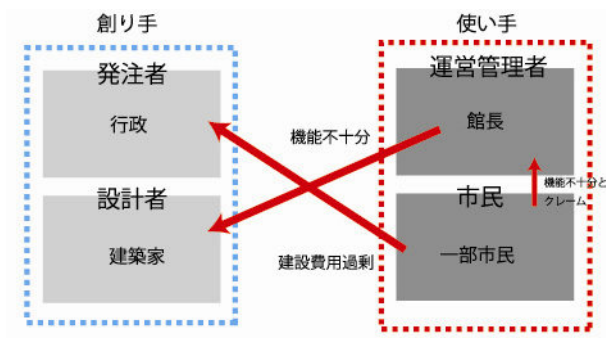


図 3-3-7：逢妻交流館における問題

3-4 小括

表 3-4-1: 各事例のまとめ

事例	問題発生時期	問題争点	結果	対立構造
安中環境 アートフォーラム	設計期間	×	×	×
せんだいメディア アターク		機能不十分	意図の乖離解消	<p>設計者対市民</p>
武蔵境新公共 施設		予算過剰	意図の乖離解消	<p>発注者対市民</p>
邑楽町役場	建設期間	予算過剰	建設中止	<p>創り手対市民→発注者対設計者</p>
城下町ホール		機能不十分 景観悪影響 予算過剰	建設中止	<p>創り手対市民→発注者対設計者</p>
新富弘美術館	運営期間	機能不十分	問題解消するも、 意図の乖離解消せず	<p>発注者対設計者・運営管理者</p>
逢妻交流館		機能不十分	問題解消するも 意図の乖離解消せず	<p>運営者対設計者、発注者対市民</p>

各事例のまとめを表 3-4-1 に示し、それぞれの問題を期間ごとに整理した。

(1)設計期間

設計期間中に起きた問題は、市民との意見交換もしくは基本計画完了後の計画案公表により、計画案を知った人々による批判である。市民との意見交換をしていく中で、意図の乖離が発生するのは当然のこととは言えるが、せんだいメディアテークの事例では、大きな批判は新聞記事の掲載に留まり、設計者が意図を伝達することによって解消された。武蔵境新公共施設の事例では、市民による批判に対する意見交換を進めていく中で、市長の任期が満了し、市長が交代し、それまでの合意形成が無に帰す形となった。しかし、ここでは創り手双方の粘り強い意見交換を経て、意図の乖離を埋めることができた。

ただし、設計者の負担増加や設計期間の長期化が見られる。

(2)建設期間

建設期間に起きた問題は、施設機能を重視した一部市民による、設計案の批判である。問題は、予算過剰などを理由に建設中止・設計者再検討をするまでに大きくなり、発注者が新しい体制となった後には、その意図の乖離を埋めることはできなかった。邑楽町役場の事例では、予算過剰の指摘に対して、減額案を提出したにも関わらず、意見交換の機会を設けられず、発注者の説明も不十分だったことが問題を大きくした。そもそも意図の乖離を埋める機会がなかったのである。それに対し、城下町ホールでは意見交換の機会が設けられたが、結局双方の溝は埋まらなかった。

(3)運営期間

運営期間に起きた問題は、発注者や運営者による、施設機能を満たさなかった設計者への批判である。開館後に与えた問題は設計者に対して強いマイナスイメージを抱いていると言える。新富弘美術館の事例では発注者自身が設計者に対して強い批判をしているのに対し、逢妻交流館の事例では、発注者は問題を自分たちの責任もあるように捉えていると言える。これらの問題は設備の追加工事などによって運営者自身が解消しているが、意図の乖離を埋めることができたとは言えないだろう。

補注

- 1 「地元新聞社との応酬」『建築・非線形の出来事・smt からユーロへ』より
- 2 「脱ハコモノを目指す白い箱」『日経アーキテクチャ 2011年10月25日号』より
- 3 山本(2008)より
- 4 「山本理顕氏と小田原市長が激論」『日経アーキテクチャ 2010年3月8日号』より
- 5 「富弘美術館で村長と設計者らに対立 空調問題を巡り問題が表面化」『日経アーキテクチャ 2005年11月14日号』より
- 6 2011.9.10 ヒアリングより

参考文献

- (1) 山本三津子(2008)「公共建築における設計者選定手法の変遷とサポート主体に着目したプロセスの検証」筑波大学大学院修士論文,pp.13-18
- (2) 『建築・非線形の出来事・smt からユーロへ』彰国社,2002,pp.52-55
- (3) 『日経アーキテクチャ 2005年11月14日号』日経 BP 社,2005
- (4) 『日経アーキテクチャ 2010年3月8日号』日経 BP 社,2010,p.8
- (5) 『日経アーキテクチャ 2011年11月14日号』日経 BP 社,2011,pp.66-77

第4章 意図の乖離における問題の事例調査

4-1 調査対象

4-2 せんだいメディアテーク

4-3 豊田市生涯学習センター逢妻交流館

4-4 東京大学柏キャンパス環境棟

4-5 調査分析

第4章 意図の乖離における問題の事例調査

前章では、これまでに起きた意図の乖離による問題について文献から得られうる情報を述べた。しかし、文献からの情報では、実際に問題がどのように扱われたかや、意図の乖離を埋めるべく取られた方法が曖昧である。

そこで本章では、3章で挙げた事例を踏まえ、意図の乖離の問題に対し、①問題と問題の扱い方②関係者同士の意図伝達行為に着目し、ヒアリングによる調査を行った。これにより、その問題の実態や関係者の問題の捉え方を把握し、意図の乖離による問題が実際の運営でどう扱われているかを把握したい。

4-1 調査対象

以上のことから、調査対象としたものは、実際に開館し、現在も運営されているものとした。

しかし、残念ながら全ての調査を行うことはできなかった。なぜならこの種の問題を改めて表面化させることは、創り手の不利益に繋がることも多いため、発言を拒むことも多く、極めて扱いの難しい問題だからである。そこで、今回は調査が可能であった範囲で取り上げる。一部調査対象者に偏りがある部分もあり、一面的なものになっているという指摘は有り得るが、ここでは上記着眼点の実態を少しでも把握するためであるということを理解して頂きたい。

調査の協力を得ることができたものは、せんだいメディアテーク、豊田市生涯学習センター逢妻交流館である。また建築家が関与している公共施設として、様々な状況のデータを入手しやすい東京大学柏キャンパス環境棟も発注方式がPFI方式と違いはあるが、調査に含めた。

なおここで用いる写真は特記なき場合は筆者の撮影、加工によるものである。

4-2 せんだいメディアテーク

4-2-1 概要

せんだいメディアテーク(以下、メディアテークとする)は宮城県仙台市都心部の定禅寺通り沿いに位置する仙台市の複合文化施設である。旧仙台市民図書館の老朽化による建替と公立の美術ギャラリーの新設を目的として、新文化施設の計画が始まった。

1995年の建築設計競技により、アトリエ建築設計事務所が設計者となり、1997年から3年の工期を経て2000年に完成した。現在、仙台市教育委員会生涯学習部生涯学習課の管轄のもと、公益財団法人仙台市市民文化事業団が運営管理を行っている(平成24年4月より)。主な概要を表4-2-1に示す。

4-2-2 ヒアリング対象者

ヒアリング対象者は以下の通りである。ヒアリング調査と文献調査から明らかになった点について図4-2-1に整理した。

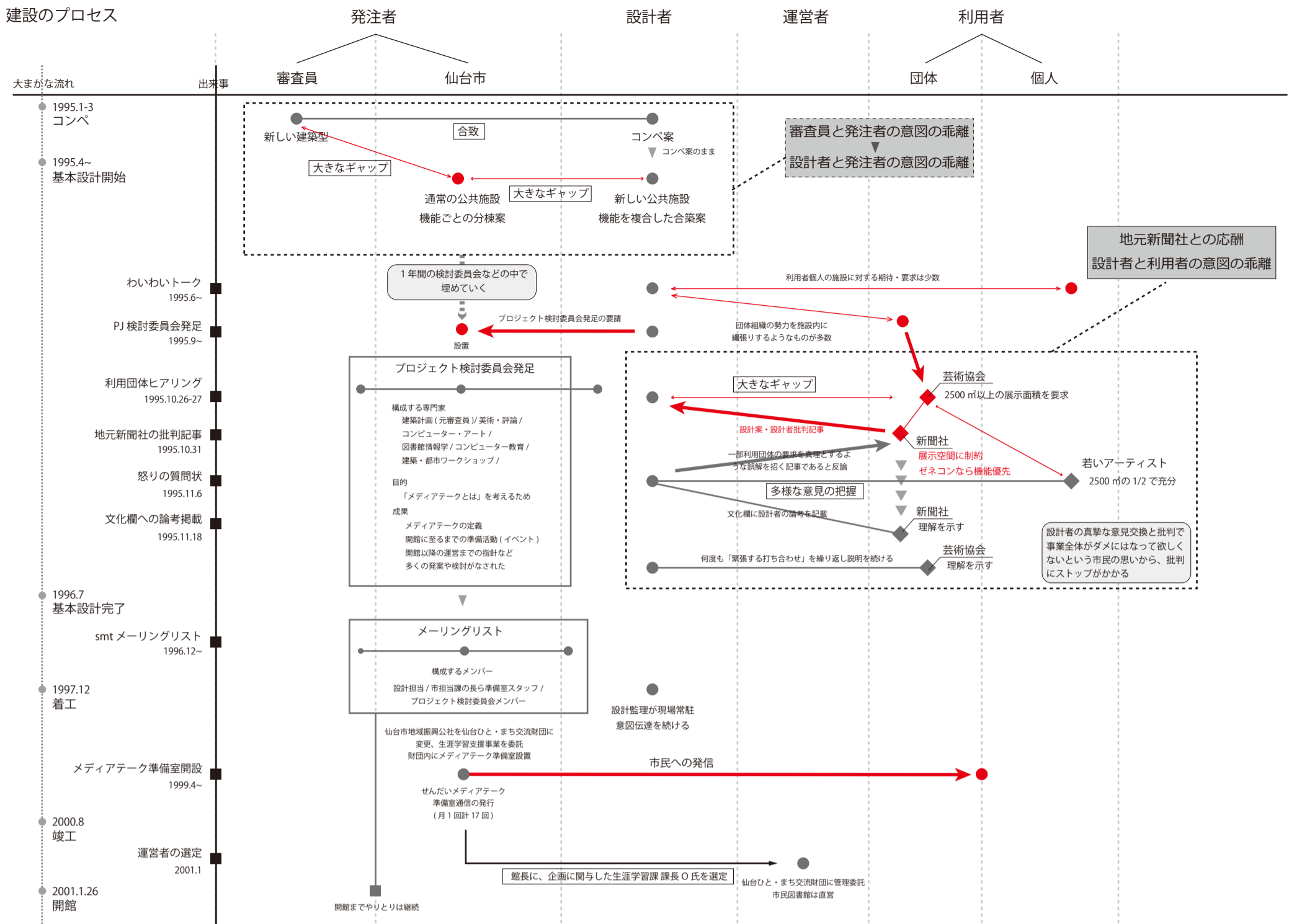
- ・発注者：仙台市企画課 A氏(建設当時) (2012.08.09 実施)
- ・設計者：アトリエ建築設計事務所 B氏 (2012.07.26 実施)
- ・運営者：せんだいメディアテーク副館長 A氏※ (発注者に同じ)

※A氏は建設当時発注者側の企画者として関わり、現在副館長の立場にいる

表 4-2-1：せんだいメディアテークの概要

施設名称	せんだいメディアテーク
発注者	仙台市
基本構想	アトリエ建築設計事務所 仙台市教育委員会生涯学習部生涯学習課
設計	アトリエ建築設計事務所(建築) 構造事務所 設備事務所共同 照明計画事務所
施工	4社共同企業体
所轄	仙台市教育委員会生涯学習部生涯学習課
維持管理	仙台ひと・まち交流財団(設立当時)仙台市市
主要用途	地区図書館、市民ギャラリー、映像センター、
建築面積/延床面積	2933.12㎡/21682.15㎡
敷地面積	3948.72㎡
天井高・階高	地下2階、地上8階
構造	地上・鉄骨造/地下・鉄筋コンクリート造
構想開始時期	1991年8月
プロポーザル実施時期	1994年9月-1995年3月
設計期間	1995年4月-1998年3月
施工期間	1994年4月-2000年8月(2001年1月開館)
所在地	宮城県仙台市
受注方式	プロポーザルコンペ

建設のプロセス



運営の実態

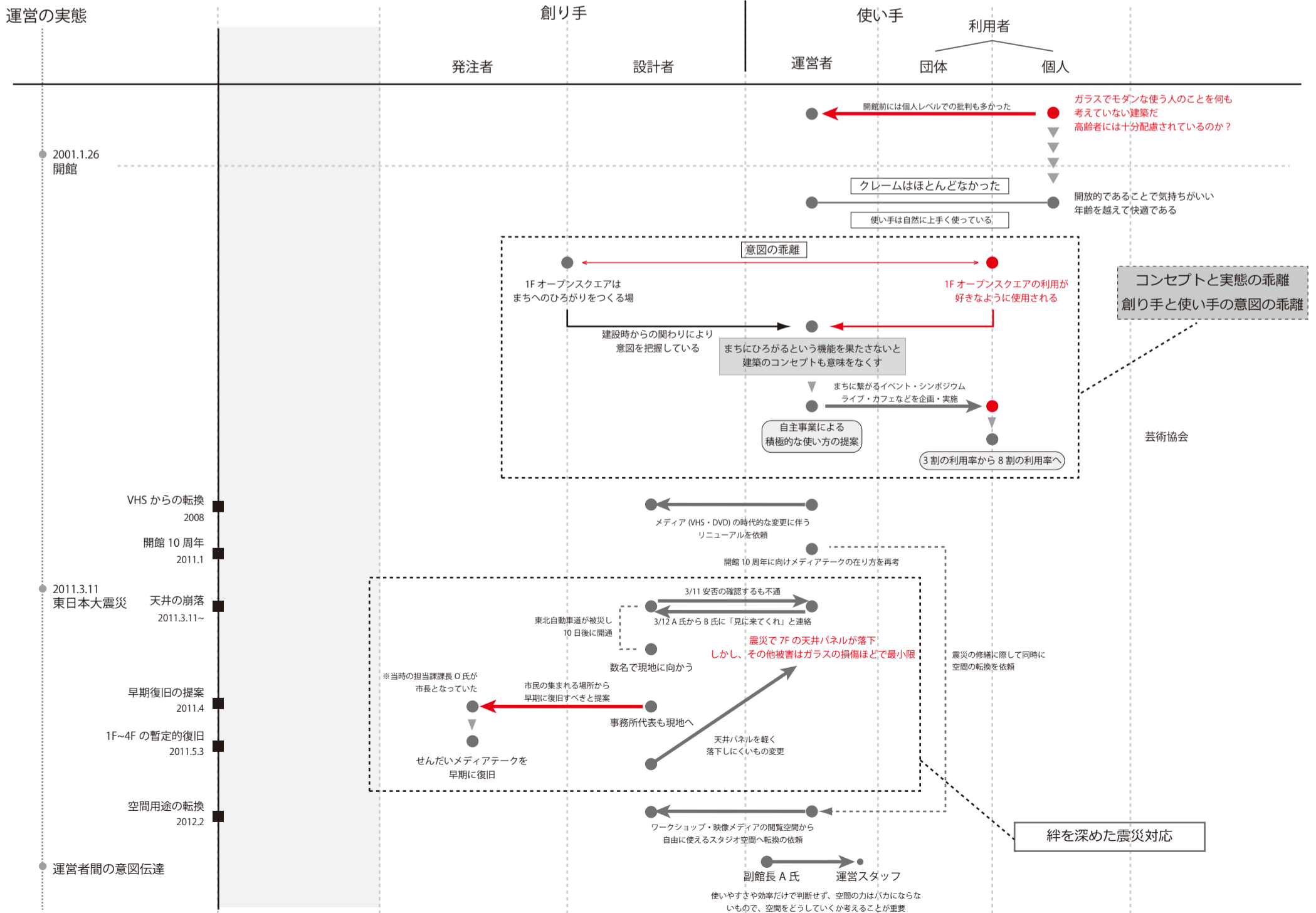


図 4-2-1

4-2-3 建設経緯

背景

1989年(平成元年)、「県芸術協会が大型ギャラリーを中心とした美術館建設の陳述書を提出」したことで、当時の仙台市長である石井亨が計画を始めた。そしてその後1993年8月から藤井黎が市長となり、藤井市政のもとで計画は進められ、開館している¹。

その背景としては、「市民ギャラリー」と「市民図書館」がそれぞれの事情で移設もしくは新築することが必要となっていた経緯がある。そこに、市の中心部である定禅寺通り沿いに、市バス車庫だった土地が空き、仙台市はここに施設を建設し、市民ギャラリーと市民図書館の2つの機能を入れることが解決策であるとの判断を下した。

1992年、新市民ギャラリーの建設方針が定まり、また、旧青葉区図書館(市民図書館)の老朽化を受けてギャラリーと図書館の併設する方針を決定した。

そんな中、1993年から1994年にかけて起きたゼネコン汚職事件によって、当時の仙台市長(石井)が逮捕されるに至る。

プロポーザル・コンペの形式を取った理由

仙台市市長が逮捕されたことにより、これまで仙台市では設計競技を行っていなかったが、公共施設の建設において「設計・建設のプロセスを透明化させたい²」。という市や市民の意図があり、公開型のプロポーザル・コンペの実施を決めた。

審査員の選定

設計競技をやるにあたり、仙台市ではそのノウハウがなかったため、大学の研究室に依頼し、建築学の教授がサポートする形になった。建築的な要綱作りは大学側が担当し、所要空間の面積などは仙台市が担当した。

審査委員長は市側担当者の意向で、有名建築家に依頼する³。

審査員となる条件

建築家は、いったんは審査委員長を拒否したものの、交渉の末、市に対し、審査員となる条件として2つの条件を提示した⁴。(表 4-2-2)

表 4-2-2：市側に提示した審査員となる条件

条件	内容
1 審査の公開について	審査の プロセスを全て公開すること
2 審査の結果について	審査委員会として認めた作品の提案については、 仙台市は必ず受け入れること

※元仙台市企画課 A 氏ヒアリングより筆者作成

これは当時の公共施設の建設プロセスとしては異例で、市にとってかなりリスクの高い条件であった⁵。しかし、この条件は当時の市の意図と合致していたため、市は提案を受け入れた。

発注者の要求と設計者の応募動機

1995年1月から3月にかけて実施されたコンペの募集要項には審査委員会の強い思いが記載されていた。「単なる図書館とギャラリーの複合体だけではなく、本のみならず映像・音楽などあらゆるメディアの収蔵・閲覧・鑑賞を可能とする場」の提案が求められた⁶。

さらに、「建築的に優れたデザインであることは勿論であるが、そこに新しいメディアと組み合わせられた独自の建築型が創出されていること³が望まれる。」という一文があり、それを見た設計者は「建築家にとってやりやすい、やりたくなるコンペだった」と語っている。

そして235の応募案から設計者が選定された。

コンセプト

設計者の案は、図書館やギャラリーなどの機能を統合し、光や電気、人がチューブを介して行き来できるような合築案であった。最終選考まで残った相手の案はメディアの要素を丁寧にブロック化し、まとめたブロック案であった。

それに対して、設計者はチューブを用いたフレキシブルに対応できる建築案であったが、メディアに対する考え方が弱いと指摘された⁷。

しかし、設計担当者 B 氏によれば、「インターネットがこれから普及していくであろう時代に、将来既存メディアがどうなるか分からない社会の中で、一義的に機能が決まるものではないと考えたのであって、そういったメディアに対する考え方をしていたのだ」という。そこで、紙のメディアと未来に対するフレキシブルな提案に焦点を当てたのであった。

コンペから建設へ

コンペ後設計者は1995年6月から半年にわたって「わいわいトーク」と呼ばれる市民シンポジウムを開催し、市民との意見交換を重ねた⁸。9月には設計者側からプロジェクト検討委員会を設けたい旨をと市に伝達し、検討委員会が発足する⁹。これは、設計についてではなく、「メディア」について考えることを目的としており、多くの専門家で委員会は構成された。これは極めて異例なこと¹⁰で、あったが、「メディアテーク」が何を意味するかが定まっていなかった¹¹のである。そして10月に3章で述べた地元新聞社との応酬が起こる。そういった批判に徹底的に立ち向かう姿勢を見せた¹²設計者はその後市民の理解を得ることに成功した。1998年に工事は着工、2001年に開館を迎える。

メーリングリスト

プロジェクト検討委員会が解散後、そこで生まれた提案を具体化するために生まれたボランタリー的なラウンドテーブルは、メーリングリストの中での議論へと派生する¹³。メーリングリストには設計者や市担当課の長を含めた準備室スタッフ、プロジェクト検討委員会のメンバーなどが含まれた。

その中で、詳細な議論を行い、ときに市のスタッフを叱咤激励しながら、発注者と設計者の意図の共有が図られていった。

運営者の選定

施設の運営者の決定にも十分な検討が必要だった。当初、市は運営者を外部から招聘する予定だったが上手くいかなかった¹⁴。そして、市の中でも一般の人では駄目だということは理解していたこともあり、結果的に当時の市役所生涯学習課の課長で、企画から関わっていたO氏が図書館の館長とメディアテークの館長と兼任した¹⁵。

これは前例のないメディアテークという公共施設において、細部の細かい部分まで把握し、対応することができる必要があったからであるという。

4-2-4 建築概要

チューブ

メディアテークで最も特徴的なものは、7層を貫くチューブの存在である。ほぼ50m四方のフロアは、13本のチューブに支えられている。そしてそのチューブは構造体としての役割のみでなく、光や空気、さらには人の動線(EVや階段)までもが取り込まれている。(図：4-2-3)

そしてこのことにより、既存の施設のような定型化された「室」をつくらず、「流動的な空間」をつくらうと試みた¹⁶。それゆえに、特定の場所を除き、空間内にはほとんど壁は設けられていない。(図：4-2-2)



図 4-2-2：3F メディアライブラリー

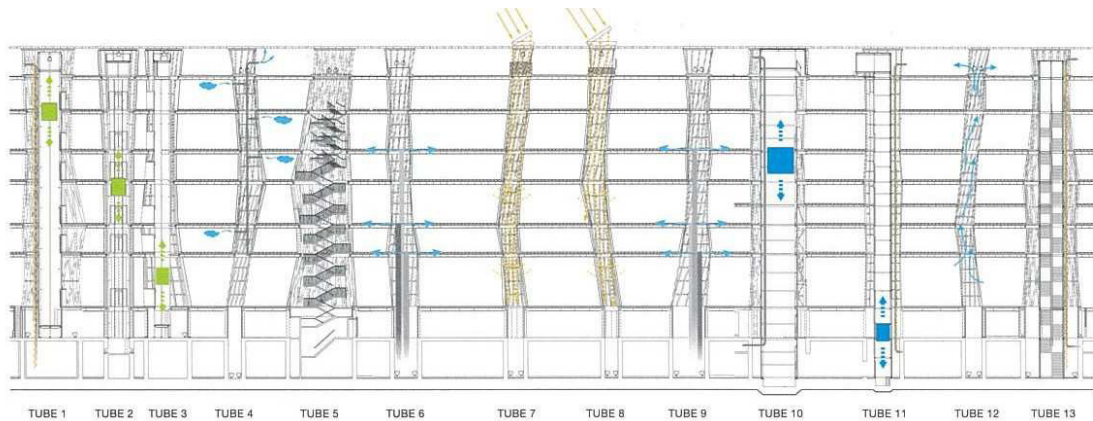


図 4-2-3：13本のチューブの機能を説明するダイアグラム

(出典：参考文献3より)

オープンスクエア

1F部分に市民に開放されたオープンスクエアと呼ばれる場所がある。ここは日本初の屋内に生まれた公開空地である。可動大開口部を設け、視覚的に外部と一体化を図り、過ごしやすい季節には簡単に開放できるようにしている。建築の内部でも景観的・用途的に開放することで、公開空地として認められたのである¹⁷。

つまりここは市民に開放された、まちにひろがっていく場所として計画されているのである。

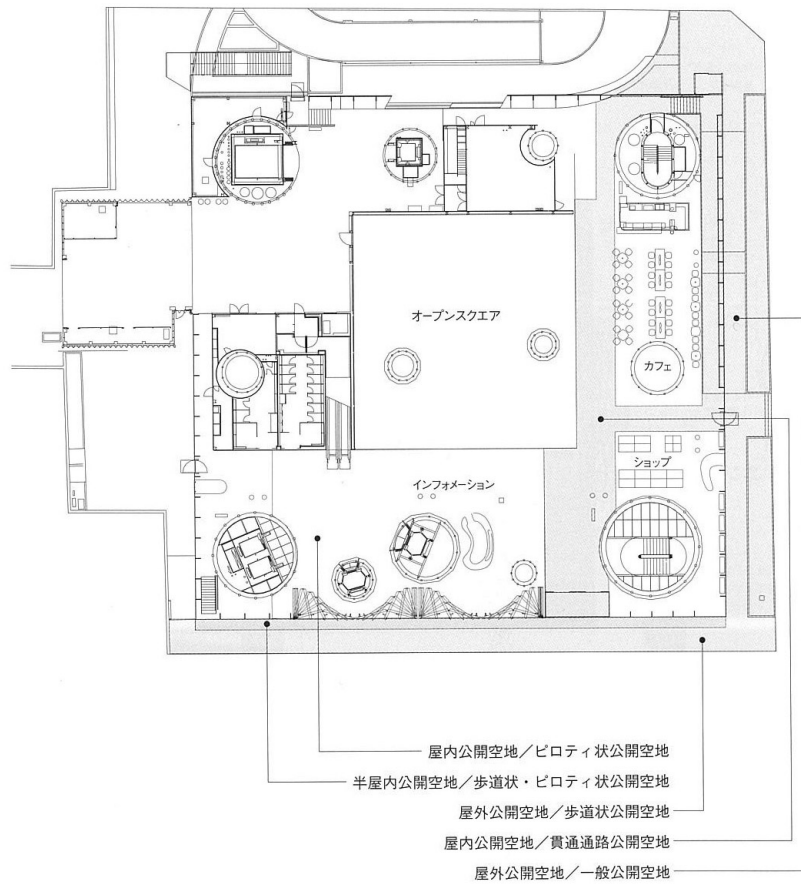


図 4-2-4：1F オープンスクエア平面図

(出典：参考文献3より)

4-2-5 発生した意図の乖離と対応

問題点の把握

開館後に発生した意図の乖離を把握するために、発注者として関わり、現在の副館長である A 氏にヒアリングを行った結果、開館後に「クレームはほとんどなかった」とし、開館後の具体的な問題は提示されなかった。建設中は、ガラスでモダンな「使う人のことを何も考えていない」という意見は強かったという。しかし、開館してみると開放的であることの効果が大きく、年齢を越えて快適であるという風に意見が変わったのだという。

意図の乖離による問題点

そこで、改めて竣工までのプロセスの詳細や3章で取り上げた地元新聞社との応酬、開館後の運営についてのヒアリングを行う中で、意図の乖離が発生していると思われたものがいくつか存在した。

- (1)コンペ当選後に見えた問題 – 審査員と発注者の意図の乖離 –
- (2)地元新聞社との応酬 – 設計者と利用者の意図の乖離 –
- (3)オープンスクエアの使い方 – 創り手と使い手の意図の乖離 –

次に、それぞれの問題の詳細について記述する。

(1)コンペ当選後に見えた問題 - 審査員と発注者の意図の乖離 -

「新しいアーキタイプを提案するという極めて異例のコンペ」であった。しかしコンペ後に明らかになったのは、「発注者は通常の公共施設を求めている」ということであった。審査員側の意図と自治体の意図の間には大きなギャップがあったのである。「コンペが終わった時点で、そのギャップは最大だった」と設計者は語る¹⁸。そして最初の1年はそれを埋める作業に費やされたという。

これは発注者側にいた審査員の考え方と市側の考え方の共有がしきれておらず、その上で、設計者と審査員の意図が合致してしまったことで生まれた設計者と発注者の意図の乖離であると言える。

メディアテークでは、建設の最初期の段階から意図の乖離が発生していたのである。

(2)地元新聞社との応酬 - 設計者と利用者の意図の乖離 -

3章でも概要を述べたが、コンペ後市民の意見を聞く場として1995年6月から半年にわたって開催する「わいわいトーク」が設けられた。もともとこれは基本設計の過程を「市民に公開」し自由な発言を交換するという趣旨で始まった。しかし設計者の予想とは違い、利用者個人の施設に対する期待・要求は少数で、団体組織の勢力を施設内に縄張りするようなものが中心であった。結果的にこの機会は設計者に自己検証の必要を突きつけた⁸。その中で、利用者とはいったい誰か、コンペの案とはいったいなんだのかと改めて自問し、プロジェクト検討委員会(以下、検討委員会)という改めて「メディアテークとは」を考える場を設けることを市に要請した。

その検討委員会中は多数の専門家(建築計画・美術・コンピューターアートなど)で構成され、1995年9月に発足する。そこでの議論はメディアテークの定義や開館までに至る準備活動などの多くの発案や提案を生んだ。

その議論の最中、設計者が利用団体へヒアリングを行っているところで問題は発生する。1995年10月31日、地元新聞社が芸術協会を中心とした各論客からのメディアテークに対する批判記事を掲載したのである。その主旨はチューブによって、展示空間に制約がかかり、必要な機能を満たさないとするものであった。「箱物ありき、という従来の施設建設のパターンから脱却できなかった」という仙台の大学関係者の言葉を取り上げ、「ゼネコン汚職の後遺症だった」とする建築関係者の言葉をも掲載している。

それに対して11月6日に、事実誤認があるとし、設計者は新聞社に対して「怒りの質問状」を送った。設計者は、各種団体にヒアリングする中で、若いアーティストらはその半分でも良いという意見も聞いていたのである。そこで、「展示空間の要求はあくまで芸術協会からのものであり、様々な市民の意見を調整している最中に、一部利用団体の要求を真理とするような誤解を招く内容である」と新聞社を批判した。そしてその上で、設計内容や意図を丁寧に書き添えた。

それを受けた新聞社は、11月18日の文化欄に設計者の論考を掲載した。その後も団体に対して、展示空間の使い方などを説明し続けた。設計担当者B氏は「そういったやりとりによって(建築の意図や理念

などが共有されていった」(括弧内筆者補足)と語っている。

結果的には、建設段階で議論が生まれたことによって、利用者への意図伝達が丁寧に行われ、それによって新聞社や芸術協会といった団体が徐々に理解を示していったと言える。

これについてA氏は、色々な批判も、「事業自体がダメにはなって欲しくないという気持ちからか、最終的に(批判に)ストップがかかった」(括弧内筆者補足)という風に述べている。

(3) オープンスクエアの使い方 - 創り手と使い手の意図の乖離 -

開館当初、オープンスクエアという空間が、他の施設にないものだったため、使い方が分かりにくく、利用者が好きなように使う空間となってしまう¹⁹。当初のコンセプトである「市民に開放された、まちにひろがっていく場所」²⁰としては働かず、ただのエントランスホールとなっていたと言っても過言ではない。意図の乖離が起こっていたのである。

そこでA氏は「まちにひろがっていくという機能を果たしていくことをしないと建築のコンセプトも意味をなくす」ので、積極的に自主事業という形で使い方の提案を行った。街に繋がっていくようなイベントやシンポジウム、ライブ、カフェスタイルの実践など様々である。

オープンスクエア自体は区切ることも可能であったが、壁を出さないということを決定し、まちのなかの広場としてイベントをやる習慣をつけようと考えた。これらによって次第に認知され、当初は3割ほどしかなかった利用も、現在は8割近い利用となった。

ここでは、発注当初からの意図をしっかりと把握していた運営者であったからこそ、その場のコンセプトを理解した解決策を取れたと言えるのではないだろうか。



図 4-2-5 : 積極的な利用がなされるオープンスクエア

4-2-6 意図の乖離への捉え方と意図伝達

発注者兼運営者

発注者であり現副館長でもある A 氏は、自身を“共犯者”であるとし、「出来上がった後にいろんな問題に運営の中で色々ぶつかって、予測しなかったこともいろいろある中で、こうすれば良かったということは色々なでてくるのは当然なこと」とした上で、「もし、ここに私じゃなく、設計・建設のプロセスを知らない人が使い始めると、なんて使いにくい建物を作ってくれたんだというところからスタートするというのはある意味当然なこと」と語る。しかし「それを一緒に選んできた共犯者でもある自分は、それをマイナスに批判しても仕方ないので、それをどうプラスにもっていけるかということを考えることが運営する立場が考え続けること」であるという風に捉えている。

こうしたマイナスに捉えてしまう部分をプラスに持つための解決策を常に考えていることが分かった。それは設計段階から関わった“共犯者”であるという意識を持つことが影響していると言えるだろう。

設計者

設計担当者である B 氏は、「なぜチューブなのか、オープンなのかは個人レベルでも、ミーティングレベルでも言い続けた」という。「変わったことをやる時には、変わったことをやるだけの説明や啓蒙・意図の伝達を相手が嫌って思うほどやらないと意図のズレというのは生まれてしまう」とし、「話しているうちに、自分がそのズレが嫌になってしまえば、その案をやめてもっと普通にしてしまえば良い」というように語り、常に「話し続けること」が重要であると指摘した。そうすることで「できることもできないことも分かりあえる」とし、設計者の立場としていかに意図伝達を続けるかが重要であるという風に捉えていた。

このように設計者はあくまで設計意図を伝え、共有し、分かりあうことが最も重要な行為であるとし、「変わったこと」をする責任を意図伝達という行為を通して果たしているのだと言えよう。

4-2-7 まとめ

メディアテークの事例では、(1) コンペ当選後に見えた問題 (2) 地元新聞社との応酬など、建設プロセスの間に大きな乖離が生じた。その乖離をポジティブに捉え続け、意図の共有を続けたからこそ、設計者・発注者には良好な関係が生まれている。そして、そのプロセスを共有した立場が運営者に回ることで、(3) オープンスクエアの使い方のように、開館後の意図の乖離にも、コンセプトを失わない形で解決が図られている。

運営者が発注者側として“共犯者”となることが開館後の問題に対してコンセプトを失ってしまうことなく、解決策を模索できる要素なのであろう。しかし、現在は、こうした建築をつくるときに“共犯者”という意識を持たざるを得ない状況でもあると言える。

しかし、設計者が発注者に、発注者が運営者として利用者に意図を伝え共有し続けてきたことで、メディアテークは問題を乗り越えてきているのだと考えられる。

4-3 豊田市生涯学習センター逢妻交流館

4-3-1 概要

豊田市生涯学習センター逢妻交流館(以下、逢妻交流館とする)は愛知県豊田市の田園地帯に建つ、貸館機能と図書館機能を兼ね備えた地域の子供から高齢者までの幅広い世代が利用するコミュニティセンターである。旧交流館が老朽化と機能不足から、建て替えることとなり、2006年に開催された設計プロポーザルで選ばれたアトリエ建築設計事務所が設計を行い、2010年の春に完成した。現在は豊田市役所社会部生涯学習課の管轄のもと、財団法人豊田市文化振興財団が運営管理を行っている。主な概要を図4-3-1に示す。

4-3-2 ヒアリング対象

ヒアリング対象者は以下のとおりである。

- ・発注者：豊田市生涯学習課 C氏(2011.09.10 実施)
- ・設計者：実施できず
- ・運営者：豊田市生涯学習センター逢妻交流館 館長 D氏(2011.09.10 実施)

表 4-3-1：豊田市生涯学習センター逢妻交流館の概要

施設名称	豊田市生涯学習センター逢妻交流館
発注者	豊田市
基本構想	アトリエ建築設計事務所、 豊田市役所建築住宅課
設計	アトリエ建築設計事務所(建築)、 構造事務所、 設備事務所共同
施工	建設会社、電設会社
所轄	豊田市役所社会部生涯学習課
維持管理	財団法人豊田市文化振興財団
主要用途	生涯学習センター、貸館、図書館
建築面積/延床面積	829.46㎡/1575.5㎡
敷地面積	7468.5㎡
天井高・階高	地上3階
構造	鉄骨造
構想開始時期	2003年7月
プロポーザル実施時期	2006年6月-9月
設計期間	2006年9月-2008年9月
施工期間	2008年9月-2009年10月竣工(2010年2月開館)
所在地	愛知県豊田市
受注方式	プロポーザルコンペ

4-3-3 建設経緯

背景

元々、豊田市は中学校区ごとに公民館を設置していた。1993年(平成5年)の「高齢者、児童福祉施設の合築・併設を促進するよう通知」(厚生省)に伴い、2002年(平成14年)に、多様化する市民の活動に対して、図書館の分館機能や生涯学習講座などの幅広い活動を展開するため、公民館を生涯学習センター交流館という名称に改め、地域の拠点施設として、利用しやすいよう整備基準を拡大していった。

逢妻交流館に関しても、旧交流館の経年劣化や、バリアフリー化などの配慮も不十分であったため、利用者の利便性に多くの問題が生じており、修繕改修費用も増加傾向であった。また、「施設規模が小さく、会議室等の規模も狭小²¹で、利用者の自主的な学習活動を始めとする地域活動の活発化などに十分対応できていない状況にあった²²」ことなどから、2003年(平成15年)7月に逢妻交流館の改修構想が始まった。

市は、構想立ち上げ当時に「交流館建設準備委員会」を地元住民中心に発足させ、共に協議を進めた²³。

プロポーザル・コンペの形式を取った理由

「旧態としてプロポーザルではなく、広く建築分野の才能を募れるようなプロポーザルを実施したい」と、市側からコンペの審査員を建築家に打診した²⁴。

今回のコンペを主導された市の担当者が、公衆便所のような小さな建物で、若い設計者がもの凄く熱意でつくる姿に触れて、ものをつくる姿勢が「違う」と感じられたようなんです。それで、一五〇〇平米くらいの規模であれば、若くて実績がない建築家でも、十分にできるという感触をつかまれたみたいですね。

(GA JAPAN 85 「設計のプロセス PLOT『豊田市生涯学習センター逢妻交流館』編」)

市の担当者が、若い建築家の力に感銘を受け、比較的小さな規模である²⁵交流館を、建築家に設計をしてもらってはどうかと考えた経緯が伺える。そして、審査委員長となった建築家に相談を行い、プロポーザルコンペの実施を決定した。

審査員の選定とコンペ実施の条件

コンペ実施の相談を受けた建築家は、「実績のない若い建築家に門戸を広げていくことには大賛成」²⁶であったこともあり、市の意向を好意的に受け止めた。そして審査委員長を引き受ける条件として市側に3つの条件を掲げた。その条件は以下の通りである。

表 4-3-2: 審査委員長を引き受ける上での市側への条件

条件	内容	意図
1 実績と提案について	従来のコンペ配点である7:3を逆転させ、 アイデアを重視すること	配点を逆転させることによって、 実績のない人たちもプロポーザルに参加できる と考えたため
2 トラブルの可能性について	トラブルを起こる可能性を受け止め、覚悟を持つこと。 問題が発生しても、それを 解決する努力を含めて取り組むこと	実績はなくても、 魅力的なアイデアと熱意のある建築家を公募する場合、プロセスも試行錯誤になる可能性 があるため
3 1年の追跡調査について	大学研究室もしくは様々な専門家が入って一年間の追跡調査をすること	今後も継続してコンペをやるにあたり、今回上手にいくかが重要であり、その判断を行うため

※参考文献 11 から筆者作成

若手建築家が応募しやすい条件を掲げるとともに、それに伴う問題の可能性を指摘し、発注者側としての心構えを条件に含めている。市側はこれを受け入れ、コンペを実施した。

審査委員の構成は図 4-3-2 に示すように、建築専門家と住民代表、市の担当課で構成された。

◆審査委員長 建築家 (大学教授)
◆審査委員 建築史家 (大学教授) 住民代表 (建設準備委員会) 市担当者 (生涯学習課、営繕課)
計 5 名

図 4-3-2: 審査委員会の構成

設計者の選定

69 案の応募の中には知名度のある建築家が何人も参加していた。地元の若い設計者の応募を予想していた審査委員長の予想を裏切る形であった²⁷。2006 年 6 月から 9 月にかけて行われた、コンペには結果的には、知名度のある有名建築家主宰のアトリエ事務所が設計者に選定された。

これに対して、審査委員長ははじめは「若手のイメージ」というものを軸に若手を選定するという事に拘り過ぎていたとし、実際選定した建築家の案は、「機能面・管理面でパーフェクト」であったとしている。審査の過程でそのような葛藤があったことで、当初の意図とは違った形で設計者を選定する形となった。

コンセプト

設計者がこの建築を通して実現しようとしたものは、①人々の活動や環境が混ざり合った森のような場所にする、②交流館を訪れる人がどこにいても建物の内外で行われているさまざまな様子を感じられる場所にする(コンペ案より引用)、であり、これによって「室内の活動の風景は部屋の外にも広がり、また新しい人々の活動を誘発」するような交流館を大きなビジョンとした。

コンペから建設へ

その後、2006年10月には「交流館建設準備委員会」が名を改める形で「逢妻交流館建設委員会」が発足する。同委員会は豊田市の先進交流館であった2つの交流館の視察や、設計者の作品である美術館の視察を行うなどをしながら、市と意見交換を行っている²⁸。

そして2007年1月の基本設計案の説明会、同年5月の基本設計完了の説明会と2008年2月の建設説明会の3回に渡り、市・設計者・委員会での意見交換を進めた。

その間に大きな問題は発生することなく、2009年1月に工事は着工、2009年10月に竣工する。

運営者の選定

施設の運営者は、豊田市の指定管理者の指定手続きに関する条例に則り、公募によって運営者を豊田市文化振興財団に決定し、館長は財団の所属者が担当した。

表 4-3-3: 逢妻交流館設立の経緯

日時	概要	発注者	住民組織	設計者	運営管理者	一般利用者
1993年	厚生省が「高齢者、児童福祉施設の合築・併設を促進するよう通知」	構想開始				
2002年	豊田市が公民館を生涯学習センター交流館という名称に改め、地域の拠点施設として整備を始める					
2003年7月	既存の逢妻交流館(元公民館)が経年劣化や生涯学習センターとしての機能に対応できていないとして改修を決定。 建築家に審査委員長を依頼		交流館建設準備委員会発足			
2006年6月-9月	公募型プロポーザル方式による設計募集			コンペに応募		
2006年9月	設計者の選定					
2006年10月			先進交流館視察			
2006年11月	新館建設に関する意見と要望の集約		意見・要望の集約			
2007年1月	基本設計案の説明		美術館視察	基本設計案説明		
2007年5月	逢妻交流館移転建築に関わる基本設計説明会			基本設計完了 実施設計に関わる意見集約		
2008年2月	逢妻交流館移転建築設計にかかる説明会			建設概要説明		
2009年1月	工事着工					
2009年4月	豊田市文化振興財団が指定管理者に					
2009年10月	竣工					
2010年2月	オープニングセレモニー					

(逢妻交流館施設パンフレットより筆者作成)

4-3-4 建築概要

活動の可視化

逢妻交流館は、そのほとんどがガラス張りで構成されており、自由曲面のガラスが取付けられている。

GA JAPAN103 に設計者の論考が掲載されており、それによれば、設計者は「この建物は、地元の人々たちによって、公民館的な使われ方がされますから、そこで起こるいろいろな活動が外からでも中からでも見えるように」と考え、全面をガラス張りにした。

いくつかの室が建物内の複数層を貫き、吹き抜けとなっていることに関しては「多目的ホールと大会議室のヴォイドをズラしながら重ねて、全体の中心とすることで、断面的な空間の連続性が、そのままいろいろな活動が行われていることの繋がりになるんじゃないかと考え」てのことだという。(図 4-3-3)

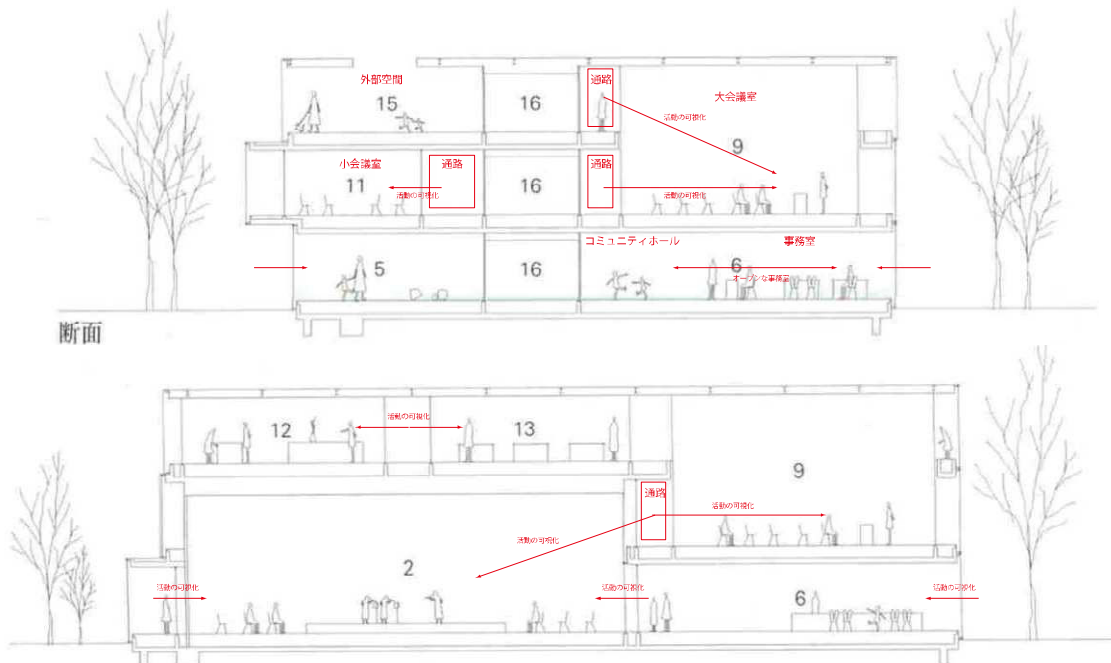


図 4-3-3：断面図(赤部筆者追加)

(出典：参考文献 12)

建物配置

「コンパクトなヴォリュームの建物を敷地の中央にポンと置き、周囲に公園的なスペースを配置していかうと考え」て、所有している敷地に対して、建築物の占める面積は小さくし、駐車場や解放したスペースを多くとられている。(図 4-3-4)

また、北東方向に隣接して小中学校がある敷地で、学生が訪れやすいように動線計画が配慮されている。

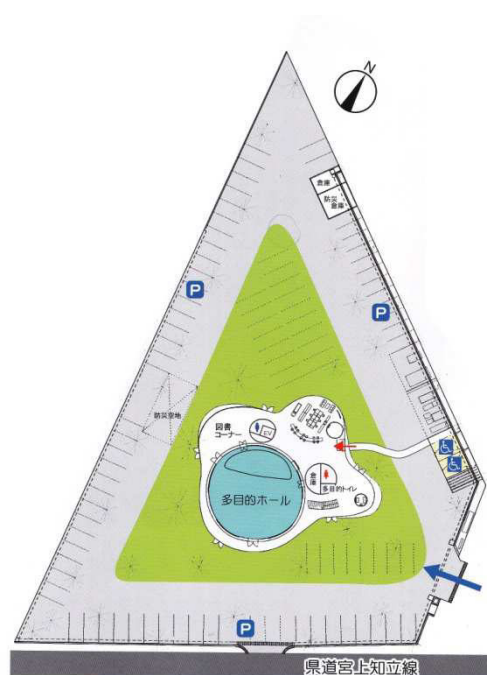


図 4-3-4：配置図

(出典：施設パンフレット「祝 竣工 逢妻交流館」)

このように、地域の住民の施設として、色々な活動が複合し、かつそれらが連続的に関わりあうように意図し計画されている。外部から内部、内部と室といったそれぞれの活動を相互に確認することが可能で、交流館という施設の機能を最大限に引き出し、住民間の交流を生み出そうと思ったものに違いない。

実際、施設を訪問した際は、小中学生が勉強する姿や会議、料理教室などの様々な活動を、通路から視認することができた。また、曲面に沿って子どもが走り回っている様子も確認できた。

そういった点では、建築のコンセプトは実現されているように感じられる。

4-3-5 発生した意図の乖離

問題点の把握

開館後に発生した意図の乖離を把握するためにヒアリングを行った結果、表 4-6 に示すような、19 個という予想以上の数の問題点が挙げられた。

表 4-3-4：ヒアリングから挙げられた問題点とその対応

番号	問題箇所	状況	被害	対応	問題区分
1. 運営者自身で解決できるもの(7)					
1	壁	ガラス曲面壁に気づきにくい	ガラス面激突事故が発生	○運営者が養生テープをデザインして貼るなどしていたが、設計事務所がラインテープをデザインし取り付け	安全性に対する懸念
2	階段	階段の段床裏が露出している	頭をぶつける危険性	○運営者がクッションを取り付け	安全性に対する懸念
3	サイン	サインが分かりにくい	利用者の行動に支障	○運営者がサインを作成	使用上の使いづらさ
4	運営・管理	子どもが走り回り、うるさい。中学生のいたずらが多発	貸館施設利用者への迷惑	△運営者が注意	運営管理上のやりづらさ
5	運営・管理	外部見学が多いため対応に苦慮する	業務の妨げ	△運営者が注意書きで勧告	運営管理上のやりづらさ
6	運営・管理	設計したのは市と設計者だが、苦情は運営に来る	業務の妨げ	×	運営管理上のやりづらさ
7	階段	階段一段目の天井部分が突出している	頭をぶつける危険性	○運営者が注意書きで勧告	安全性に対する懸念
2. 関係業者に依頼することで、簡易な方法で対応できるもの(3)					
8	日射	日射が強く夏場の室温が異常に高い	活動に支障および稼働率の低下・空調費用増大・床の変形	○運営者が業者に遮蔽カーテンの取り付けを依頼	不十分な機能設備
9	室内	声が大きく反響する	会議進行の妨げ	○運営者が業者に防音カーテンの取付けを依頼	不十分な機能設備
10	屋根	雨漏りが発生する	建物水浸被害	○運営者が建設業者に修繕を依頼	不十分な機能設備
3. 関係業者に依頼し、大規模な改修が必要なもの(9)					
11	日射	エキスパンドメタルが遮蔽効果をなしていない	カーテン取付不可能→(日射を防げない)	×運営者がすだれを取り付けるなどしたが、面積が大きく効果なし	不十分な機能設備
12	室内	キッチンコンロが中央に集中している	調理しにくい	×	使用上の使いづらさ
13	室内	設備調節機器が倉庫の奥にある	設備機器に触れない	×	使用上の使いづらさ
14	室内	洗い場の位置が要求と違う	洗い場に靴を履かなければならなくなり、着物での利用者が利用しづらい	×	使用上の使いづらさ
15	建具	ドアが大きく重い	開閉が困難・開閉時騒音の発生・手詰めによる怪我の危険	△運営者が自作の手詰め防止クッションを作成	使用上の使いづらさ
16	建具	鍵の位置が低い	鍵の開閉に支障(特に高齢者)	×	使用上の使いづらさ
17	室内	室容量が要求と違う	想定容量よりも椅子が入らない	×	不十分な機能設備
18	結露	夏結露・冬結露共に発生する		×	不十分な機能設備
19	空調	和室の空調が空間構成上、効果がない		△運営者が各室の温度を計測し、市に報告し、対応待ち	不十分な機能設備

○解決できているもの
 △対応しているが解決にいたっていないもの
 ×予算の都合上対応不可能もしくは解決方法がないもの

(ヒアリング結果より筆者作成)

問題への対応

表 4-6 における問題点とその対応を見ると、19 個のうち 10 個はすでに問題解決が図られており、実際に解決しているものが 7 個あるが、(3) のような問題は費用が大きくなるため、妥協して使用するしかない状況である。

また、運営者は専門的知識を持っていないため、(1) のようなもの以外は専門家の意見を聞いた上での対応を迫られる。今回の事例では、専門家＝設計者ではなく、施設近郊の業者に意見を求めているようである。当然、設計者にも連絡はしていたが、設計者は遠方にいるため、素早い対応ができなかったことが、施設近郊の業者に意見を求めた理由であると思われる。

また、問題点として挙げられたものを、①不十分な機能設備②安全性に対する懸念③使用上の使いにくさ④運営管理上のやりづらさに区分している。

意図の乖離による問題点

上記の中でも、ヒアリングの中で、特に意図の乖離が発生していると思われたものが 4 つあった。

- (1) ガラス曲面激突事故 - 設計者と運営者の意図の乖離 - 問題番号 1
- (2) 日射問題 - コンセプトと実態の乖離, 創り手と使い手の意図の乖離 - 問題番号 8, 11
- (3) 反響問題 - コンセプトと実態の乖離, 創り手と使い手の意図の乖離 - 問題番号 9
- (4) 利用者間の問題 - 設計者と運営者の意図の乖離 - 問題番号 4

次に、それぞれの問題の詳細について記述する。

(1) ガラス曲面激突事故 - 設計者と運営者の意図の乖離 -

この問題は竣工後すぐに現れた。運営者となった館長が、初めて施設を訪れ、施設に入ろうとした際に、誤ってガラスの壁にぶつかったというのである²⁹。その後、一般の利用者の中にも、ガラス曲面壁にぶつかる子どもや高齢者がいたことで、運営者は即時に対応に迫られた。

2010年5月の段階では、水平を取った上で養生テープをガラス部に張り付けることで目印とする対策を講じていた。雑誌の写真撮影で訪問した設計者がそれを見たことで、ラインテープをデザインし、改めて貼りなおすという対策をとったという。



図 4-3-5：問題対応の過程

この設計者の対応自体は、問題ないように思える。しかし、運営者が語るには、養生テープが貼られることは(デザイン上)困るから、設計者側は対策したという風に捉えていた。その対応自体にも、時間がかかるため、現場で早急な問題解決を求められる立場としては不満を抱いていたようである。

また、写真撮影時に、この養生テープが全部剥がされたことを指摘し、雑誌掲載時にはこういった現場での問題が隠され、設計者が評価されることに対しての不满があるということを語っていた。

この問題自体は設計者がラインテープをデザインし、張り付けたことで解決していると言える。この問題に関して、設計者はデザイナーとして適切な対応をしているように見受けられるが、現場の運営者側は、デザインを優先して自分たちの対応を覆されたと感じている印象を受けた。つまり、問題は解決したものの、設計者と運営者の意図の乖離は埋まっていないものと考えられる。

(2)日射問題 - コンセプトと実態の乖離,創り手と使い手の意図の乖離 -

ほとんどがガラス壁であるということの当然の結果ともいえるが、室内が暑いというクレームが利用者から運営者に伝えられた。この影響で、床が変形した(図 4-3-6)、2~3 グループの旧館時代からの利用者が夏場の利用を取りやめる結果となった。

これに対し、運営者は室内側カーテンの取付けを施した(図 4-3-7)がこの取付けも難しくさらなる不満を増幅させた³⁰、空調費は他の同等規模の交流館より過剰となり、頭を悩ませている。また、3F 部分は吹きさらしの半屋外空間となっているため、カーテンの取付けが行えず、苦肉の策としてすだれを取り付けていた³¹(図 4-3-7)。 現在(2011.9.10 時点)は、各室の温度を計測し、市に現状の報告と対策の検討を試みている。

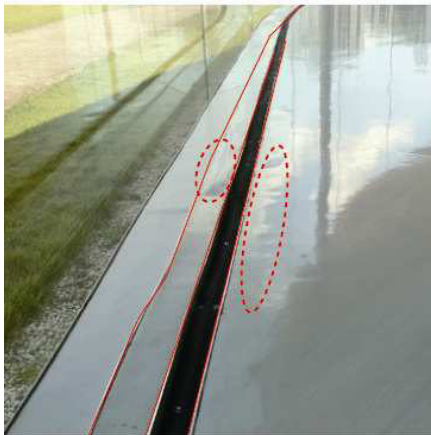


図 4-3-6 : 日射で変形した床

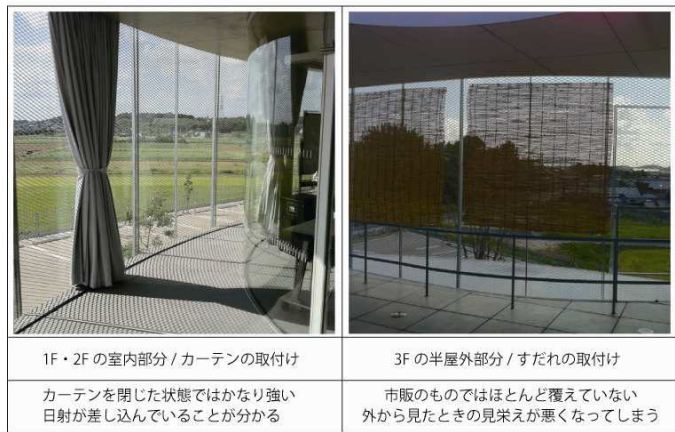


図 4-3-7 : 問題点への運営者の対応

この対応と対策自体は運営者として適切な対応である。しかし、こういった状況をつくった設計者に対する不満は募る一方である。また、このカーテンを施したことによって、本来のコンセプトである「色々な活動が外からでも中からでも見えるように」したことを阻害してしまう恐れがある。建築の意図を深く理解し共感していれば、外部に植栽することやエキスパンドメタルを緑化するなどの違う対策を取れたかもしれない。しかしこの問題で生んだのは設計者への不満とさらなる予算の必要性だけであった。

(3)反響問題 - コンセプトと実態の乖離,創り手と使い手の意図の乖離 -

室内会議室の声の反響が大きく、会議にならないというクレームが利用者から寄せられた。これは室内が自由な円形状になっていることが大きな原因である。

これに対して、専門的知識を有さない運営者はどう対応していいかわからず、偶然訪問した建築関係者に質問するなど、対応に苦慮した。天井や床に吸音材を設けると良いかもしれないというアドバイスをもらうこともあったようだが、結果的には業者に依頼し、防音カーテンを会議室内に設置することで解決する予定である。

(2011.9.10 時点)



会議室

しかし、この対策では、カーテン使用時に通路などから室内が見えなくなってしまう。これも本来のコンセプトを阻害してしまう可能性があり、意図が乖離してしまっていると言える。

(4)利用者間の問題 - 設計者と運営者の意図の乖離 -

この施設の最大の特徴である自由な曲線を用いた平面形状は、曲面壁に沿って子どもたちが走り回るといった活動を大いに促進している。いわゆる一般的な施設では見られない光景であり、これは設計者の「新しい人々の活動を創出」したいというコンセプトを実現しているものでもある。

しかし、一部利用者から、子どもが騒いでうるさいというクレームが発生した。どのような施設であってもその類の問題は発生する。このことを運営者は「あくまでもここは貸館施設なので、利用者がうるさいと思うようなことは困る」と語っていた。これについては運営者が注意することで対策をしているが根本的な解決とはなっていない。

ここで、設計者の意図したコンセプトによる影響が、実際には利用者にとっての不利益となっていると運営者は感じていた。つまり、公民館的な使われ方がされる交流館(4-3-4)として、人々の交流を促進しようと考えた設計者と、あくまで貸館施設であるとする運営者の間には意図の乖離が生じていると言えるのではないだろうか。

4-3-6 意図の乖離への捉え方

ここではそれぞれの施設に対する捉え方や意図の乖離に対する捉え方を考察するものであるが、今回は設計者のヒアリングを行うことはできていない。

発注者

現在の生涯学習課の C 氏から伺った話では、現在では、プロポーザルが行われた経緯などを把握した担当者がいなくなっており、詳しくは分からないという。つまり、現在実際に施設に関わる発注者側には設計者との直接的なやりとりはなかったのである。逆に言えば、現在の発注者の意見は設計時に取り入れられてはおらず、発注者も設計者の意図を正確に把握していない可能性がある。

豊田市長の認識としては、「同じような被害が出ないように情報公開を徹底する」と述べており、「完全に失敗だった」と話すように、現在の状況を「被害」と捉えており、今回の試みに対して、強く失敗したと感じている。「もっと綿密に話し合うべきだった。次はこのようにならないように、逢妻施設を参考にしながらも、修正をしていく」という言葉からも、発注者側の失敗意識は大きいことが伺える。

現状の原因に関しては、「話し合いは十分に行ったが、細かい部分の問題が生じた。それは時間が短く、工期が短かったことと、高度な技術が必要なガラス面であったため、施工が難しかったこと、施工者と設計者間のやりとりのせめぎあいもあった」という風に述べている。

確かに、審査委員長を引き受ける上で市側に出した条件の 2 にあたる、トラブルを受け止め、解決に向かって努力する姿勢は見られる。しかし、コンペを実施したこと自体をネガティブな形で受け止めていると言える。

運営者

館長である D 氏は逢妻交流館、そして設計者に対して好意的な印象を抱いていないことは明らかであった。設計の意図自体も、雑誌などを自ら読むことで把握したと語っている。「普通の建物で良かったのに」というのが運営者たちの意見であり、逆に、この施設の良いところを伺うと、「景色がいいところ、それぐらい」とあるという。

結果的に見れば、交流館に利用者・訪問者は増加しているのであるが、その多くは建築雑誌を見た建築関係者らであるという。施設の主な用途が貸館機能で、地域利用者の利用が中心であるため、雑誌を見た訪問者は貸館としての直接の利用者にはならない。逆に直接の利用者の中で、雑誌に掲載されているということで利用を始めたというものはほとんどいないという。それにも関わらず、外部からの訪問者が多いため、対応に時間を割かねばならず、入館料などは取らない公共施設なので、「運営側にとってメリットはほとんどない」という発言もあった。

また、多くの問題があったことに対しては、「私たちに言われてもねえ」と頭を悩ませている。「(プロポーザルによる設計に関して)景気が良かったからこの話が出たけど、今となっては市民に金の無駄遣いじゃないかと怒られる」(括弧内筆者補足)という。ただ、利用者に掲載された雑誌を見せ、建物の価値を説明するといった努力を行っている。

4-3-7 まとめ

逢妻交流館の事例では、建設プロセスの間では大きな問題は発生していない。開館してから問題が表面化するに至った原因として、設計者と建設委員会、発注者の意見交換の機会があったが、市長が「もっと綿密に話し合うべきだった」と述べていることから、形式的なものに留まっていた可能性が挙げられる。

しかし、そもそも発注者は「若い設計者の熱意で設計してほしい」と思っていたことからコンペを開催しているが、実際に選ばれたのは有名な建築家であったということがあり、これが発注者と審査員、発注者と設計者の意図の乖離の始まりだった可能性も指摘できる。このことも、発注者側の失敗意識に繋がっているかもしれない。

現状では、運営者側は設計者に対して批判的な捉え方をしている。運営者自身問題への対応は懸命に行っているが、実際に設計に携わっていないにも関わらず、クレームは運営者に来ることから、板挟み状態となり、不満の矛先が設計者に向いているものと思われる。設計意図に関しても、自ら雑誌を読むことで把握しているということが、十分な意図の伝達できていない証左と言える。さらに、問題の対応を設計者以外の業者に頼んでおり、意図を知らない業者がそれぞれの見解を述べることで、さらなる意図のズレの増幅も感じられた。

また運営者にとっては、こういった状況を知らずに、雑誌などで建築が評価されてしまうことにも疑問を感じているという。

この事例を通して、特に注意すべきであることは、(2)(3)の問題の対応であるカーテンを施した点である。これが、本来のコンセプトである「色々な活動が外からでも中からでも見えるように」したことを外からも中からも見えなくしてしまう可能性がある。問題の解決方法が設計者のコンセプトの根幹となる部分を消し去ってしまうこととなれば、予算が過剰にかかっただけの、本当の「金の無駄遣い」になってしまうのではないだろうか。

このことは、設置したカーテンを開けるか開けないかは使用者側の自由であるから、コンセプトに対し、利用者側の自由度を考慮したものと捉えることもできる。しかし、発注者や運営者が当初のコンセプトを強く理解していなければ、クローズした建物にしてしまう可能性がまだ十分にある。今後の対応に関して、できる限りカーテンを開放したままにできるような対応を考えることも必要である。

確かに、運営者側の対応は適切であるし、設計者側の責任と捉えることは自然かもしれない。しかし、批判的に捉えるだけでなく、その建築が生むポジティブな部分にも目を向ける必要があるのではないだろうか。

4-4 東京大学柏キャンパス環境棟

4-4-1 概要

東京大学柏キャンパス環境棟(以下、環境棟とする)は千葉県柏市北部に位置し、東京大学新領域創成科学研究科の複数の専攻が居住する施設である。1999年から構想が始まり、「PFI事業(民間資金等活用事業)」を採用し、2004年8月から2年の工期を経て、2006年3月に完成した。

発注者として、東京大学の建築系の教授を中心とした建築委員会環境学系ワーキンググループを発足させ、基本プランの参考案を付した要求水準書をつくった。その後、大手組織設計事務所と大手ゼネコンらの共同グループが落札者となり、現在は、学内組織である運用ワーキンググループが運営の中心を担い、落札者グループの管理会社が建物管理を担っている。主な概要を図4-4-1に示す。

4-4-2 ヒアリング対象

ヒアリング対象者は以下の通りである。

- ・発注者：東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授 E氏(2012.07.25 実施)
- ・設計者：組織設計事務所 設計担当者 F氏(2012.09.10 実施)
- ・運営者：東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授 G氏(2012.05.06 実施)
- ・管理者：管理会社 担当者 H氏(2012.11.05 実施)

表 4-4-1：東京大学柏キャンパス環境棟の概要

施設名称	東京大学柏キャンパス環境棟
発注者	東京大学
基本構想	新領域創成科学研究科建築委員会環境学系ワーキンググループ
設計	組織設計事務所、ゼネコン
施工	ゼネコン、電設会社
所轄	東京大学
維持管理	管理会社
主要用途	大学、研究所・実験場
建築面積/延床面積	3490㎡/21031㎡
敷地面積	237452㎡
天井高・階高	地上7階、地下1階
構造	鉄筋コンクリート造
構想開始時期	1999年
落札者決定時期	2003年8月
設計期間	2003年9月-2004年4月
施工期間	2004年8月-2006年3月
所在地	千葉県柏市
受注方式	PFI方式

4-4-3 建設経緯

背景

東京大学は、1877年（明治10年）以来伝統的学問分野を深く極めてきた本郷キャンパスと、1949年（昭和24年）以来複数の学問分野の接点において新たな学際的領域を開拓してきた駒場キャンパスを両極として発展してきたが、1999年（平成12年）に学問体系の根本的な組み換えをも視野に入れた学融合を志向する柏キャンパス構想が始まる。

千葉県柏市の北部、柏の葉公園などが隣接する敷地を、平成7年度と平成10年度に新キャンパス用地として取得した東京大学は、平成11年度末には宇宙線研究所、物性研究所を移転させた³²。

新しく設立された新領域創成科学研究科の環境学系の研究室も柏キャンパスへの移転が決まっており、現環境棟の建設を始めるのも目に見えていた。発注者側であった建築系の教授陣は、通常の建設プロセスでは予算の決定後、数か月の設計期間しか与えられないことを危惧し、十分な設計期間を取ることでより良い建築を設計することを目指して³³、「新領域創成科学研究科建築委員会環境学系ワーキンググループ（以下、建築WGとする）」を発足させた。建築WGの主たる目的として「発注者、また居住者として新領域創成科学研究科環境学研究系の理念や建物の使い方を明確にしておく必要があった」とE氏は語っている。

先行施設の視察

建築WGは、環境学系の居住する施設とあって、環境棟を環境配慮された建築とすることを求めた。そこで、先行事例の視察を行っている。これは具体的なイメージの共有という意図もあった³⁴。視察には鳥取環境大学や、高知工科大学、東京電力横浜研究所などを訪れた。その中でも、高知工科大学の、フロアの中心に集まるゾーンがあることや研究室がガラスで中が見通せるようになっていることなどに強く影響を受け、後の参考プランに影響を与えている³⁵。

踏み込んだ内容の要求水準書の作成

建築 WG は、発注者側の立場として通常より踏み込んだ内容の要求水準書を作成したことで話題となった。一般的な建築のつくりかたでは、落札した組織設計事務所とゼネコンが設計のほぼすべてを担うことになるが、建築 WG に属する E 教授の研究室で各室の規模や位置、配置形式などの検討を行い、発注の段階で建物の大まかな形やプランなどを決定していた。最終的に、上から見て S 字型のブロックプラン(配置形式)に決定され、これを参考プラン(図 4-4-2)として要求水準書に盛り込んだのである。

要求水準書で、大学側が求めたものは大きく分けて以下の2つがある。

- ・環境学の研究施設として LCC や LCCO2 を最小化するにふさわしい実践の場の実現
 - ・環境学研究系のコンセプトとなる学融合の場の創出
- この他にも、様々な設置条件(表 4-8)が盛り込まれ、発注段階で建物の大まかな形やプランなどはほぼ固まっていたといえる。

表 4-4-2: 要求水準書内の設置条件抜粋

S字型のブロックプラン
各研究室の部屋の位置や規模
学融合のためのインフォーマルな集いの場
上下階をつなぐ吹き抜けの設置
各室と廊下の仕切りを防火扉としない

このような様々な条件を設定したうえで、応募者には今後 100 年間の想定エネルギー使用量(金額ベース)の提出を求め、実効的な省エネルギー計画の提案とその外観での表現の工夫を求めた。

こういった方法を取った理由は、「実効的な省エネ策を求めるなど、応募者の争点を明確にした。これにより応募者は検討と提案に集中でき、民間の知恵を最大限引き出すことが可能になると考え」てのことだという³⁶。

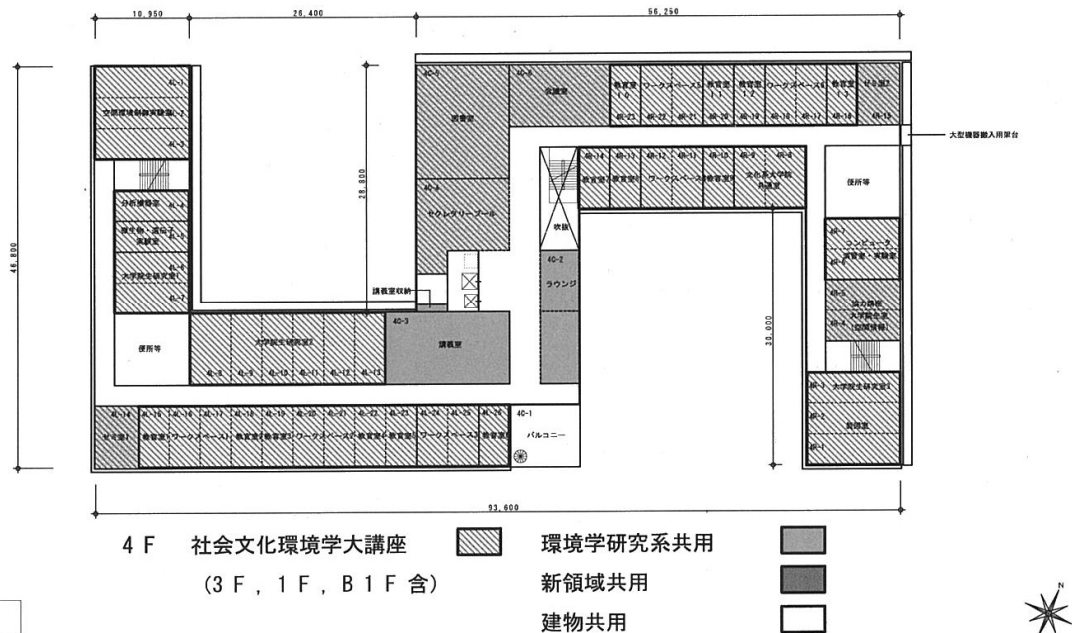


図 4-4-2: 参考プランの一部(出典: 参考文献 14 より)

事業への参加動機

東京大学はPFI事業として、2002年10月に実施方針を公表し、2003年2月に参考プランと共に要求水準書を公開した。それを見た組織設計事務所とゼネコンはJVで提案書を作成した。設計担当者F氏は、要求水準書を見た印象を「建物のレベル、部屋のレベルについてまで記載された詳しい要求水準書」だったと語り、「全段階での検討がかなり進んでいるという印象を受けた」という。この要求水準書は、「設計する側に求められることが明確」で、「発注者の意図を深く汲み取れた」と、発注者の要求を正確に理解し、提案することができた。また、『環境』『学融合』といったゴールが明確だったことも「設計をスムーズに進めることができた」要因であったと語る。

当時、その組織事務所の中で「環境配慮は会社としてもテーマ」だった。そういった状況の中で「最先端の建物の提案がしたいという気持ちがあった」ところに、ゼネコンから声がかかった³⁷ことで、共に参加することを決めた。

落札者の決定とコンセプト

2003年8月に応募のあった2グループの中から、落札者が決定した。

応募された案は、

- ・階段室やアトリウムの上部に設けたソーラーチムニーによる自然換気
- ・基礎杭に埋めたパイプに水を循環させて地中熱を利用する輻射熱冷暖房
- ・安定した地中温度で緩和された外気を取り込んで外気負荷を低減するクールチューブ

など高度な設備に頼らない、自然エネルギーを活用した案となっており、地球環境への負荷を低減する実効的な省エネルギー策であった³⁸。

これに加え、発注者が要求した上下のつながりのある吹き抜けや学融合のためのインフォーマルな場(表4-4-2)などが丁寧に盛り込まれ、発注者の期待に最も応える形の提案であった。

建設へ向けて

その後は、教授E氏とG氏、JVの中の担当者が主なやりとりを行った。発注者である東京大学の施設部とは、定例にて意思疎通を図り、「非常にうまくいった印象」を語るのは設計担当F氏。教授研究者などの、将来の施設利用者へのヒアリングは主にG氏が設計者とのパイプ役を果たした。G氏によればおよそ60人分のヒアリングを行い、設計者に伝達したり、設計案で不明な点があった場合、利用者への丁寧な説明・意図伝達を行うなどし、意見の集約・意志疎通を図ったという。

そして、2004年8月に工事は着工し、2年間の工期を経て、2006年3月に竣工した。竣工の2か月前から、応募グループの管理会社の担当者が関与し、設計者らから設計意図などの建築説明を受け、十分に意図を把握している³⁹。

運営者の選定

竣工と同時に環境学研究系は移転する。その際に運用ワーキンググループ(以下、運用 WG とする)が発足する。居住する 7 専攻から 1 名ずつが 1 年ごとの持ち回りによって選出され、構成される⁴⁰。

その運営委員長は建築 WG に属していたものから選出され、建設の過程を十分に理解したものが運営者となっている。

竣工後の体制

管理者と運用 WG は月に一度の会議を行い、運営方法や問題点などを議論している。交流的なスペースなど使用ルールが定まっていないものも多くあり、運営者と管理者が共にルールを定めていった。

設計者は社内組織である PFI 事業維持管理チームを発足させ、主な対応をチームに引き継いだ。

4-4-4 建築概要

5つのコンセプト

環境棟は5つのコンセプトで設計された。その5つとは、環境棟パンフレット「環境学研究系の建築」によると、

- ①学融合のインキュベータ(孵卵器)としての建築
- ②省エネルギーに対応した外観
- ③自然エネルギーを利用した屋内環境制御
- ④研究のダイナミックな展開に対応できる柔軟性
- ⑤居住者に分かりやすい防犯体制

である。本稿では、実際の利用との差異を図るために、特に①と③について言及しておく。

①学融合のインキュベータ(孵卵器)としての建築

異なる5つの専攻は原則として一つの階にまとまって配されているが、それらの相互の関係を強め、「学融合」としての基本コンセプトを活かし、豊かな人間関係のきっかけを提供する空間構成となっている。

例えば、S字型の配置形状は建物の異なる場所同士が中庭を介して見合う関係を生み出している。さらに、上下階の関係を強めるために、内部中央に8層吹き抜けのアトリウム空間と外部南面に螺旋階段のあるバルコニーを設けた。バルコニーに面してラウンジを設け、専攻内のインフォーマルな集まりに対応している。(図4-4-5)また、各室と廊下の間は欄間とガラス開口を設け、通風と採光を得るだけでなく、閉鎖的になりがちな研究室内部を可視化し、居住者間の交流促進を意図している。(図4-4-4)これは、4-4-3で述べた高知工科大学で取り入れられていたオープンな施設環境を参考に、意図の共有を図った上で採用したものである。

③自然エネルギーを利用した屋内環境制御

大学の教育研究棟では初期投資や維持費が限られており、十分な運転要員も置くことができず、利用者(学生)の回転が早く、利用時間帯も異なることなどから、省エネルギー策は高度な設備に頼らず、自然エネルギーを利用し、居住者が目に見える形で管理できることが望ましいとされる。そこで、環境棟では、図4-4-5に示すような屋内環境制御装置を用い、建物内部の環境を快適に保っている。



図 4-4-3 : インフォーマルな集まりに対応するラウンジスペース



図 4-4-4 : 閉鎖的になりがちな研究室内部を可視化するガラス開口

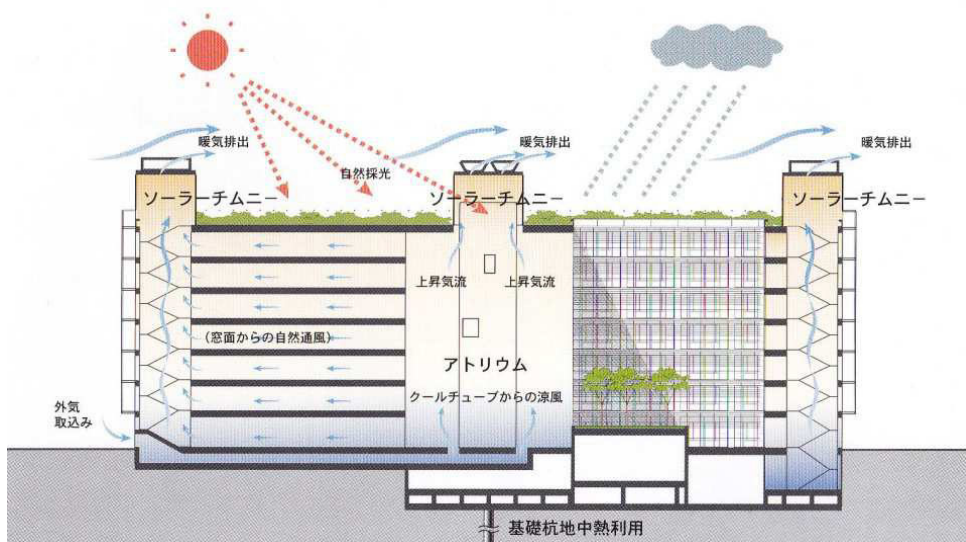


図 4-4-5 : 自然エネルギーを利用した屋内環境イメージ図

(出典：参考文献 7)

4-4-5 発生した意図の乖離

問題点の把握

開館後に発生した意図の乖離を把握するために運用WGの運営委員長を務めた経歴を持つ教授G氏と管理会社担当者H氏にヒアリングを行った結果、表4-4-3に示すような問題が挙げられた。

表 4-4-3：ヒアリング、アンケート調査結果(管理者提供)から把握された問題点とその対応

番号	問題箇所	状況	問題点	対応	問題区分
1. 運営者自身で解決できるもの(5)					
1	壁・開口部	室と廊下を隔てるガラス開口部に気づかないことがある	学生の激突事故が発生	○運営者が目印のシールを貼付	安全性に対する懸念
2	壁・開口部	ガラス開口を目隠し	閉鎖的な空間をつくらないことを意図したものとしたが、居住者は拒否	△運営者が個々の裁量に委ねる	使用上の使いづらさ
3	バルコニー	バルコニーと廊下を繋ぐ扉が重い		○管理者が動きやすくするなどの措置	使用上の使いづらさ
4	壁・開口部	窓を開けないという理由で網戸の設置拒否	環境に配慮するという理念から自然通風を活かせる設計としているが、居住者が無視	△運営者が個々の裁量に委任しつつ、窓の開放を奨励	意図の乖離
5	屋上	屋上テラスへの階段が封鎖	飛び降りの事例があったためだが、環境棟は癒しの空間として積極的に活用を試みていた	△一時封鎖したが、現在は時間指定で開放	安全性に対する懸念
2. 関係業者に依頼することで、簡易な方法で対応できるもの(0)					
3. 関係業者に依頼し、大規模な改修が必要なもの(3)					
6	外壁	外壁ルーバーの落下	さらなる落下の可能性	○設計者が構造等を見直し修正	安全性に対する懸念
7	結露	結露の発生		○設計者が発生を防ぐよう対応	不十分な機能設備
8	音環境	風切音が激しい箇所がある	うるさい	×	使用上の使いづらさ

○解決できているもの
 △対応しているが解決にいたっていないもの
 ×予算の都合上対応不可能もしくは解決方法がないもの
 (調査結果より筆者作成)

問題への対応

表 4-4-3 における問題点とその対応を見ると、8 番を除くすべての問題が既に対策が講じられている。特に、6・7 といった問題に対しては、設計者や施工会社に連絡を取り、迅速に対応してくれたと管理者 H 氏は述べており、問題についてネガティブな印象は持っていない。

2・4 といった問題は、結果的に運営者が利用者個々の裁量に委ねており、好意的に捉えている利用者もいれば、批判的に捉えている利用者もいるといった状況である。

意図の乖離による問題点

上記の中でも、特に意図の乖離が発生していると思われたものは 2 つあった。

- (1) 網戸設置問題 - コンセプトと実態の乖離, 創り手と使い手の意図の乖離 - 問題番号 4
- (2) ガラス開口激突事故と開口部の閉鎖 - コンセプトと実態の乖離, 創り手と使い手の意図の乖離 - 問題番号 1, 2

(1) 網戸設置問題 - コンセプトと実態の乖離, 創り手と使い手の意図の乖離 -

網戸設置の問題の背景は、国からの予算に含まれなかったため網戸の設置を後に回していたことから始まる。設計上は、網戸の設置を前提としたディティールの設計をしていた。網戸を設けるのは、環境配慮型建築として自然通風による自然換気が行えるため、窓の開放を奨励するためでもあった。

しかし、ある教授が、設備機器が劣化するという理由から窓は開けないため、網戸は要らないとし、予算の無駄となるとした。そのことで、当初の共有していた話と違うとして創り手側と対立する結果になった。

ところが、その教授が運用 WG の運営委員長となったとき、一転して、窓の開放を奨励したという。

これは運営委員長の立場上、建築の理念に背くわけにはいかなかったという側面があるが、それはつまり運営委員長になったことで、理念や設計意図を深く理解し、その立場を取るに至ったという風にも考えられる。

(2) ガラス開口激突事故と開口部の閉鎖 - コンセプトと実態の乖離, 創り手と使い手の意図の乖離 -

竣工から1年ほどして、学生がガラス開口部に激突するという事故が起こった。幸い大事には至らなかったが、これを受けて、担当教授から、防御策の検討が運用 WG に要請された。

運用 WG が出した解決策は、専攻のフロアごとの裁量で、ガラスに目印をつけることであった。(図: 4-4-6)しかし、それと合わせて、専攻によっては、ガラス開口全面を目隠しするなどの対策もしている。それは、個々人が研究室内部をのぞかれることを拒否したものであると言える。

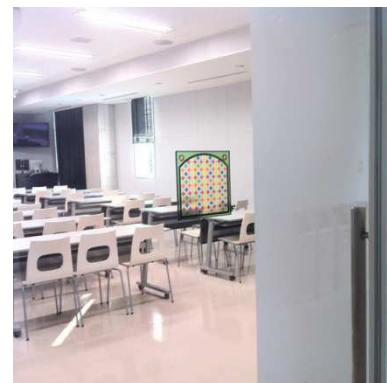


図 4-4-6: 開口部に設けられた目印

専攻ごとに開口部への対策方法は共通のものとしており、それぞれ異なっている(図 4-19)が、それに加え、多くの学生も開口部でホワイトボードやパネルなどを用いて、室内を目隠ししている。(図 4-17)



図 4-4-7: 竣工当時と現在の開口部の使われ方

元々、ガラス開口は「閉鎖的な研究室内部を可視化し、居住者間の交流促進」を意図したもので、また、学生へのセクハラ防止を含め、教授・学生を守るための措置でもあった。しかし現状は、その意図とは乖離している状況である。確かに、「研究内容のプレゼンテーションも出来るガラスの開口部」(パンフレット)という位置づけもあり、研究パネルで目隠しをしている分には一概に意図が乖離しているとは言えないが、内部の閉じられた室内には「入りにくい」という声もある。結果的には利用者は「閉鎖的な研究室」を作り出してしまっている。利用者の声の多くは、「気が散る」「集中しにくい」「見られたくない」といったものであるようだ。

開口部の扱いにおけるロールスクリーンやブラインド、目隠しシートの貼付は専攻ごとの教授陣で決定している。それらが設けられていない部分は、居住する学生が使い方を決定している。(図 4-4-9)

ロールスクリーンなどの対応は、設置後も利用者に開放か閉鎖かの選択の自由が存在するが、シートの場合には容易に剥がすことはできない。つまり、2年ごとの周期で入れ替わる学生としては、初めから可視化されていれば、可視化するか閉鎖化するかの選択が行えるが、初めから閉鎖されていれば、開放させることはできないのである。

個々の対応を批判するものではないが、本来のコンセプトである「閉鎖的な研究室内部を可視化し、居住者間の交流促進」を意図していることを把握しているかどうかで、対応は変化するのではないだろうか。実際、建築 WG に属した教授陣の居住する 6F は、運営側からは一切目隠しのための対応はしていない。

このことについて発注者でもあり、現在の居住者でもある教授 E 氏は、「6F(の教授陣)は共同関係が強く、何事も『一緒にやろう』というスタンスを教員自身が保持している。しかし、他のフロアでは、共同関係がバラバラで、会議の時だけしか会わないということも珍しくない」(括弧内筆者補足)と述べており、そういった共同関係が建物の使い方の決定にも大きく影響与えていると言えるだろう。

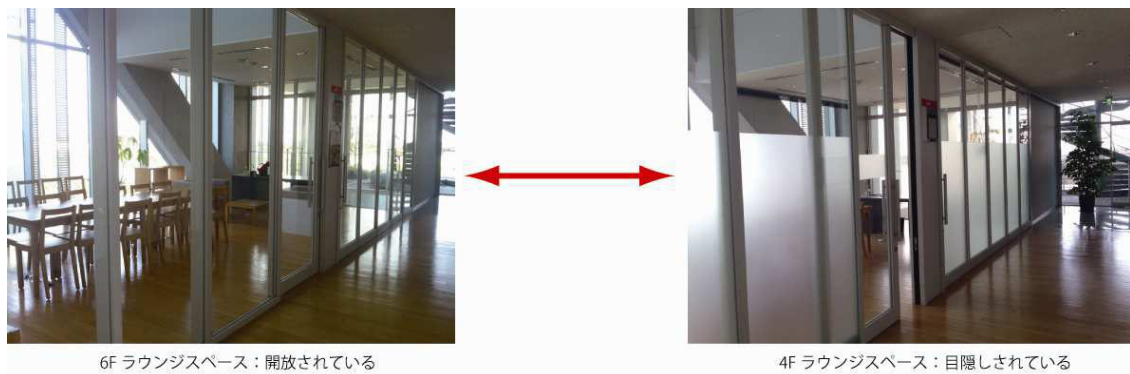


図 4-4-8：開かれた交流スペースと閉じられた交流スペース

	研究室	セクレタリープール(秘書室)	ラウンジ(交流スペース)
	開閉裁量の決定権 専攻教授+利用者(居住学生)	開閉裁量の決定権 専攻教授	
7F			
	ブラインドカーテンを設置	上記範囲でシートを貼付	なし
6F			
	ホワイトボードやパネルなどで目隠し	なし	なし
5F			
	シート貼付+パネルなどで目隠し	上記範囲でシート貼付	なし
4F			
	目線の位置のみシート貼付	上記範囲でシート貼付	上記範囲でシート貼付
3F			
	棚を設置し目隠し	上記範囲でシート貼付	なし
2F			
	ロールスクリーンを設置	なし	なし

※黄部分はシート貼付部分

※薄灰部分は専攻教授、濃灰部分は居住学生の対応

図 4-4-9 : 各フロアにおける開口部の扱いの例

使い手側の提案

うまく利用者によって施設が使用されている例もある。利用の促進を図るために運営者や利用者が試みた提案が2つあった。

バルコニーに面したラウンジスペースは、自由に利用できるオープンスペースとして、学生の会議や飲食だけにとどまらず、専攻ごとの懇親会などに利用されている。

この空間の意図は、専攻内のインフォーマルな集まりに対応し、内部の交流を図ることである。

(a)教授主催の交流会

ここでは、「話潭（わいん）セミナー」と呼ばれる教授が主催・運営のもと学生と教授陣の交流会が開催されている。建築WGに多く属した教授陣がこれを実現させたのである。

この回の目的は、教員や学生がお互いの専門分野や興味のあることについて毎回テーマを決めて話題提供を行い、互いの分野を理解する機会を提供することであり、「学融合」を実践していくための一つの重要な機会であると位置づけている⁴¹。

手間となるであろうこうしたインフォーマルな機会を教授陣が設けることは稀なことである。これは「専攻内のインフォーマルな集まりに対応し」内部の交流を図るといふ点が見事に実現されているといえる。

(b)利用方法の提案課題

ある授業の中で、ラウンジの使い方をどうするかという議論を設ける機会がつけられた。ラウンジは常に使われているというほどではない。その機会を設けた教授は、G氏と深く親交があり、建物の意図を良く把握していた。この機会を通じて、学生の提案で、コーヒースペースの設置を行い、カフェラウンジとする提案があった。実際にこれは実現している。

上記2つの提案は、使い手が、建物の意図を理解しているからこそその提案であると言える。使われていない空間を活用することは、珍しいことではないが、そこにある意図を汲み取り、最もそれを活かす形の提案をしているという点が評価できる点である。

4-4-6 意図の乖離への捉え方

発注者(兼設計者)

発注者として建築 WG の中心人物であった教授 E 氏は、設計者は発注者の考えに「よくお付き合いしてくれて、フレキシブルに対応してくれた」と語っている。設計者側の話を知っても、発注者の間に乖離は生まれていないと言える。

そういった状況でありながら、(1)(2)で示したような意図の乖離の存在については、それぞれの専攻の教授陣が決めることが前提とし、「(専攻会議などの)決定の場に乗り込んで意図を説明して、こうした方が良くと言っても仕方がない…(中略)…それは設計者のエゴになる」という意見を持っていた。

利用者の裁量に委ねることを基本とし、「意図の通り使ってもらえることは高尚なこと」であるというように捉えていた。

設計者

設計者として、設計に携わった F 氏は「発注者の意図を深く汲み取れた」提案ができたことや、その後の設計体制でも意図伝達は「非常にうまくいったという印象」を抱いていることから、建設プロセス上の問題は少なかったと言える。

竣工後の設計者としての捉え方は、「ユーザーが入ることで利用者としての意見が出てくる」。そういったズレをどう埋めていくかということは、「竣工後もおつきあいして、アフター対応できる関係を構築・維持できるか」どうかとしており、竣工後のズレを埋めることのできる関わりを建設プロセスの中で作り上げることが重要であると感じている。

そうした関係が築けているからこそ、問題が表面化せず、意図の乖離が生まれにくいのであろう。

運営者

発注段階から建築 WG の一員として、設計者と利用者のパイプ役を担い、竣工後も運用 WG の委員長として建築に関わっていた G 氏は、(2)のような問題に対して、例えばセクレタリープールのような場所がオープンであることは他の利用者が入ってきやすくなっている利点の存在を指摘しながら、その室に属する秘書にとっては見られることで逃げ場がなく、「少し負担」とし、理解してくれていることに「運営者としては有り難い」としている。

空間の意図通り使われることで、オープンで交流しやすくなるというメリットと人によっては逃げ場がなくなったり、気が散ったりするデメリットの二面性があることを指摘しながら、多数のメリットとなる行為が個人の我慢によって成り立っていることを示している。それでも意図に理解を示すことで、その我慢が生まれているのではないだろうか。

管理者

管理者である H 氏は竣工前から関わり、共用スペースなどのルールが決定していない頃から、運営者とともにルールを決定してきた。そういった経緯もあって、「意図は把握している」とし、「知っていることで、ある程度のクレームにも説明できるし、仕方がないと思える部分もある」という風に語っている。

管理者が実施する利用者アンケートを見れば、利用者から建物に対するクレームは少なくなかった。

しかし H 氏は建物に対する不満はほとんどないと語っており、意図の乖離は発生していない。問題に関しても、それに対する、運営者や設計者を批判するような発言は見られなかった。それは、管理者自身が、「共に決めてきた経緯」があり意図の共有と関係性の構築が果たしているからであると考えられる。

4-4-7 まとめ

環境棟の事例では、建設プロセスの間では大きな問題は発生していない。それ以上に発注者と設計者との関係は非常に良好で意図の共有ができています。それは発注側の組織が入念な検討を行い、設計者の争点を明らかにした上で発注をしたことで、設計者の役割も明確化されている点が影響しているであろう。

運営者となる委員会組織も、建築プロセスに関わった人物が委員長になることで、意図の把握ができています。

管理者も設計者と直接のやり取りがあり、また、運営者とも直接のやり取りをしながら「共に決めてきた経緯」があることで、問題発生に対しては非常に寛容であり、批判的に捉えずに問題の解決を行っている。

竣工後に発生した問題に対しては、設計者の迅速な対応によって使い手側の不満を呼ぶことはなかった。

(1)の網戸設置問題では、批判的な立場だった人物が、立場が変わりと意図を理解したことで、意図を活かす方向で対応が改善されている。

(2)のガラス開口部の扱いは意図が乖離してしまっている状態にある。それはそもそものフロアごとの教授の決定時に意図に理解を示されていないことにある。それによって、4,5Fのように目隠しのシートが貼られた。2,7Fのようにブラインドカーテンやロールスクリーンといった使用学生の裁量に委ねられる解決方法を取っていれば、まだ、意図を把握させることで改善できる可能性もあるが、シートのような固定化されたもので解決されているものは簡単には改善できない。

「内部が可視化」されることで、室内に入りやすくなり、他研究室との「交流促進」や教員・秘書に対して訪問しやすくなっていることは、多くの学生も感じているという。そういったメリットを理解せず、自身が「視線が気になる」や「集中できない」といったデメリットのみを捉えて対応すると、開口全体の目隠しといった結果を取ってしまいがちになる。しかし、視線が交錯しないような室内レイアウトを検討するなどし、メリットを活かした上で問題点への対応を使い手側が考えることも必要であると思われる。

(a)(b)のように使い手側からの提案がなされるのも、意図の共有ができているからであると言えるだろう。ゆえに(2)のような意図の乖離に対しても、意図を理解することで解決できる部分も少なくないはずである。

4-5 調査分析

4-5-1 事例整理

本章で扱った各事例の整理を行う。まず、基本的な情報を表 4-5-1 に整理した。

次に、各事例について、(1)問題とその対応、(2)意図伝達体制、(3)関係者の意図の把握と伝達姿勢、(4)使い手側の問題の捉え方として、それぞれを整理する。

表 4-5-1：各事例の基本情報

	せんだいメディアテーク	豊田市生涯学習センター逢妻交流館	東京大学柏キャンパス環境棟
発注者	仙台市	豊田市	東京大学
主要用途	地区図書館、市民ギャラリー、映像センター、聴覚障がい者情報センター	生涯学習センター、貸館、図書館	大学、研究所・実験場
建築/延床面積	2933.12㎡/21682.15㎡	829.46㎡/1575.5㎡	3490㎡/21031㎡
敷地面積	3948.72㎡	7468.5㎡	237452㎡
天井高・階高	地下2階、地上8階	地上3階	地上7階、地下1階
構造	地上・鉄骨造/地下・鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
設計期間	1994年-1997年12月	2006年9月-2008年9月	構想：1999年- 設計：2004.04-2004.07
竣工日	2000年8月(2001年1月オープン)	2009年10月	2006年3月
所在地	宮城県仙台市	愛知県豊田市	千葉県柏市
受注方式	プロポーザルコンペ	プロポーザルコンペ	PF方式

(1)問題とその対応について

①せんだいメディアテーク

- ・発生した問題は建設プロセスが中心で、運営開始後に大きな問題はなかった
- ・運営開始後の問題には、コンセプトを失わないように対応した

②豊田市生涯学習センター逢妻交流館

- ・発生した問題は建設プロセス時には現れず、運営開始後に大きく表面化した
- ・問題には、設備的な追加工事により対応したが、コンセプトを失う可能性も存在した
- ・問題の中には未だ意図の乖離が埋められていないものもある

③東京大学柏キャンパス環境棟

- ・発生した問題は建設プロセス時には現れず、運営開始後に表面化した
- ・問題には、最低限の対応以外は利用者の裁量に委ねる形で対応したが、コンセプトを失う可能性も存在した
- ・問題の中には未だ意図の乖離が埋められていないものもある

(2)意図伝達体制

①せんだいメディアテーク

- ・PJ 検討委員会の設置やメーリングリストの使用による設計者と発注者の意図共有がはかられた
- ・わいわいトークや各種団体へのヒアリングなど、設計者と市民との直接のやりとりの機会が設けられた
- ・発注者側として企画した担当者が運営者側に回り継続的に建物に関与した

②豊田市生涯学習センター逢妻交流館

- ・住民組織として建設委員会が設けられ、発注者と市民の意図共有がはかられた
- ・数度の説明会が設けられ、設計者と一部市民との直接のやりとりの機会が設けられた
- ・運営者は建設プロセスへ関与していない

③東京大学柏キャンパス環境棟

- ・発注者側が十分な専門的検討を行い、設計者に要求水準を提示した
- ・設計者は会議体や定例会の形式を十分検討し、発注者と設計者の意図共有がはかられた
- ・設計者は発注者側組織を通して、利用者の意図を把握した
- ・発注者側として建設に関与した人物が運営者側に回り継続的に建物に関与した
- ・設計者は管理者に直接意図を伝える機会を設け、意図共有がはかられた

(3)関係者の意図の把握と伝達姿勢

①せんだいメディアテーク

発注者：現運営者であり、下に同じ

設計者：相手に繰り返し意図を伝え続けた。説明をしたくないなら、変わったことをしなければよいと考えている

運営者：自らは共に決定してきた共犯者であり、意図を伝え続ける責任があるとし、他の運営者や市民に意図を伝え続けている

②豊田市生涯学習センター逢妻交流館

発注者：現在建設プロセスに関わった担当者が異動し、現在の担当者は意図を把握し切れていない

設計者：ヒアリング実施できず

運営者：雑誌で意図を確認するなど、設計者から意図伝達がなされていないが、利用者に雑誌を見せるなどし、建物の良さを説明している

③東京大学柏キャンパス環境棟

発注者：意図を押し付けることはエゴとなるとし、意図をある程度伝え、利用者の裁量に委ねた

設計者：会議体を考えるきっかけとなり、最も良く意志疎通を図る形を考えた

運営者：意図をある程度伝えた上で、利用者の裁量に委ねた・

管理者：問題対応時には意図の説明を行っている

(4)使い手側の問題の捉え方

①せんだいメディアテーク

発注者：現運営者であり、下に同じ

運営者：マイナスに捉えても仕方ないとし、コンセプトを活かしてプラスに持っていく方法を模索する

②豊田市生涯学習センター逢妻交流館

発注者：意思疎通が不十分だったとし、同様の被害がでないように情報を公開を徹底するといった次の建物へ参考とする失敗例と捉えている

運営者：運営へのメリットは一切ないとマイナスに捉え、問題の解決を模索するがコンセプトを前提とはしていない

③東京大学柏キャンパス環境棟

発注者：意図通り使われることは高尚なことで、乖離が生まれるのは仕方ないと捉えている

運営者：利用者の我慢によって成立する部分もあり、理解を示してくれることが運営者にとって助かることであるとし、ある程度乖離が生まれるのは仕方ないと捉えている

管理者：ある程度乖離が生じるのは仕方ないと捉え、意図を把握している立場として説明している

4-5-2 分析と考察

事例の調査結果を意図伝達に着目して図 4-5-1 のようにまとめた。

問題発生時の捉え方の差異

表(青枠部)に示すように、逢妻交流館の事例では、運営者が利用者からのクレームや要求に応える立場となるが、意図を把握しておらず、建設プロセスにも関与していないため、板挟み状態となる。【4-5-1(2)】その時、問題に対する捉え方はマイナスに捉えてしまい、問題の解決を模索する【4-5-1(4)】も、その結果コンセプトと乖離した利用実態を生む可能性があった。【4-5-1(1)】

メディアテークでは運営者が利用者からのクレームや要求に応える立場となるが、建設プロセスに関与した発注者からの立場として、意図を把握している。【4-5-1(2)】その時、問題に対してマイナスに捉えず、【4-5-1(4)】問題にはコンセプトを失わないように対応している。【4-5-1(1)】

環境棟では管理者が利用者からのクレームや要求に応える立場となるが、設計者からの説明により、意図を把握している。【4-5-1(2)】その時、問題が生じることはマイナスには感じておらず、【4-5-1(4)】説明を行い、利用者を納得させている。【4-5-1(1)】

このように、意図を把握しているかどうかで差異が見られた。そこには以下のような違いがある。

意図を把握していた運営者

- ①問題をポジティブに捉え対応する
- ②問題解決時に、コンセプトを活かせる対応方法を取る

意図を把握していない運営者

- ①問題をネガティブに捉え対応する,設計者に批判的になる
- ②問題解決時にコンセプトを否定しかねない対応方法をとる場合がある
- ③建築の批判に繋がる

設計意図伝達姿勢の差異

建設プロセスにおける意図伝達の一般的な流れとして、「設計者～発注者～運営者～利用者」であるとすると、図4-5-1の赤枠部分になる。

逢妻交流館は、発注者～運営者の間で途絶えており、その運営者は設計者からも明確な伝達を受けていない。メディアテークと環境棟は、共に表を見る限りでは、意図伝達が図られているものであるが、4章で示したように、環境棟では乖離が存在している。

その要因として、創り手側の意図伝達の姿勢の違いが指摘できる。そこには以下のような違いがある。

せんだいメディアテーク

設計者：相手に繰り返し意図を伝え続けた。説明をしたくないなら、変わったことをしなければよいと考えている

運営者：意図を伝え続ける責任があるとし、他の運営者や市民に意図を伝え続けている

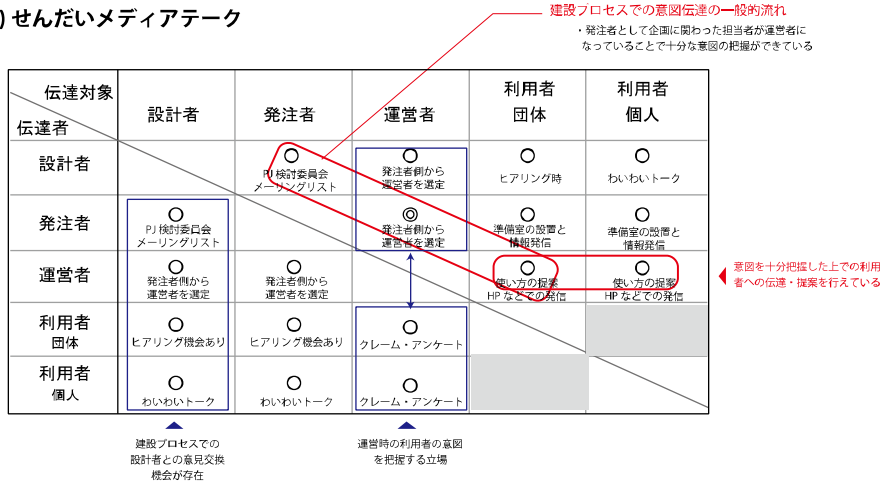
東京大学柏キャンパス環境棟

発注者：意図を押し付けることはエゴとなるとし、意図をある程度伝え、利用者の裁量に委ねた

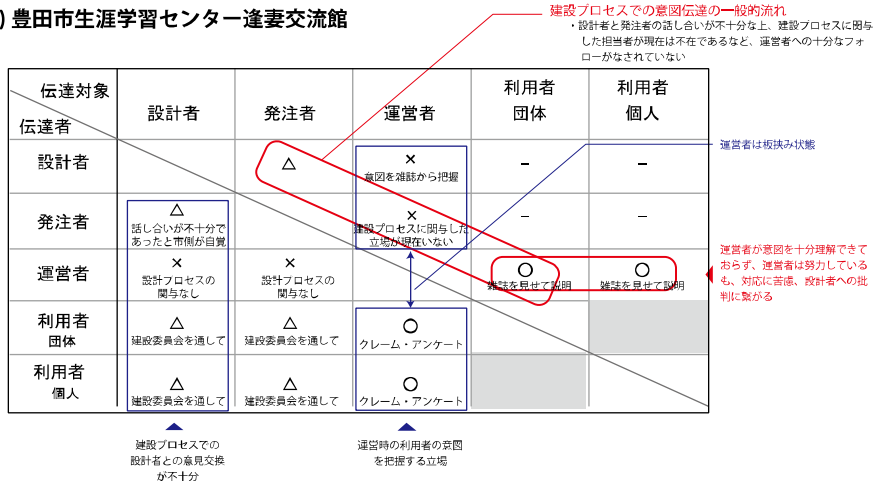
運営者：意図をある程度伝えた上で、利用者の裁量に委ねた

このように、設計した責任を持って、徹底的に意図を伝えようとする姿勢が、運営者と共有されているメディアテークに対して、意図を押し付けることはエゴとなってしまうとして、利用者の裁量に委ねている環境棟でのスタンスの違いが、後者に意図の乖離が発生する一つの要因である。

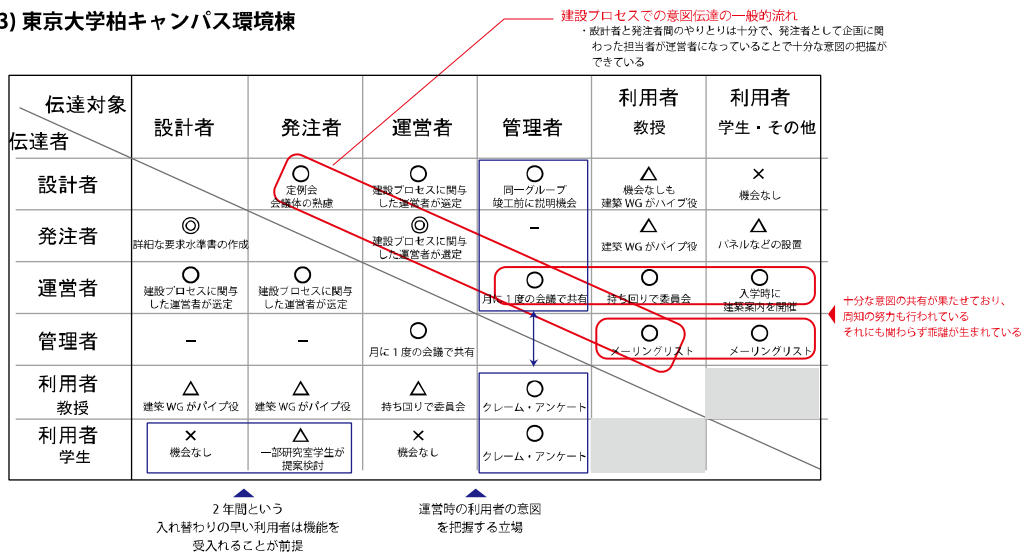
(1) せんだいメディアテーク



(2) 豊田市生涯学習センター逢妻交流館



(3) 東京大学柏キャンパス環境棟



◎：特殊な方法で最大限に伝達できた ○：意図の伝達は十分であった △：不十分である ×：意図の伝達できていない -：調査からはどちらともいえない

図 4-5-1：調査結果のまとめ

補注

- 1 上村(2007:18)より
- 2 元仙台市企画課 A 氏ヒアリングより
- 3 「せっかくだから、有名な建築家にお願ひしよう」(元仙台市企画課 A 氏)
- 4 元仙台市企画課 A 氏ヒアリングより
- 5 「言ったら断ると思っただけ、市が OK 出しちゃった。そんなリスクなコンペを市が受け入れると思わなかっただろうね。」(仙台市企画課 A 氏)
- 6 「smt コンペティション」『建築・非線形の出来事-smt からユーロへ』,p.26 より
- 7 上村(2007:29)より
- 8 「市民シンポジウム『わいわいトーク』『建築・非線形の出来事-smt からユーロへ』,p.46
- 9 元仙台市企画課 A 氏ヒアリングより
- 10 「普通のコンペでは、案の決定後にその場所とは？と考えることはほとんどない。」(設計担当者 B 氏)
- 11 「『メディアテーク』という言葉にはフランス型とドイツ型の 2 つのタイプが存在し、メディアテークは最終的にフランス型を取るが、公開審査時はそれすら決まっていなかった。」(設計担当者 B 氏)
- 12 「怒りの質問状」を提出したのち、設計者の論考が正式に新聞記事に掲載されるようになり、さらに芸術協会ら各種団体と計 8 度に渡るも「緊張する打ち合わせ」(B 氏)を繰り返した
- 13 「桂英史とスペシャリスト・ラウンドテーブル&smt メーリングリスト」『建築・非線形の出来事-smt からユーロへ』,pp.70-73
- 14 元仙台市企画課 A 氏ヒアリングより
- 15 元仙台市企画課 A 氏ヒアリングより
- 16 「近代を越える『もうひとつの空間』」『新建築 2001 年 3 月号』,pp.71-75 より
- 17 「公開空地」『建築・非線形の出来事-smt からユーロへ』,p.65
- 18 「連続インタビュー」『日経アーキテクチャ 2001 年 3 月 5 日号』,p.32
- 19 副館長 A 氏ヒアリングより
- 20 副館長 A 氏ヒアリングより
- 21 旧交流館は 840 m²で、昭和 55 年に建築された。(教育委員会定例会議事録)
- 22 愛知県広報第 2298 号,p.992 より
- 23 平成 20 年 11 月教育委員会定例議事録より
- 24 「開かれた公募型プロポーザルを目指して」『日経アーキテクチャ 2006 年 10 月 16 日号』
- 25 豊田市の生涯学習センターの標準的な規模は 1500 m²であった。(教育委員会定例会議事録)
- 26 「設計のプロセス PLOT」『豊田市生涯学習センター逢妻交流館』編 GA JAPAN 85,p.46
- 27 「地方都市にある延床 1500 m²の小さな規模の建築ですから、地元の若い設計者ばかりだと思っていたのです。蓋を開けてみて、知名度のある建築家が何人も参加されていて、選ぶ立場としては焦ったくらいです(笑)」(GA JAPAN 85,p.40)
- 28 施設パンフレット「祝 竣工 逢妻交流館」より

-
- 2⁹ 館長 D 氏ヒアリングより
- 3⁰ カーテンの取り付けの際、天井部にはカーテンを取り付けられる部分がほとんどなく、手が入るのがや
つとのごく細い奥まったスペースに取り付けざるを得ず、施工が極めて難しかった。また、平面上
500mm ほどのスペースしかない通路もあり、業者が脚立を設置することもできなかった。(D 氏ヒア
リング)
- 3¹ : 運営者は市販される最大のサイズのすだれを取り付けたが、ほとんど覆うことができていない。
- 3² 新領域創成科学研究科 HP「柏キャンパスの歴史」より
- 3³ 教授 G 氏ヒアリングより
- 3⁴ 環境棟パンフレット「環境学研究系の建築」より
- 3⁵ 教授 G 氏ヒアリングより
- 3⁶ 浜(2007)より
- 3⁷ PFI 事業のため、施工会社は設計会社と組む必要があった(設計担当者 F 氏ヒアリング)
- 3⁸ 浜(2007)より
- 3⁹ 管理会社担当者 H 氏ヒアリング
- 4⁰ 管理会社担当者 H 氏ヒアリング
- 4¹ 東京大学大学院新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻 HP

参考文献

- 1) 愛知県(2007)「愛知県告示第 571 号」『愛知県広報第 2298 号』,p.992
- 2) 上村武男(2007)「せんだいメディアテークはどのように成功しなかったか」,武蔵野美術大学学位論文
- 3) 『建築・非線形の出来事-smt からユーロへ』 彰国社,2003
- 4) 「近代を越える『もうひとつの空間』」『新建築 2001 年 3 月号』 新建築社,pp.71-111
- 5) 豊田市教育委員会「平成 20 年 11 月教育委員会定例会議事録」,2008,p6
- 6) 「東京大学柏キャンパス環境棟」『新建築 2006 年 10 月号』 新建築社, pp.144-153 東京大学
- 7) 「東京大学柏キャンパス 環境学研究系の建築」『新領域創成科学研究科 環境学研究系パンフレット』
- 8) 東京大学「話譚セミナー」東京大学大学院新領域創成科学研究科 社会文化環境学専攻ホームページ
<http://sbk.k.u-tokyo.ac.jp/current_student/wainseminar.html#next>(2012.01.14 参照)
- 9) 「連続インタビュー せんだいメディアテークの設計者と施工者に聞く」『日経アーキテクチャ 2001 年 3 月 5 日号』 日経 BP 社,2001
- 10) 『日経アーキテクチャ 2006 年 10 月 16 日号』 日経 BP 社,2006(11)
- 11) 『GA JAPAN 85』 ADA エディタトリー,2007
- 12) 『GA JAPAN 103』 ADA エディタトリー,2010
- 13) 浜(2007)「東京大学柏キャンパス環境棟見学会」『建築家フォーラム』
<<http://www.kentikuka-forum.net/forum/f073/f073.htm>>(2012.05.14 参照)
- 14) 東京大学(2003)「東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業」

第 5 章 結論

否定視と肯定視

建築をつくる際には、様々な意図が混在し、意図の乖離が発生する。そのズレを建設のプロセスの中で、妥協と折り合いなどによって建築はつくられる。

創り手と使い手が共に建築をつくらねばならなくなった今、そういった意図の乖離の発生に対し、否定的に捉え、問題視し、創り手側を批判するようなく否定視>する使い手の傾向がある。それは、本研究の建設プロセスに関与できなかった運営者の態度や、利用者の態度からも現れている。

<否定視>するということは、自己の今までの過去の経験と照合して判断されるため、機能が優先されやすい。そして、使い手が<否定視>して問題を捉えるとき、その空間が持つ力や、コンセプトといった肯定的な影響に目を向けず、機能の充実を図って、逆にそれら肯定的な影響を失ってしまうような問題解決を図ってしまう危険性が存在する。

そうなったとき、その建築はごく一般的なものとなって、肯定的な影響を生むためにかけられた予算も無に帰すことになり、最も誰のためにもならない建築が成立してしまう。

それを避けるためには、創り手側が要求される条件を満たすような建築をつくる必要があるのは当然であるが、創り手側だけの努力では解決できない側面がある。つまり、使い手側が、建築において発生した問題を、批判的に捉え、設計者を批判し、技術的な問題解決を図るようなく否定視>だけでなく、問題を批判的に捉えず、どう肯定的な影響を活かしながら解決するかということを考えるようなく肯定視>する態度も必要であるということである。

建築を建築家と市民が一体となってつくる際には、使い手側も考えることが重要なのである。

意図の把握と意図伝達の重要性

そこで、使い手が考え、〈否定視〉するだけでなく〈肯定視〉できるようにするためには、意図の把握が重要となる。本研究で挙げられた結果は、意図の共有がなされている運営者は問題発生時にマイナスに捉えることをしていなかった。つまり、意図を把握することで、ある程度〈肯定視〉できるようになると言えるだろう。

言い換えれば、使い手側に、〈否定視〉していたものを〈肯定視〉させるには、創り手側の意図の伝達が重要になるのである。

その意図伝達は現代の一般的な公共施設を考えれば、以下の図のようになっており、そのどこかで意図伝達が不十分であれば、意図の乖離が発生し、〈否定視〉されてしまう。

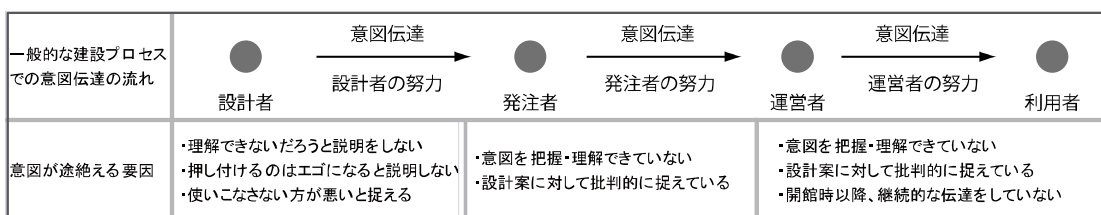


図 4-5-1：意図伝達の流れと途絶える要因

創り手と使い手の体制と態度

図 5-1 のような意図伝達を途絶えさせず、意図を確実に伝達させていくには、次のような体制を取ることが考えられる。

①発注者側で関わった人が運営者になる

利点：設計者と直接やりとりしてきた経験を活かせ、乖離が少ない

懸念：担当者にとっての人生を左右しかねない

例) せんだいメディアテーク、武蔵野プレイス、東京大学柏キャンパス環境棟

②竣工後も設計者が関わり続ける

利点：設計者の思った通りの意図を伝えられる

懸念：設計後の行為に報酬が払われにくく、設計者にとって過剰な負担となる、

③運営者が竣工前から関与する

利点：少しでも意図の把握が可能で、建設プロセスに関わることによる責任感も生まれやすい

懸念：運営者が<否定視>して建築を捉えれば、保守的な建築が生まれてしまう可能性がある

例) PFI 事業全般,東京大学柏キャンパス環境棟

④設計者の意図を理解できる第3者が竣工後まで関わる

利点：設計者のみに過剰な負担がかからない

懸念：第3者の立場になるに創り手と使い手の両方の立場に立て、かつ相当の知識や技能が求められる

例) PFM グループの取り組み(成功例は少ない)

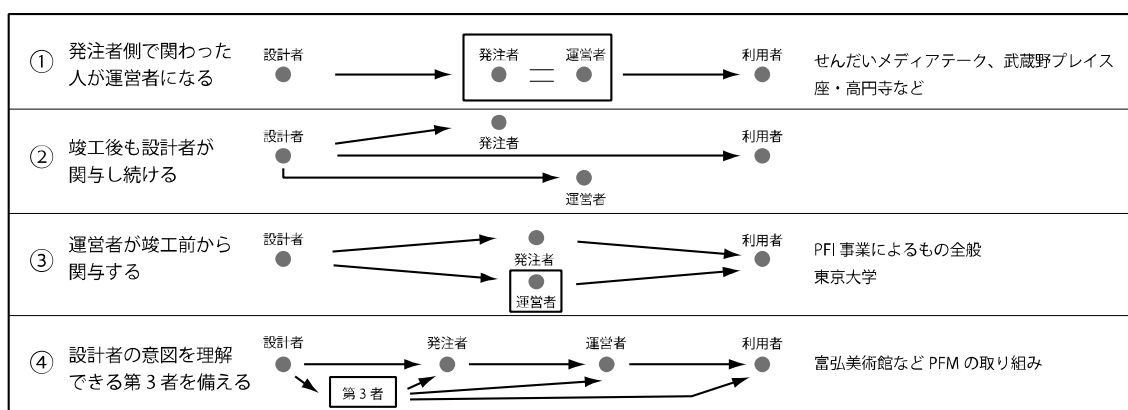


図 5-2：意図伝達の流れと途絶える要因

しかし、設計者が継続的に関与するといった②は、設計者の負担が大きく、現実的ではない。

また、④のような形は、PFMグループという形で設計プロセスから運営後まで関わる体制をつくったりと、これまでも試みてきているが、実際にうまくいっている例はほとんどない。

①のように、施設に継続的に関わり、利用者とのコミュニケーション、意図伝達を直接行える運営者が最も重要となるだろう。そのためには、いかに運営者が意図を把握している体制をつくれるかが求められる。それゆえに、安易な運営者の選定は避けねばならない。

企画に関与した発注者が責任を持って常駐の運営者の立場に回り、肯定視しながら建築家と施設を作り上げることが公共施設設計において意図の乖離を埋められる一つの在り方である。

これを本研究の結論とする。

おわりに

竣工後の評価システムの必要性

今回の研究を行う上で、文献資料は竣工当時のものが中心であり、数年後の建築の実態が把握できるものがほとんどみられなかった。つまり、建築の評価が完成時に限定されてしまっていることを実感した。

また意図の乖離は竣工後から数年間の間に集中的に発生する。そこでの対応を誤ると乖離の解消を果たすことは難しい。

それゆえに、竣工時だけでなく、その後の運営プロセスも含めて建築・設計者の評価がなされれば、創り手・使い手双方が使い方を考えることに繋がるのではないだろうか。

今後の課題

今回の研究は、3章で挙げた全ての事例を調査することができていない。それゆえに調査内容に偏りが生じている可能性があり、意図の乖離の実態を十分に調査出来ていない部分があると考えられる。

また、建築を取り巻く創り手と使い手の態度を、大きな枠の中で捉えるために、施設の規模や用途を限定して行うことはしていない。そのため、意図の乖離の問題における一端を示しているに過ぎない側面もあり、同等規模での比較や用途ごとの問題発生と対応を比較検討することも必要である。

加えて、運営者という立場が重要であるという前提をもとに、建設プロセスの関与の有無とそれに伴う意図の理解、問題発生時の対応といったデータの収集を行い、本研究で見えた課題の一端を一般化する必要がある。

建築家設計の公共施設における意図の乖離に関する研究

～創り手と使い手の意図伝達に着目して～

Research of Deviation of intent in public facilities designed by Architect,
focusing on the method of communication

学籍番号 47116758
氏名 山根 教彦(Norihiko, Yamane)
指導教員 清水 亮 准教授

1.研究の背景と目的

1-1 研究の背景

建築を建設するには発注者、設計者、利用者など多数の人々に関わる。それぞれの建築に対する意図は多様であるが、それらが乖離するとき、建築はうまく機能せず、衰退してしまう。こういった意図の乖離は、建築家が設計者となるとき、顕著に表れる。専門家として建築家が意図する思想と、建築に関わる市民の意図との間には乖離が生じやすい。特に公共施設においては、そのズレによって設計者や発注者が市民の批難的となることも少なくない。

このような乖離が社会的な問題として表面化したものに 2005 年「富弘美術館空調問題」や 2006 年「邑楽町庁舎訴訟」、2009 年「(仮称)小田原城下町ホール建設問題」などがある。

こういった建築と社会のズレは建築家側も認識し、問題提起がなされてきたが、未だ改善されるには至っていない。

そういった状況の中で、建築に起こる問題は、設計者や発注者ら創り手側の責任と捉えられることが多く、技術的・金銭的な解決が求められる。しかし、利用者ら使い手が「考える」ことを放棄している社会的な背景を見過ごしている可能性があることも再考する必要があるのではないだろうか。

1-2 研究の目的

以上を踏まえ、次の研究目的を設定した。

(1)過去の意図の乖離が表面化した事例を整理し、その実態を明らかにする。

(2)現在運営中の施設にヒアリングを実施し、関係者の立場ごとの意図の乖離に対する捉え方と対応方法を分析する。

(1)(2)を踏まえ、竣工後の運営の中で意図の乖離を埋めていくための在り方を提示する。

1-3 研究の位置づけ

本研究に関する学術的な研究は非常に少ない。その中でも設計意図と使用者の施設評価のズレを問う研究としてアンケート調査などから利用評価を問うもの¹や建築におけるプランニングの良し悪しを評価するもの²など使い方調査(POE)に類するものがいくつか見られたが、それらは設計段階での対応を検討するものが主であり、運営段階での対応を検討するには不十分である。

本研究は運営段階での対応を検討する研究として、まずは創り手と使い手の取るべき態度を示し今後の研究の足掛かりとする。

1-4 研究の方法

対象とする各建築施設において、主たる関係者へのヒアリング及び、資料・文献調査を行うことでデータを収集・分析をする。

2.意図の乖離の発生に対する歴史的考察

建築界において 1900 年頃は芸術家か技術者かといった議論が中心で、社会とのズレも指摘されている。その後 1950 年頃から住宅が製品化された背景や建築家の増加につれて、建築家と一般とのズレが発生する。

1970年代には建築家側もズレを認識し指摘がなされ始めた。1990年代から社会の建築プロセスの透明化への要請に呼応して公共施設におけるコンペの増加、住民参加が行われるが、ズレを埋められぬまま建築家と市民の距離が近づいたことで、問題が表面化されるに至る。

3. 表面化した問題の事例調査

日経アーキテクチャ 1990年以降に掲載された問題の事例収集を試みた。ここでは主にコンペによる設計者選定を取り上げ、表1のような事例が挙げられた。それらを問題発生時期ごとに整理した。

表1 問題が表面化した事例

実施	開館	事例名称	問題内容	発生時期	
1	1995	2001	(仮称)せんだいメディアテーク設計競技【現せんだいメディアテーク】	地元新聞社からの建築批判記事が掲載される	設計行為中
2	2002	2005	東村立新富弘美術館建設国際設計競技【現富弘美術館】	問題発生による損害を指摘した村長と住民参加で進めてきた関係者や設計者らとが対立した	竣工後
3	2003	建設中止	群馬県邑楽町役場庁舎等設計者選定住民参加型設計者提案競技	建設費用が過剰であるとし、町長交代を受け、設計案を白紙撤回し、新たにコンペを開催した	設計完了後
4	2004	建設中止	安中環境アートフォーラム国際設計競技	詳細不明	不明
5	2004	2010	武蔵境新公共施設設計プロポーザル【現武蔵境プレイス】	コンペ時の計画案の変更を求めた市側とそれに対する市民側とが対立した	設計行為中
6	2006	建設中止	(仮称)城下町ホールエスキースコンペ	建築家の設計案に対して市民の反対運動により、計画の見直し、設計者の再検討に至った	設計完了後
7	2007	2010	豊田市生涯学習センター逢妻交流館移転新築設計競技【現豊田市生涯学習センター逢妻交流館】	竣工後、空調トラブルを含め、多くの建築における問題が発生した	竣工後

(1)設計期間

市民との意見交換もしくは基本計画完了後の計画案公表により、計画案を知った人々による批判である。その後の対応により解決できているが、設計者への負担増加や設計期間の長期化が見られる。

(2)建設期間

施設機能を重視した一部市民による、設計案の批判である。問題は、予算過剰などを理由に設計が終了していたにもかかわらず、行政側が建設中止・設計者再検討をするまでに大きくなり、発注者が新しい体制となった後にも問題解決はできなかった。

(3)運営期間

運営期間に起きた問題は、発注者や運営者による、施設機能不十分とした設計者への批判である。これらの問題は設備の追加工事などによって運営者自身が解消しているが、設計者と発注者もしくは運営者との関係には溝が生まれている。

4. 意図の乖離における問題の事例調査

4-1 調査対象

3章で挙げた事例を踏まえ、意図の乖離の実態を明らかにすべく、①問題と問題の扱い方、②関係者同士の意図伝達行為に着目し、文献調査とヒアリング調査を行った。

今回は3章の事例で調査が可能であった範囲で取り上げる。また、様々な状況の資料を入手しやすい東京大学の事例も加えた。

4-2 事例調査

調査した事例はせんだいメディアテーク、豊田市生涯学習センター逢妻交流館、東京大学柏キャンパス環境棟の3つである。その結果を表2に整理した。

4-3 事例分析

(1)意図の乖離

①メディアテークでは、市民と間の乖離が、地元新聞社からの批判記事により表面化した。設計者はそれに対し、怒りの質問状として、記事の誤りを指摘し、意図の明を丁寧に記述した。その後、新聞社が設計者の論考を掲載するなどし、市民への意図の発信へと繋がった。各種団体にも意図を説明し続け、行政と委員会組織の設立やメーリングリストを用いた意見交換などスピード感のあるやり取りを繰り返し、最終的には乖離を埋めることができた。(図1)

他に、運営時にも設計意図と利用実態に乖離が発生したが、市の担当者が運営者に移行し意図を把握していたこともあり、そのズレは埋められ大いに利用されている。

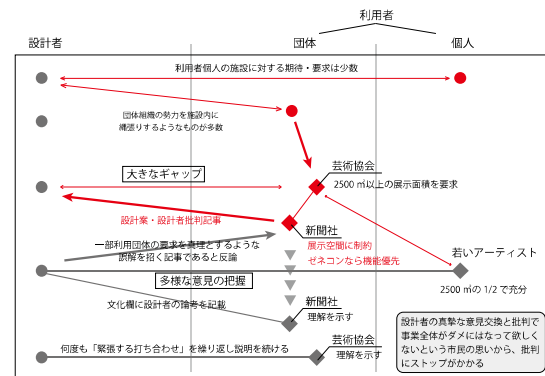


図1: 地元新聞社との応酬：設計者・市民間の乖離の関係

②逢妻交流館では、建設プロセスに問題は発生しなかった。竣工後、ガラス曲面激突事故や室内の反響問題などの問題が起こった。その中でも様々な活動の可視化を意図した全面ガラス張りの影響によって生まれた日射の問題は、利用者からのクレームが相次ぎ、数グループの利用取りやめにも繋がっている。運営者は建設プロセスに関与しておらず、指定管理者制度により委託されている。設計意図は雑誌で確認したという。また、その対策としてカーテン・すだれの設置などを行うが、根本的な解決には至っておらず、現在室温を測定し、市に報告する段階である(2011.9.10 時点)。この対応によって、施設内が閉じられる可能性もあり、意図と実態は乖離しているといえる。(図2)

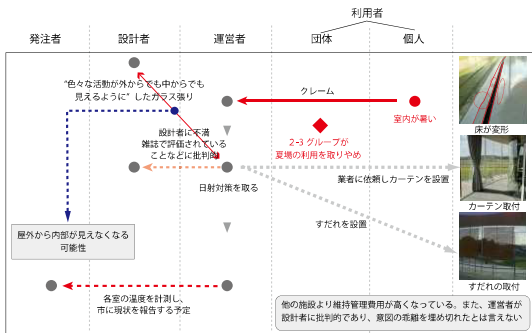


図2：日射問題：創り手と使い手の乖離の関係

③環境棟では、竣工後、網戸設置問題やガラス開口激突事故などがあり、また現在ガラス開口部の閉鎖という意図の乖離が生まれている。これは、閉鎖的になりがちな研究室内部の可視化を意図したものであったが、激突事故に合わせて設けられた目印によって目隠しされているものもある。その際の運営者の対応が、可動式のカーテンで居住者が可視化させるかの判断ができるものもあれば、シートのような固定化されたものもあり、意図が乖離している状態であると云えた。(図3)

(2)問題発生時の捉え方と対応の差異

表2の角枠に示すように意図の把握の有無で問題に対する捉え方と対応方法には違いが見られた。

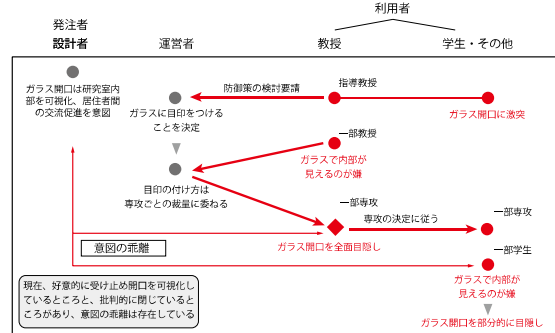


図3 ガラス開口部の扱い：創り手と使い手の乖離の関係

表2：各事例のまとめと意図伝達の有無

	せんだいメディアテーク	豊田市生涯学習センター逢妻交流館	東京大学柏キャンパス環境棟
発注者	仙台市	豊田市	東京大学
主要用途	地区図書館、市民ギャラリー、映像センター、聴覚障がい者情報センター	生涯学習センター、貸館、図書館	大学、研究所・実験場
建築・延床面積	2933.12㎡/21682.15㎡	829.46㎡/1575.5㎡	3490㎡/21031㎡
敷地面積	3948.72㎡	7468.5㎡	237452㎡
天井高・階高	地下2階、地上8階	地上3階	地上7階、地下1階
構造	地上・鉄骨造/地下・鉄筋コンクリート造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造
設計期間	1994年-1997年12月	2006年9月-2008年9月	構想：1999年- 設計：2004.04-2004.07
竣工日	2000年8月(2001年1月オープン)	2009年10月	2006年3月
所在地	宮城県仙台市	愛知県豊田市	千葉県柏市
発注方式	プロポーザルコンペ	プロポーザルコンペ	PFI方式
意図伝達	低連対象 発注者	低連対象 発注者	低連対象 発注者
	設計者	設計者	設計者
	運営者	運営者	運営者
	利用者 団体	利用者 団体	利用者 団体
	利用者 個人	利用者 個人	利用者 個人
運営管理者の問題への捉え方	マイナスに捉えることはせず、プラスとなる解決方法を模索する	マイナスに捉え、設計者に対して批判的に捉える	一部利用者側への負担も理解しつつ、効果もあると捉える(運営者) 仕方がない部分もあると理解を示す(管理者)

《意図を把握していた運営者》

- ①問題をポジティブに捉え対応する
- ②問題解決時に、コンセプトを活かせる対応方法を取る

《意図を把握していない運営者》

- ①問題をネガティブに捉え対応する, 設計者に批判的になる
- ②問題解決時にコンセプトを否定しかねない対応方法をとる場合がある
- ③問題発生が建築・設計者の批判に繋がる

(3)意図伝達の姿勢

表2丸枠部のように建設プロセス上の意図伝達が十分でも乖離は発生していた。その際の、設計者と運営者の意図伝達の姿勢を見ると、メディアテークでは相手に徹底的に説明を続ける、意図を伝え続ける責任がある、とする一方、環境棟では意図を押し付けるのは設計者側のエゴになる、利用者の裁量に委ねる、という姿勢の違いが見られ、後者で乖離が発生していることから、説明をし続ける姿勢が求められる。

5. 結論

否定視と肯定視

問題の発生を否定的に捉えるようなく否定視>が見られたが、その問題対応はその場が持つ肯定的な影響を確認せず、さらにはそれさえも失ってしまう危険性があった。つまり、使い手は<否定視>だけでなく、肯定的な要素を理解し対応する<肯定視>の態度が求められる。

意図の把握と意図伝達

意図の把握が<肯定視>に繋がるのが4の(2)から分かる。故に創り手は使い手に意図を伝達し把握させることが重要となる。

創り手と使い手の体制と態度

意図が確実に伝達されうるためには図4のような体制が考えられる。しかし、②は現実的でなく、利用者との直接のやり取りを行う運営者の立場が重要となる。ゆえに安易な運営者の選定は避けねばならない。①のように企画に参与した発注者が責任を持って常駐の運営者の立場に回り、肯定視しながら建築家と施設を作り上げることが公共施設設計において意図の乖離を埋められる一つの在り方である。

6.おわりに

調査の上で、文献資料は竣工当時のものが中心で数年後の建築の実態が判断できるものがほとんどなく、建築評価が完成時に限定されていると強く実感した。

意図の乖離は竣工後から数年間の間に集中的に発生する。そこでの対応を誤ると乖離の解消を果たすことは難しい。

それ故に竣工時だけでなく、その後の運営プロセスも含めて建築・設計者の評価がなされれば、創り手・使い手双方が使い方を考えることに繋がるのではないだろうか。

参考文献

- 1) 遠山元(2002)「設計者の意図と実際の住まい方」日本建築学会大会学術講演梗概集
- 2) 八木澤惣一(2000)「設計意図と施設の評価からみた使う側が求める火葬場像について」日本建築学会大会学術講演梗概集

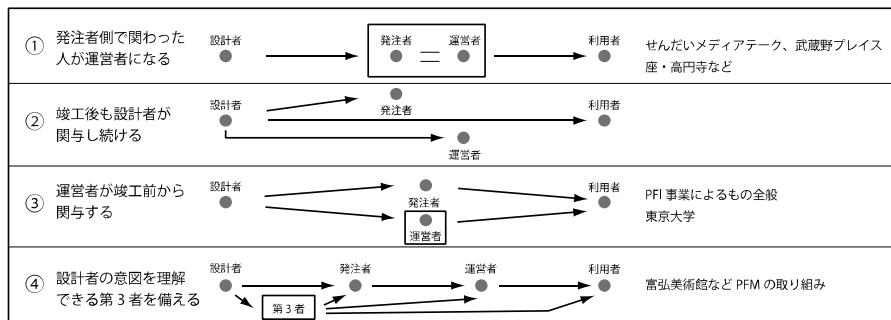


図4 意図の乖離を埋めるための創り手と使い手の体制